

参考資料集

I : 参考資料

II : ヒアリング資料

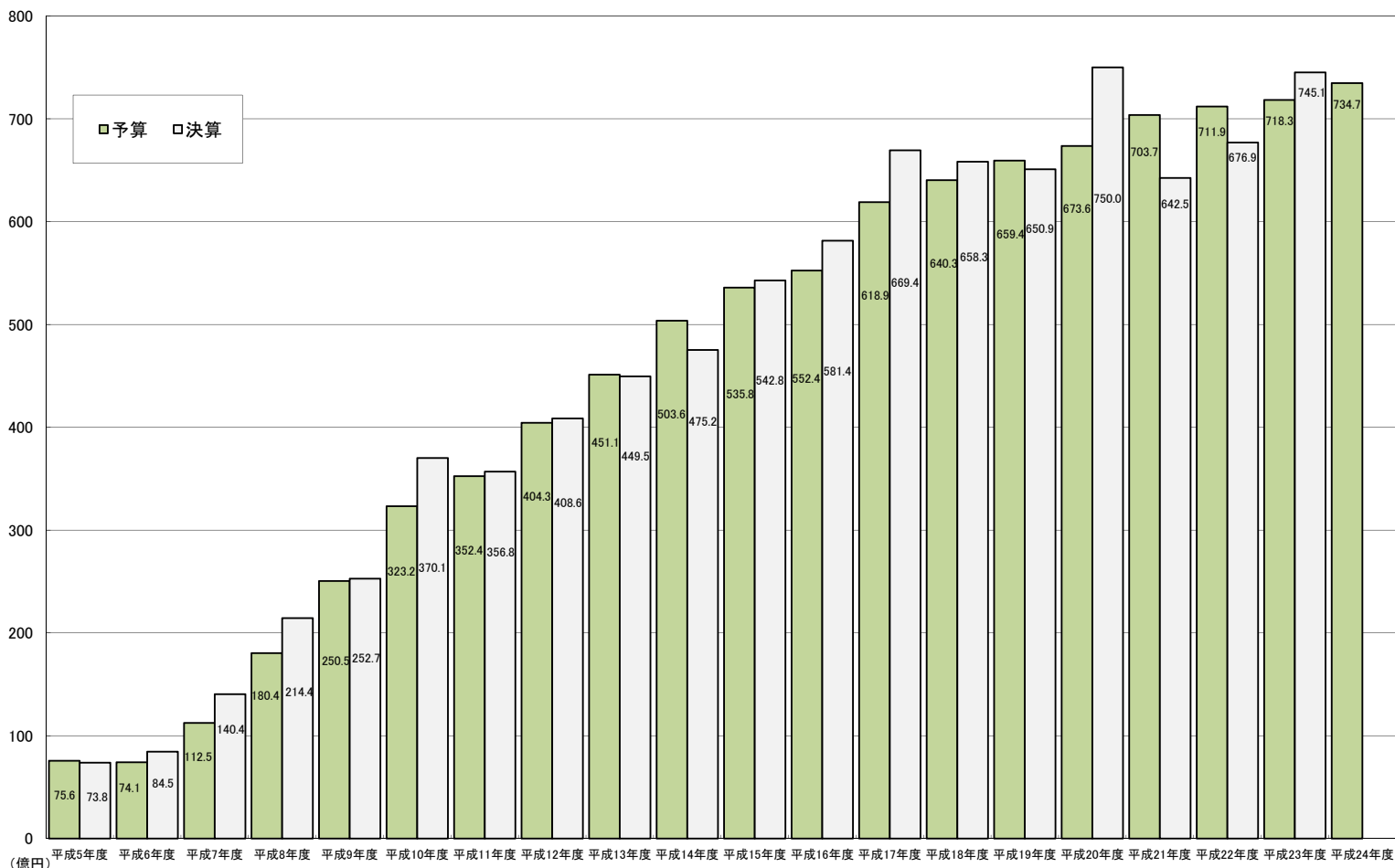
III : 議事要旨

I. 参考資料

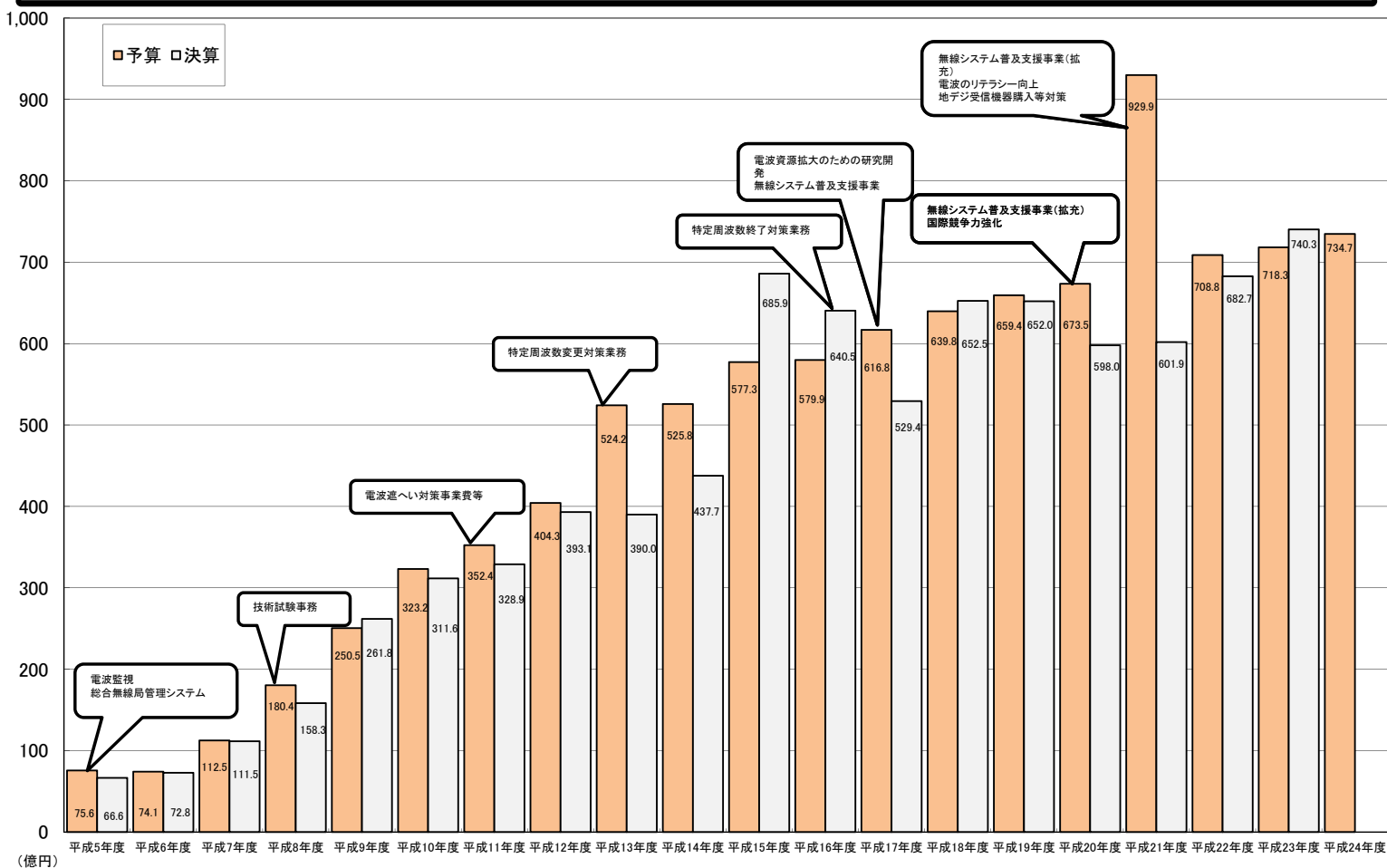
目 次

1. 電波利用料財源の歳入予算・決算の推移
2. 電波利用料財源の歳出予算・決算の推移
3. 電波利用料財源の歳出予算(事務別)の推移
4. 電波利用料財源の歳入決算の推移
5. 電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成25年度)
6. 電波利用料予算 歳出の内訳
7. 電波利用料の用途(電波利用共益事務)
8. 電波法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 36 号)の概要
9. 電波利用料の料額(H23-H25)の算定方法
10. 各無線システムへの負担額の配分における特性の勘案
11. 電波利用料の減免の対象
12. 地上テレビジョン放送デジタル化後の空き周波数の有効利用
13. 700/900MHz 帯の周波数再編の概要
14. 災害対策基本法の指定公共機関等について
15. 国民保護法の指定公共機関等について
16. 災害対策基本法及び国民保護法(抜粋)
17. 放送の「あまねく普及」について
18. 特定基地局の開設計画
19. 特定基地局開設指針におけるカバー率(5年目時点)
20. 放送の「世帯カバー」率と通信の「人口カバー」率の定義の違い
21. (参考)特定基地局の開設計針における放送の世帯カバー率(90%)について
22. V-High マルチメディア放送のカバレッジ計画(80%を超える全国世帯カバー率達成の困難性)
23. 地デジ後の跡地を使用したサービスに係る電波利用料の特別な負担の有無
24. A 群の制度を導入することとした理由
25. ホワイトスペースの利活用
26. ホワイトスペース利用システムの共用方針(平成 24 年 1 月 ホワイトスペース推進会議取りまとめ)

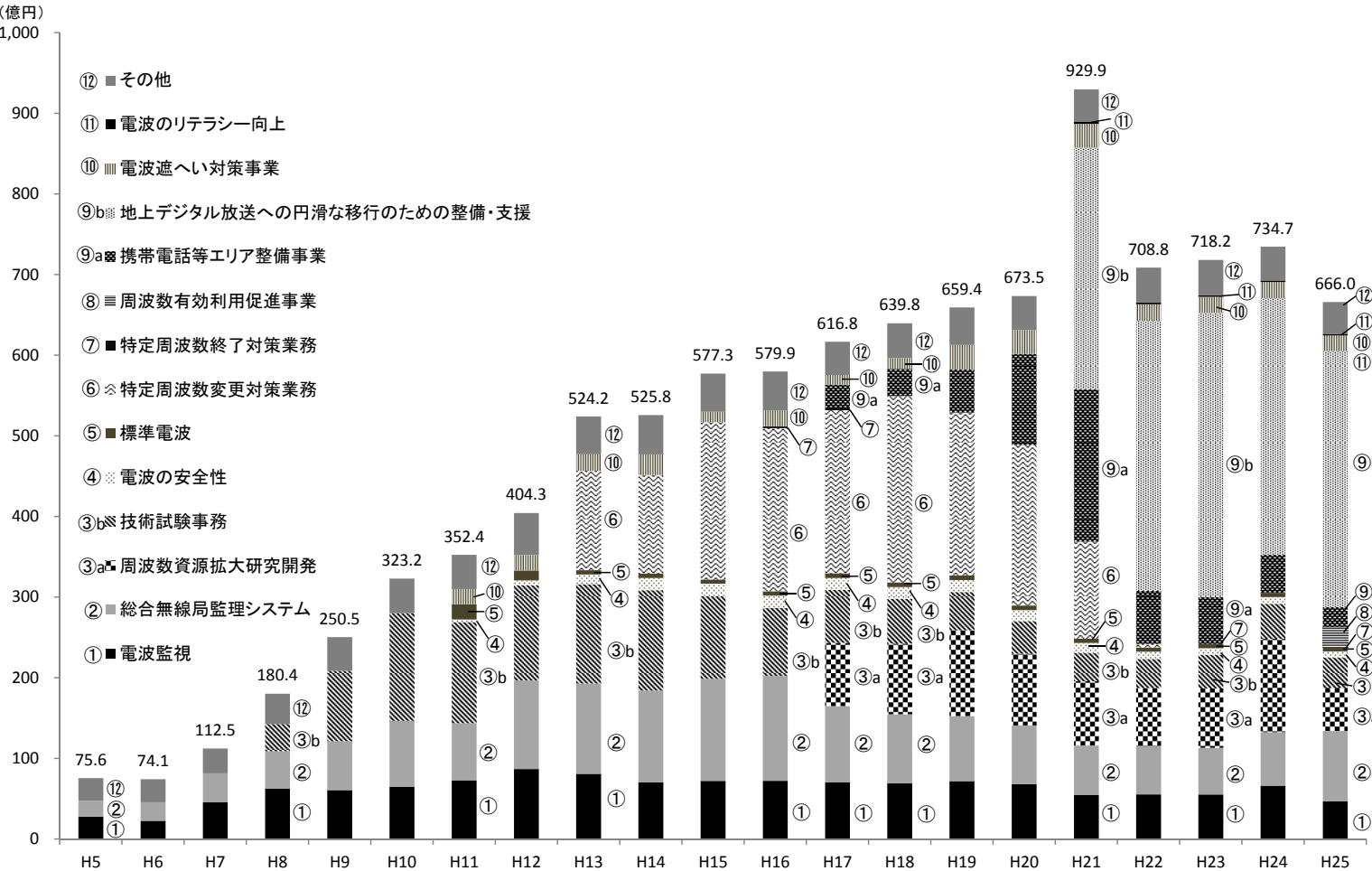
電波利用料財源の歳入予算・決算の推移



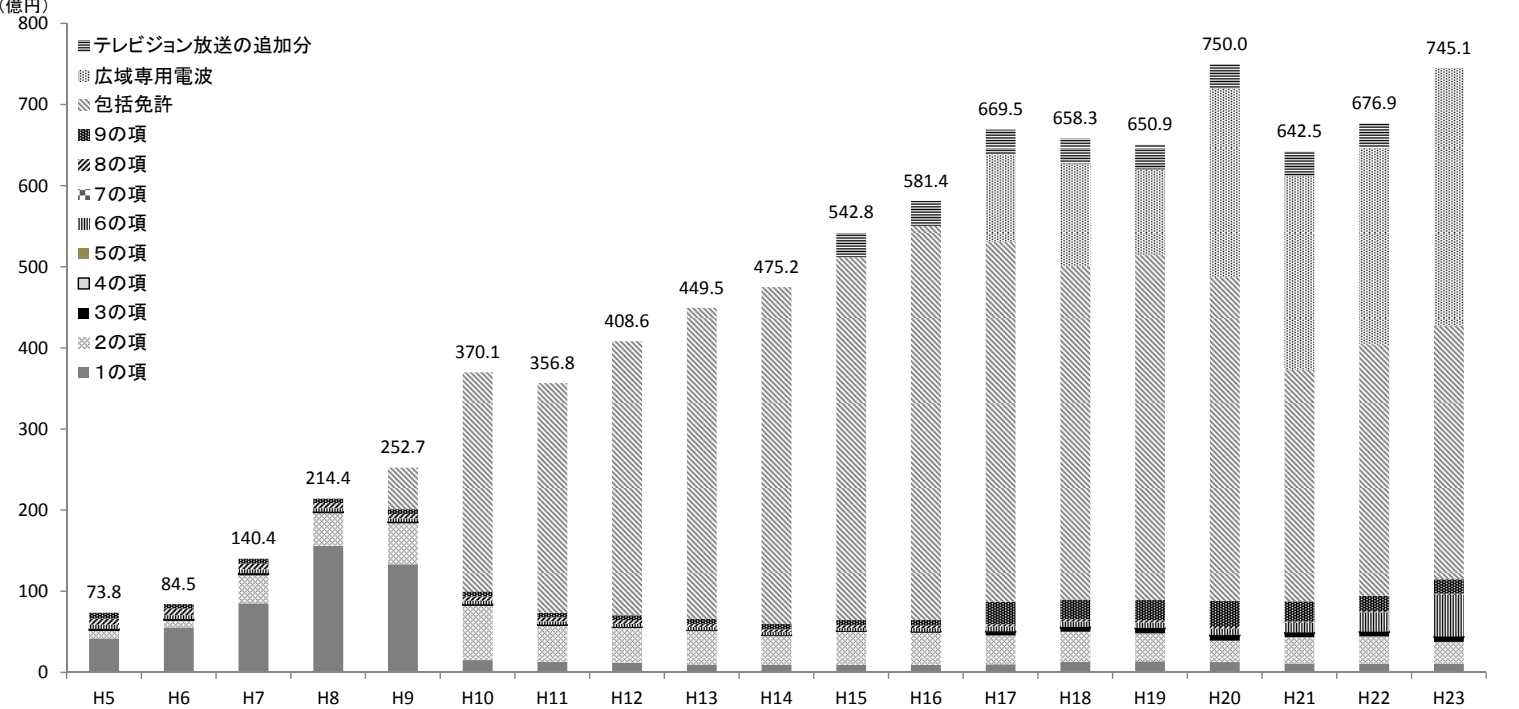
電波利用料財源の歳出予算・決算の推移



電波利用料財源の歳出予算（事務別）の推移

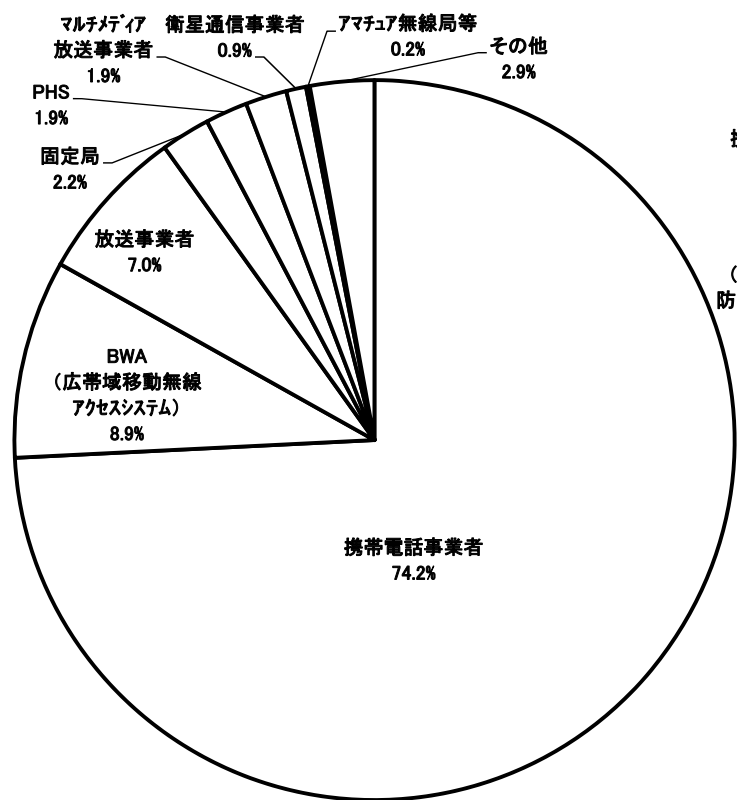


電波利用料財源の歳入決算の推移

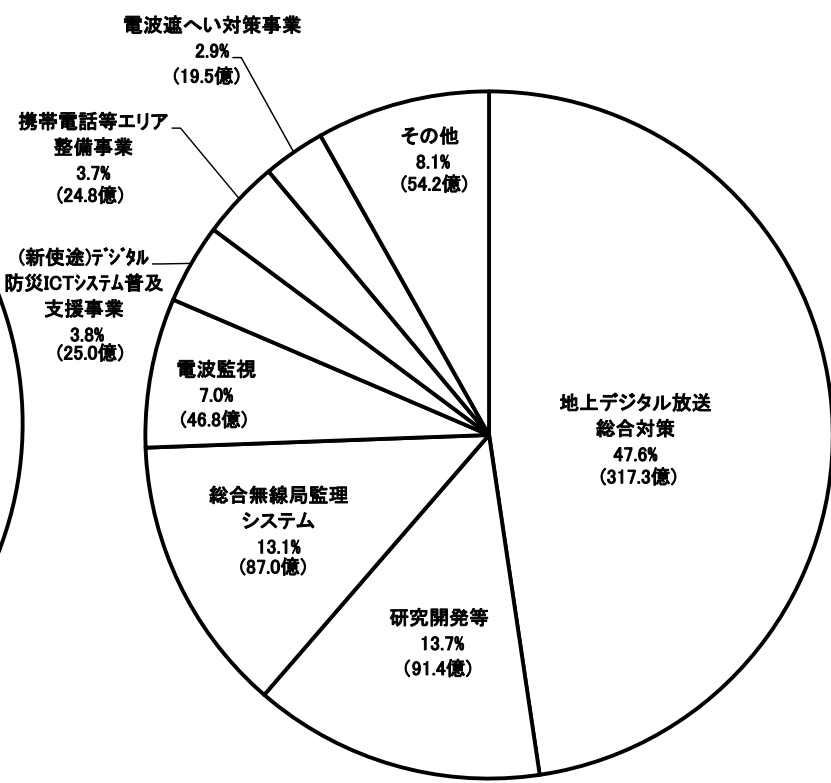


	無線局の区分	代表的な無線局の例		無線局の区分	代表的な無線局の例
1の項	移動する無線局(3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	簡易無線局、陸上移動局、船舶局	6の項	基幹放送をする無線局(3の項、7の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	テレビ放送 ラジオ放送
2の項	移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(6の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	基地局、無線呼出局、海岸局	7の項	第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局及び多重放送をする無線局(3の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	受信障害対策中継放送 文字多重放送
3の項	人工衛星局(8の項に掲げる無線局を除く。)	通信衛星、放送衛星	8の項	実験等無線局及びアマチュア無線局	実験試験局、アマチュア局
4の項	人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	地球局	9の項	その他の無線局	固定局
5の項	自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項に掲げる無線局を除く。)	船舶地球局 航空機地球局 携帯移動地球局	包括免許等(上記区分にかかわらず、電波法第27条の2に定める包括免許特定無線局等)		
			広域専用電波(上記区分にかかわらず、電波法第103条の2第2項に規定する広域専用電波を使用するもの)		
			携帯電話、BWA、MCA移動局、衛星携帯電話		
			衛星携帯電話、ルーラル加入者無線		

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳（平成25年度）



歳入 741.3億円



歳出 666.0億円

電波利用料予算 歳出の内訳

	平成23年度	平成24年度		平成25年度
		当初	補正	
電波の監視等に必要な経費	55.3	56.6	9.7	46.8
・電波監視施設の整備・維持運用	52.0	53.1	9.7	41.6
・電波監視業務等の実施	3.3	3.5		5.2
総合無線局監理システムの構築と運用	57.9	66.3		87.0
・現行システムに関する運用経費（計算機借料、土地建物借料、通信料 等）	39.4	37.7		26.7
・制度改正に対応するための機能追加	18.5	19.5		8.8
・次期システムの構築に関する経費（計算機借料（平成29年3月までの国庫債務負担行為））	—	8.3		46.7
・次期システムの運用（平成26年1月から）に関する経費（土地建物借料、通信料 等）	—	0.8		4.8
電波資源拡大のための研究開発等	115.1	122.3	37.0	91.4
・研究開発（継続分）	53.7	41.2		54.0
・研究開発（新規分）	20.0	37.6	37.0	—
・技術試験事務	38.2	40.2		30.0
・国際標準化連絡調整事務	3.3	3.3		7.4
電波の安全性に関する調査及び評価技術	8.4	8.4		7.5
・電波の安全性に関する調査	5.1	5.2		4.3
・電波の安全性に関する評価技術	3.3	3.2		3.2
標準電波の発射	5.0	5.0		5.0
電波再配分対策（パーソナル無線に係る特定周波数終了対策業務）	0.3	0.3		0.3
周波数有効利用促進事業（デジタル防災ICTシステム等の整備）	—	—		25.0
地上デジタル放送総合対策（デジタル中継局の整備、新たな難視聴対策、暫定的な衛星利用による難視聴対策等）	352.6	305.3	13.0	317.3
・当該年度の事業に係る支出分（新規に国庫債務負担行為を講じる事業の初年度の歳出額を含む）	174.1	54.6	13.0	16.2
・過年度の国庫債務負担行為に係る歳出化分	178.5	250.7		301.1
携帯電話等エリア整備事業	58.0	47.1		24.8
電波遮へい対策事業	20.0	20.0		19.5
周波数の使用等に関するリテラシーの向上	2.0	1.9		2.0
電波利用料制度の企画・立案等（電波利用料の徴収、電波の利用状況調査・公表、電波監視等職員の訓練、人件費等）	43.6	45.8	−3.9	39.4
合 計	718.3	679.0	55.7	666.0

(注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

- <電波法第百三条の二第四項>
- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。
- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。）の作成及び管理
- 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 四 電波の人体等への影響に関する調査
- 五 標準電波の発射
- 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
- 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
- イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
- ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
- 十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
- 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附随する事務

電波法の一部を改正する法律（平成25年法律第36号）の概要

総務省が取り組むべき「総務省ミッション」の1つ「Ⅱ 命をまもる 4.国民の命を守る消防防災行政の推進」の一環として、市町村が行う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に要する費用の一部を補助する。

デジタル化で空いた周波数帯の再割当てにより新たな電波利用ニーズへ即応するとともに、データ伝送や準動画など情報量を多く含む無線通信が高速かつ高密度に行えるようになり、防災活動、救急・救命活動を支える通信基盤の高度化を加速する。

そのために所要の法改正を行う。

法改正の概要

電波利用料の使途の範囲の拡大

電波利用料の使途として、「電波の能率的な利用に資する技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付」を追加。

【補助スキーム】

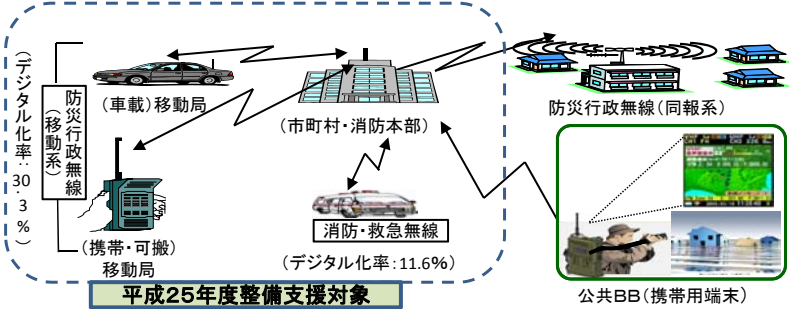
- 実施主体：市町村
- 補助対象経費
 - 150MHz帯及び400MHz帯を使用する防災行政無線並びに消防・救急無線を一体で260MHz帯へ移行する無線設備（デジタル無線方式）の整備費
- 補助率：1/2
- 計画年数：平成25年度～平成28年度

【平成25年度予算額（電波利用料財源）】

25億円（新規）
（内訳）整備対象市町村数：10市町村
（財政力の弱い市町村を優先）

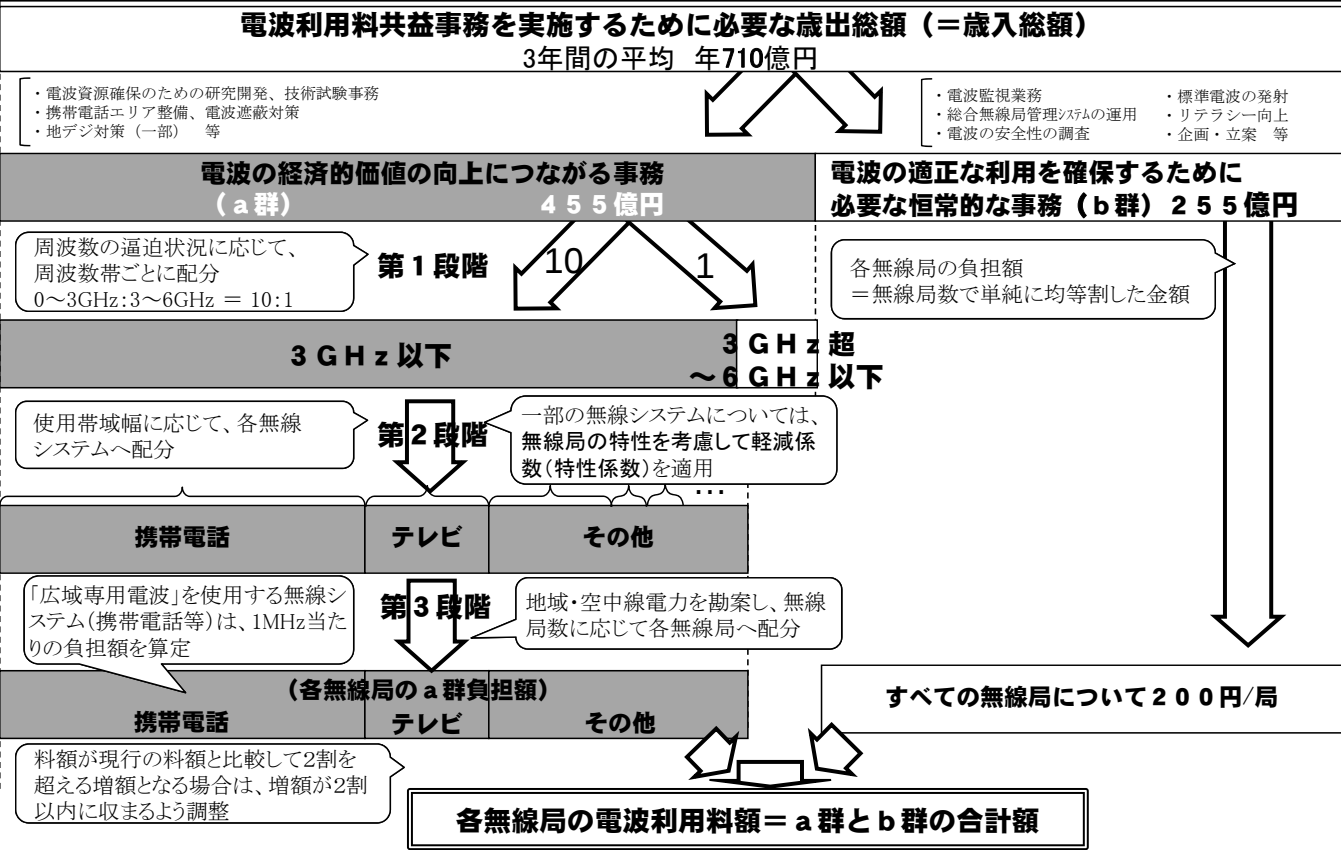
施行期日

公布の日。（平成25年6月12日）



電波利用料の料額（H23－H25）の算定方法

- 前回(平成20年)からの算定方法の主な変更点は以下の通り
- 1. 電波利用料に電波の経済的価値を一層反映させるために、使用帯域幅に応じて負担するa群(電波の経済的価値の向上につながる事務)に係る費用を拡大(380億円から455億円へ)
 - 2. 無線局毎にかかるb群の電波利用料を低廉化(一律200円/局)
 - 3. 料額が大幅に増加する無線局については、増加幅を一定に抑えるよう調整(増額を2割以内に抑制)



各無線システムへの負担額の配分における特性の勘案

- ・ 各無線システムの負担額は、原則、各無線システムの使用周波数帯域幅に基づき配分。
- ・ ただし、無線システムには様々な特性があることから、配分に当たっては、それぞれの特性に応じた以下の要素(配分係数)を勘案。

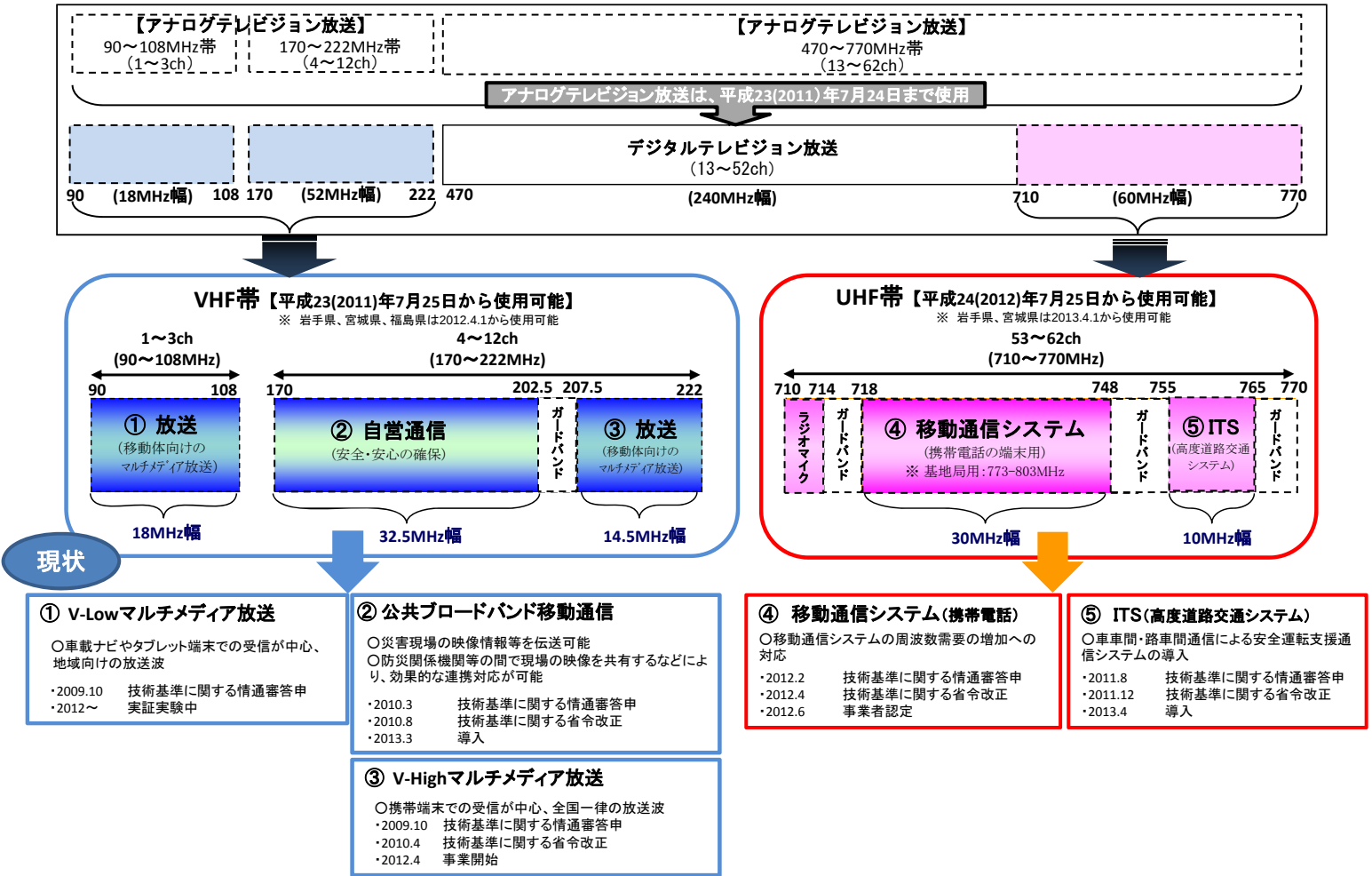
特性係数	考え方	該当無線システム	係数
ア	同一システム内で複数の免許人により周波数を共用利用する電波利用形態	簡易無線、FPU(※1)、ラジオマイク(※2)、PHS、電波高度計(※3)	1/2
イ	外国の無線局等との周波数調整を行う必要があるもの	人工衛星局、地球局、衛星携帯電話	1/2
ウ	国民への電波利用の普及に係る責務等	FPU(※1)、ラジオマイク(※2)、テレビ、ラジオ ＜放送法＞ ルール加入者無線(※4) ＜NTT法＞	1/2
エ	国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの	人工衛星(通信)、衛星携帯電話 ＜災害時等他の通信手段が使用困難な際に必要な通信手段＞ テレビ、ラジオ ＜放送法(災害放送)＞ 電波高度計(※3) ＜航空機の安全飛行に不可欠なシステム＞	1/2
オ	設置義務と同等の効果を有するもの	人工衛星(通信) ＜離島等に有線・地上系でサービスが提供できない際の代替＞ 電波高度計(※3) ＜航空機レーダの代替＞ 衛星携帯電話 ＜義務船舶局、航空機局の代替＞	1/2
カ	電波の非逼迫地域で使用するもの	ルール加入者無線(※4) 衛星携帯電話	1/5

(※1) FPU(Field Pick-up Unit)・・・放送番組の制作のために取材現場からスタジオまでニュース映像等の番組素材を伝送するためのシステム
(※2) ラジオマイク・・・放送番組、その他コンサート、各種催し物といった興業において、演奏や音声等を高品質で伝送するためのワイヤレスマイクシステム
(※3) 電波高度計・・・航空機から地表に向け電波を発射し、反射波が戻ってくるまでの時間を測定することで高度を知る計器
(※4) ルール加入者無線・・・電話回線として、山間部、離島等、地理的制約等により有線の使用が困難な地域において、有線を代替するためのシステム

現在以下の無線局については、電波法に基づき電波利用料が減免されている。

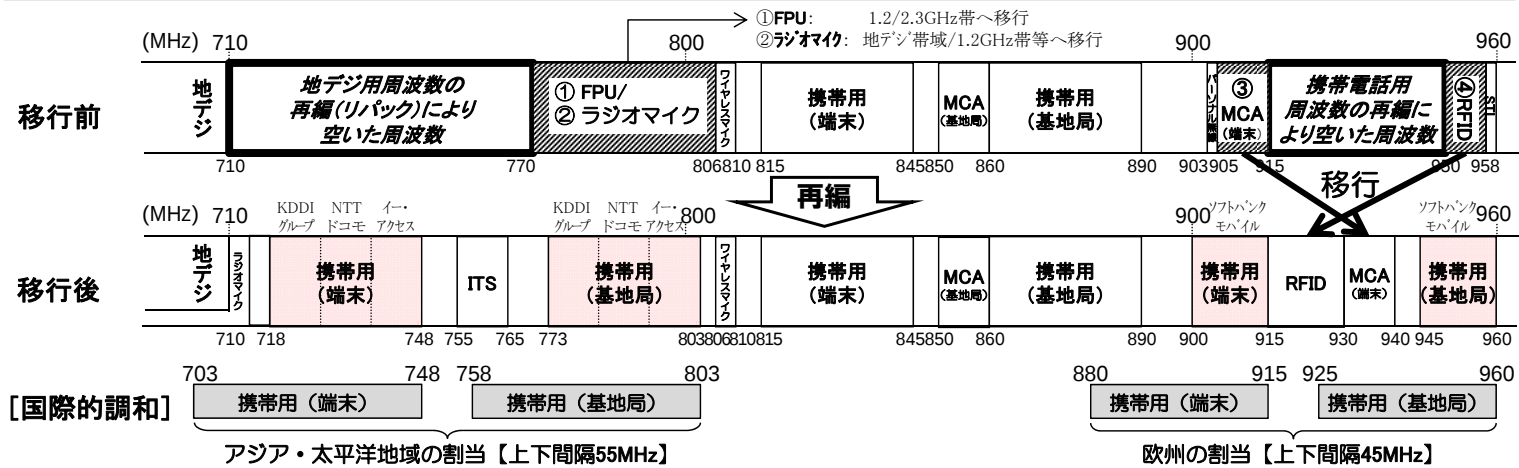
無線局の主な目的		減免状況
国	専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局 (例：消防用、防衛用)	全額免除
	専ら治安・秩序の維持を直接の目的とする無線局 (例：警察用、海上保安用、麻薬取締用)	全額免除
	上記の目的以外のものと共用して使用されるもの (例：水防・道路用)	半額免除
地方公共団体	消防用、水防用	全額免除
	防災行政用等	半額免除
	上記の目的以外のものと共用して使用されるもの	半額免除

地上テレビジョン放送デジタル化後の空き周波数の有効利用



700/900MHz帯の周波数再編の概要

700/900MHz帯において、諸外国の周波数割当と調和した携帯電話用周波数を最大限確保するため、MCA、RFID等の既存システムの周波数移行を行い、携帯電話事業者に割当て。



■移行対象のシステムの概要(平成24年1月末現在)

システム名	システムの概要	主な利用者(免許人数)	対象無線局数
700MHz帯			
① FPU	報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム。	NHK、民間放送事業者(41)	102
② ラジオマイク	各種興行やスタジオ等において、音声・音響等を伝送するためのワイヤレスマイクシステム。	NHK、民間放送事業者、劇場等の興行者(975)	21, 176
900MHz帯			
③ MCA※1	同報(一斉指令)機能やグループ通信機能等を有する自営系移動通信システム。陸上運輸、防災行政、タクシー等の分野で使用。	運送事業者、地方公共団体等(12, 426)	242, 066
④ RFID※1	個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム(電子タグ)。物流等に用いられる。	物流関係事業者等(685)	87, 672※2

※1 ③MCA・④RFIDは平成23年7月末 ※2 免許不要局を含む

※900MHz帯は、2012年3月1日に、ソフトバンクモバイルの基地局開設計画を認定済(2012年7月から一部サービス開始)

※700MHz帯は、2012年6月28日に、イー・アクセス、NTTドコモ、KDDI 及び沖縄セルラー電話の基地局開設計画を認定済(2015年頃からサービス開始目標)

災害対策基本法の指定公共機関等について

指定公共機関	
業種	事業者名
放送	日本放送協会
通信	日本電信電話(株) 東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株) KDDI(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
医療	(略)
電気	(略)
ガス	(略)
鉄道	(略)
道路管理	(略)
道路 旅客・貨物運送	(略)
空港管理	(略)
航空	(略)
水運	(略)
金融	(略)
郵便	(略)

指定地方公共機関	
(例1)東京都	
業種	事業者名
放送	(株)TBSテレビ (株)文化放送 (株)ニッポン放送 (株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)エフエム東京 (株)J-WAVE (株)日経ラジオ社 エフエムインターウェーブ(株) 日本テレビ放送網(株) (株)テレビ東京 (株)フジテレビジョン (株)テレビ朝日 東京メトロポリタンテレビジョン(株) (株)TBSラジオ&コミュニケーションズ
通信	なし

(例2)北海道	
業種	事業者名
放送	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社STVラジオ 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエム・ノースウェーブ
通信	なし

(注)民間放送事業者については、各地域ごとに指定地方公共機関に指定されている。

指定公共機関	
業種	事業者名
放送	日本放送協会、朝日放送(株)、(株)ＴＢＳテレビ (株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン (株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株) 中部日本放送(株)、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放 送(株)、日本テレビ放送網(株)、読売テレビ放送(株) 大阪放送(株)、(株)ＣＢＣラジオ、(株)ティ・ビー・エス・ ラジオ・アンド・コミュニケーションズ (株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送 東海ラジオ放送(株)
通信	日本電信電話(株) 東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株) ＫＤＤＩ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)
医療	(略)
電気	(略)
ガス	(略)
鉄道	(略)
道路管理	(略)
道路 旅客・貨物運送	(略)
空港管理	(略)
航空	(略)
水運	(略)
金融	(略)
郵便	(略)

指定地方公共機関	
(例１)東京都	
業種	事業者名
放送	(株)エフエム東京 (株)Ｊ－ＷＡＶＥ エフエムインターウェーブ(株) 東京メトロポリタンテレビジョン(株)
通信	なし

(例２)北海道	
業種	事業者名
放送	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエム・ノースウエーブ
通信	なし

(注) 広域圏（関東・近畿・中京）等を放送対象地域とする民間放送事業者は、災害対策基本法では指定地方公共機関に指定されているが、国民保護法では指定公共機関に指定されている。

災害対策基本法及び国民保護法（抜粋）

■災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）
（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

■武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）
（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もつて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（国、地方公共機関等の責務）

第三条

1～2 略

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

民放	NHK
「努力義務」 民間企業の経営上可能な範囲で、その放送対象地域においてあまねく受信できるよう、最大限に努力	「義務」 受信料を充てることにより、全国においてあまねく受信できるように措置（衛星放送経路による再送信を含む）
実態 中継局数（関東広域圏）：159局	実態 中継局数（関東広域圏）：167局
違反に対する罰則 なし	違反に対する罰則 なし

参考：放送法第1条第1号、第20条第5項及び第92条（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

(業務)

第二十条

5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

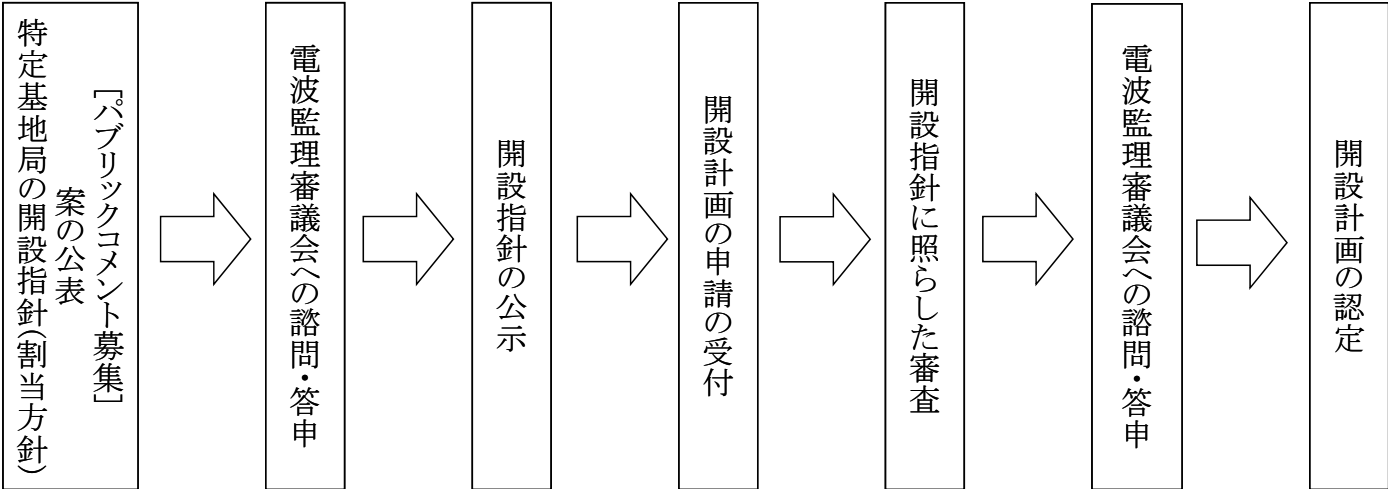
第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

特定基地局の開設計画

制度の概要

- ✓ 携帯電話の基地局やV-Highマルチメディア放送の放送局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、開設計画（基地局の整備計画）の認定を受けた事業者のみが特定基地局の免許申請が可能。【電波法第27条の17】
- ✓ 開設計画の認定は、以下の手順を経て行うこととされている。【電波法第27条の12・第27条の13】
 - ①総務大臣が開設計針（割当方針）を公示〔電波監理審議会への諮問・答申が必要〕
 - ②開設計画の申請の受付
 - ③開設計針に照らして審査・認定〔認定は電波監理審議会への諮問・答申が必要〕

具体的な手続きの流れ



	開設指針の対象(目的)	策定	周波数帯	求められている主要なカバー率
放送 通信	V-Highマルチメディア放送の導入	H22. 4.23	207.5-222MHz	90%（全国の世帯カバー率）
	広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の高度化	H25. 5.24	2.5GHz帯	50%（総合通信局等毎の人口(メッシュ)カバー率）※1
	3.9世代移動通信システムの普及※2	H23.12.14	900MHz帯	50%（総合通信局等毎の人口(市町村)カバー率）※1
	3.9世代移動通信システムの導入	H21. 4. 3	1.5GHz帯 1.7GHz帯	50%（総合通信局等毎の人口(市町村)カバー率）
	広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)の導入	H19. 8.10	2.5GHz帯	50%（総合通信局等毎の人口(市町村)カバー率）
	第3世代移動通信システムへの新規参入	H17. 8.11	1.7GHz帯 (全国バンド)	50%（総合通信局等毎の人口(市町村)カバー率）

※1 4年後の年度末(5年以内の最後の年度末)まで
※2 900MHz帯及び700MHz帯(H24. 4.17策定)においては、7年後の年度末の人口(市町村)カバー率で80%となることが求められている

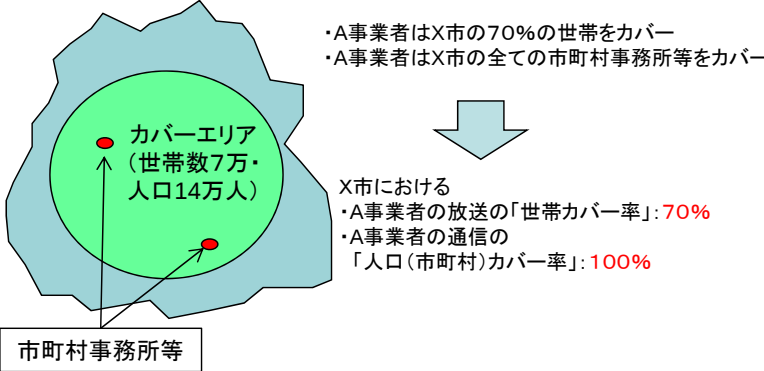
放送の「世帯カバー」率と通信の「人口カバー」率の定義の違い

放送の「世帯カバー」率の考え方	通信の「人口カバー」率の考え方
カバーエリアに含まれる世帯数のみを分子に合算。	一定の基準を満たす場合、カバーエリア外の人口数も分子に合算。 ①人口(市町村)カバー率 ある市町村に関し、その市町村の全ての市町村事務所等(市役所・町村役場及びその出張所)が人口カバーエリアに含まれる場合は、その市町村の総人口(カバーエリア外の人口を含む。)を分子に合算。 ②人口(メッシュ)カバー率 全国を約500メートル四方のメッシュに区切り、あるメッシュに関し、そのメッシュの面積の過半(50%超)がカバーエリアに含まれる場合は、そのメッシュの総人口(カバーエリア外の人口を含む。)を分子に合算。

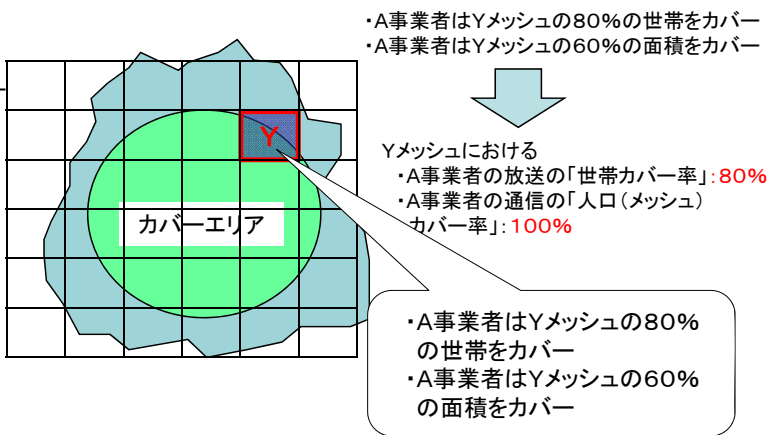
注：V-Highマルチメディア放送においては、放送のユニバーサル責務及び民放に係るあまねく普及努力義務等を勘案し、通信分野で採用されている「人口カバー率」の指標を採用せず、従前より放送分野で採用されている「世帯カバー率」の指標を用いている。

(例1)A事業者のX市におけるカバーエリアの状況

X市(世帯数10万・人口20万人)



(例2)A事業者のYメッシュにおけるカバーエリアの状況



○ 携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書(抜粋)
・公表日:平成20年7月15日

第3章 周波数の割当て

1 サービスエリアにおける世帯カバー率
マルチメディア放送は、国民の携帯端末向けの新たな情報ニーズに応える放送であるため、基本的には、サービスエリアであまねく受信できるようにすることが望ましい。このことは、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」(放送法第1条)という現行制度を前提として、「放送用」に周波数が割り当てられた趣旨にも資すると思われる。

～中略～

マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に(注1)、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。

(注1) 放送法は、放送の普及を確保するため、「放送事業者(略)」は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする旨を規定し(第2条の2第6項)、地上テレビジョン放送(アナログ)は約100%、超短波放送は約89%、中波放送は約95%の世帯カバー率を確保している(いずれも民放)。

○ 携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案についての意見に対する考え方(抜粋)
・意見募集期間:平成22年2月4日～平成22年3月5日
・公表日:平成22年4月14日

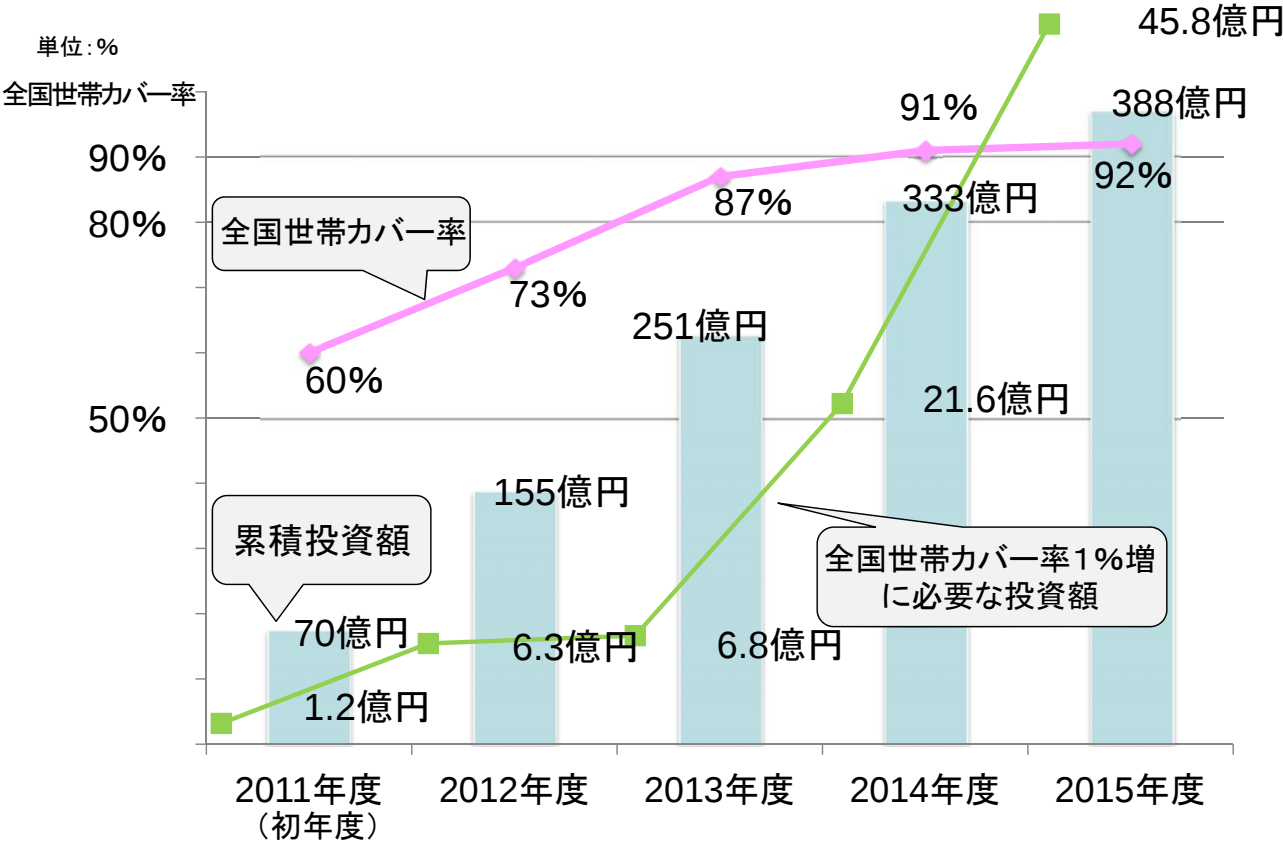
3. 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案

提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
該当箇所におけるそれぞれの世帯カバー率の事項について、その要求レベルを上げるとは、特定基地局の設備投資の負担が大きくなり、その投資負担の回収を厳密に行うほどに、結果的にエンドユーザの受信するための料金負担額の上昇、番組視聴のための料金上昇や番組提供事業者の委託放送事業者に対する負担料金の増大、などを招くこともあり得るため、電波利用可能エリアとそのエリアで真に受信者の需給ニーズにマッチするよう、考慮されるべきと考える。そのため、該当箇所でも要求される世帯カバー率の基準を緩和するか、受託放送事業者の投資負担に耐えられる程度に段階的に引き上げられるような事が望ましいと考える。昨今、携帯通信事業者の経営破綻等が発生しているように、過度な世帯カバー率の要求によって、受託放送事業者が後に万が一破綻するような事態になると、エンドユーザおよび委託放送事業者や番組供給者が困窮するだけである。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム※】	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、放送が最大限に普及され、できる限り多くの国民がそのメリットを享受できる環境を整備することを確保するため、受信エリアのカバー率について一定の基準を定めることが必要と考えています。こうした中、ご意見にあるような点も考慮に入れ、全国の世帯カバー率について、3年以内に50%以上、5年以内に90%以上になるように、と段階的な基準を設定しているものです。

※ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムとは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社等を会員社とする一般社団法人

V-Highマルチメディア放送のカバレッジ計画 (80%を超える全国世帯カバー率達成の困難性)

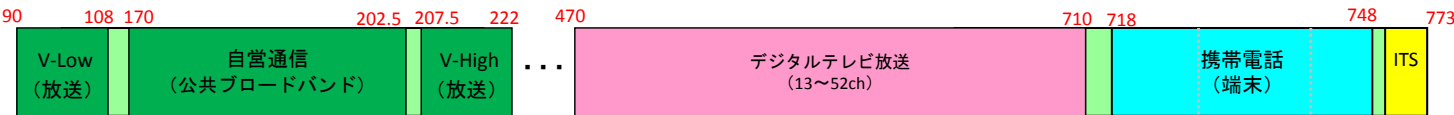
全国世帯カバー率が87%を超える2014年度以降は、単位投資額(全国世帯カバー率を1%増加するために必要な投資額)が極端に増加することとなる。



【周波数再編前】



【周波数再編後】



- 特別な負担なし
- 放送事業者に係る特性係数1/4を適用せず。
(理由) マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する免許人は、他の免許人以上に多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を行うことが適当。
- 特別な負担なし
- 特別な負担なし

2群の制度を導入することとした理由

～平成16年電波有効利用政策研究会 最終報告書(抜粋)～

③ この基本的な考え方に基つき、無線局を専用型、共用型の2つに分け、帯域幅を勘案した料金体系とした場合、電波の有効利用インセンティブがどのように作用するかについて検討を行った結果は、以下のとおりである。

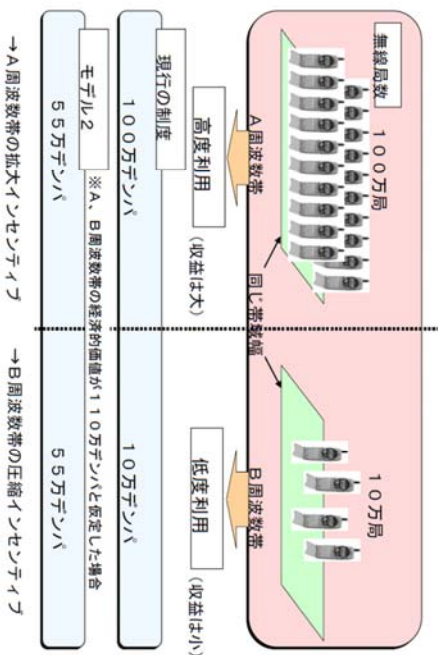
ア) 専用型の場合

専用型とは、参入枠は予め決まっており、特定の者が特定の帯域を排他的に利用する形態である。参入希望者が参入枠より多い場合には、競願処理で参入者を決定し、以後の新規参入は排除される。(例: 携帯電話、放送局)
専用型の無線局について帯域幅を勘案した料金体系とした場合のイメージが以下の図1である。図1は、同じ帯域幅でA周波数帯とB周波数帯を使用する場合において、A周波数帯においては100万局の無線局があり、高度利用が図られており、他方B周波数帯においては、10万局の無線局しかなく低度利用となっているケースである。

この場合、現行の電波利用料制度においては、無線局1局当たりの電波利用料が1デンプバであるとすると、A周波数帯の免許人には100万デンプバ、B周波数帯の免許人には10万デンプバが課せられることになる。携帯電話事業のように収益性のある電波利用の場合は、より多くの契約者を有し、収益性の高いA周波数帯の免許人からより多くの電波利用料を徴収するという観点からは公平性が確保されていると考えられる。しかし、電波の有効利用を行っているA周波数帯の免許人の負担が高くなることから、有効利用のインセンティブはなりくいという問題がある。また、周波数を確保だけにおいて、実際には無線局を配置していない者には電波利用料を支払う義務が生じないため、早期に電波利用を開始しようとするインセンティブが働かないという問題もある。

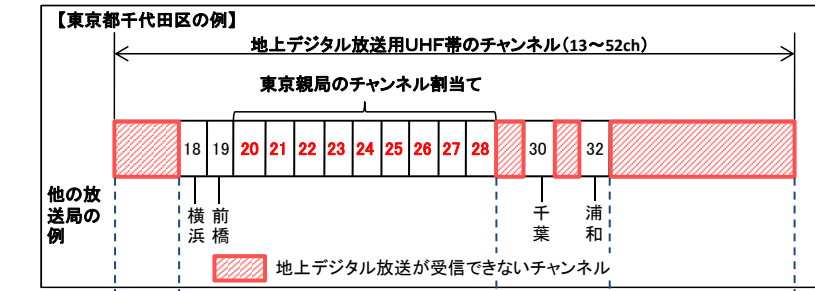
他方、周波数の帯域幅を勘案した料金体系とした場合、A、B周波数帯の価値の合計が10万デンプバとすると、A、B周波数帯の免許人にそれぞれ55万デンプバを課することになる。こうした料金体系にすることで、B周波数帯においては、A周波数帯と比較して無線局数に対する電波利用料の負担が大きくなるので、利用する帯域幅を減らして電波利用料の負担を減らそうとするインセンティブが働くと考えられる。

一方、A周波数帯においては、逆に周波数拡大のインセンティブが働くことになる。このように帯域幅を勘案した課金とすることにより、電波の非効率的利用者の退出を促し、効率的な利用者により多くの周波数帯が配分されることとなる。また、無線局の設置如何に関わらず帯域を専用する者には電波利用料の支払い義務が生じるため、早期に電波利用を開始しようとするインセンティブにもなる。



「ホワイトスペース」とは

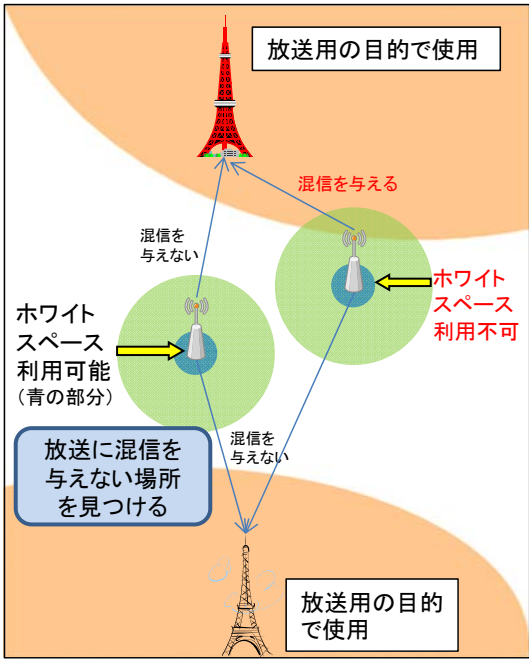
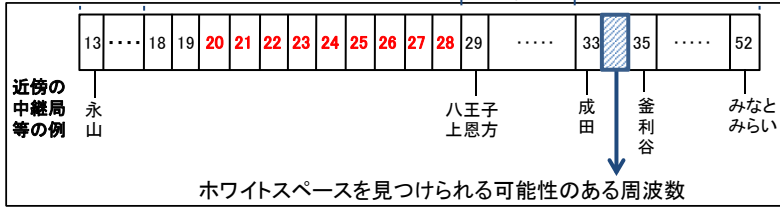
放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。



地上デジタル放送への混信を考慮

- 各地域ごとに、その地域で放送用に使用されているチャンネルは異なる
- ホワイトスペースの利用については、放送用の周波数帯であれば、放送に混信を与えないことが必要。周波数ごとに放送用に使用されているエリアを確認し、その隙間の中で、混信を与えない場所を見つけることができれば、ホワイトスペースとして利用が可能となる

エリア放送型システムの例



- ・ エリア放送
 - ・ 特定ラジオマイク
 - ・ 災害対策ロボット等
- 制度化済
- 今後検討

ホワイトスペース利用システムの共用方針（平成24年1月 ホワイトスペース推進会議取りまとめ）

背景

UHF帯のうち地上デジタル放送用周波数帯(470MHz~710MHz)のホワイトスペースの利用については、複数のシステムが提案されている。このため、様々なシステムがホワイトスペースを共用するために必要となる技術面、制度面及び運用面における方向性をまとめ、「ホワイトスペース利用システムの共用方針」として取りまとめたもの。

共用方針の概要

1. ホワイトスペース利用システム間の割当て上の優先順位

1	地上テレビジョン放送
2	特定ラジオマイク(注1)
3	エリア放送型システム、センサーネットワーク、災害向け通信システム等のホワイトスペース利用システム(注2)

- (注1) 特定ラジオマイクは、移動通信システムの利用拡大等に対応するため、ホワイトスペース又は1.2GHz帯に移行することを検討することとされている(周波数再編アクションプラン(平成23年9月))。他周波数帯からの移行であり、現帯域と同等の利用の確保が必要であることから、他のホワイトスペース利用システムよりも優先的に取り扱う。
- (注2) このほかホワイトスペースを利用するシステムとして無線ブロードバンドシステム等、様々なシステムの導入の検討がなされる場合には、同等の取り扱いをすることが適当

2. 運用調整による共用の実現

- ・ 上記1. のシステムでホワイトスペースの周波数を共用し周波数の有効利用及び混信防止を担保するため、運用調整を行うことを検討。
- ・ 平成24年度中は特定ラジオマイクとエリア放送型システムとの共用のない形で免許付与。

→これを受け、平成24年8月にホワイトスペース推進会議に「ホワイトスペース利用作業班」をおき、運用調整の仕組み等について検討し、とりまとめ、平成25年1月に、ホワイトスペース推進会議として「ホワイトスペース利用システムの運用調整の仕組み 最終とりまとめ」を公表

Ⅱ. ヒアリング実施者の提出資料 (ヒアリング実施順)

目 次

1. (株)NTTドコモ
2. KDDI(株)
3. UQコミュニケーションズ(株)
4. ソフトバンクモバイル(株)
5. イー・アクセス(株)
6. (株)ウィルコム
7. 日本放送協会
8. (一社)日本民間放送連盟
9. (株)ジャパン・モバイルキャストイング
10. (株)ケイ・オプティコム
11. 西日本電信電話(株)
12. 東日本電信電話(株)
13. 愛媛県鬼北町
14. エリア放送開発委員会
15. クアルコム・ジャパン(株)
16. (一社)情報通信ネットワーク産業協会
17. スカパーJSAT(株)
18. (一社)全国漁業無線協会
19. (一社)全国自動車無線連合会
20. 電気事業連合会

第3回電波利用料の見直しに 関する検討会提出資料

(株)NTTドコモ
平成25年4月22日

目次

- (1) 「平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務」について
- (2) 「次期電波利用料額の見直しの考え方」について
- (3) 「その他」について

(1)「平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務」について

<検討課題>

次期(平成26～28年度)における電波利用共益事務の内容や、その歳出規模についてどのように考えるか。

- 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用(いわゆる電波の共益費用)として位置づけられているものと認識。
- 電波利用料の使途の追加、既存の使途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、**安易に使途が追加・拡大とならないようにすることが重要。**
- 電波利用料の歳出は年々増加傾向にある。電波利用料は共益費用としての必要性はあるものの、免許人に一定の負担を課すものであり、前述した使途の精査だけではなく、既存の使途も含めて**各使途に要する費用を十分精査し歳出規模を抑制すること、その結果歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要。**

2

(2)「次期電波利用料額の見直しの考え方」について(1/3)

<検討課題> 経済的価値の適正な反映の在り方

経済的価値を反映して計算する範囲や、算定にあたって考慮すべき事項について、受益と負担の関係も踏まえ、どのように考えるか。

- 電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、**免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要。**
- 現行算定式は、電波の経済的価値に応じて負担する課金部分(a群)と、無線局数で按分する課金部分(b群)とで構成され、携帯電話については、a群について“広域専用電波”という考え方が適用されており、前回見直し検討(※)では、「**広域専用電波では、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加するほど1局あたりに換算した電波利用料に係る負担金額が減少することを通じて、電波有効インセンティブが働くことを期待しています**」と説明。
(※)「電波利用料制度に関する専門調査検討会(平成22年度)」、「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(平成23年1月公表)」
- 広域専用電波の考え方は、免許人自らが電波を有効に活用しようとする仕組みとして有益であるが、**広域専用電波による課金が適用されている免許人に、無線局ごとに課金するb群も適用することは矛盾が発生**(限られた周波数帯域の中で多くの無線局を運用し周波数を有効に活用している携帯電話システムでは、1局あたりのa群の料額は減るものの、b群の料額は増大しつづけることになる)。
- 次期電波利用料の見直しにおいては、**広域専用電波を適用している免許人には、無線局数による課金を廃止することが適切。**

3

(2)「次期電波利用料額の見直しの考え方」について (2/3)

<検討課題> 電波利用料の軽減措置の在り方

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。

- 電波利用料額等の制度の枠組みを検討する際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、**全ての免許人に対して公平かつ公正であることが重要**。
- 電波利用料の歳出に対して、**携帯電話事業者が納付している料額の比率は非常に高い状態**。軽減措置の在り方を検討するにあたり、無線局の位置付けや利用状況を踏まえて、**現在軽減措置を受けている無線局と受けていない無線局との間の公平性、歳出や用途に対する負担額の公平性・公正性が確保されているかを十分に検討する必要あり**。

- 上記を踏まえ、電波利用料軽減措置の在り方、特性係数については業務実行上同じ位置づけにあるものについて見直しを要望。

<特性係数>

ウ 国民への電波利用の普及に係る責務:1/2

放送など、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。

現状、携帯電話の人口普及率は100%を超え国民に深く普及しており、また、携帯電話事業者は人口カバー率100%のエリアを展開しており、**国民の利便性を向上に寄与**。このような状況からも**携帯電話サービスは安定的に提供することを求められ、重大故障発生時には行政指導による業務改善命令を受ける等の責務が発生**。この点で、**放送事業と携帯電話事業の間には<ウ>に示される公共性に実効的な差異が無いと考えられることから、上記特性係数を廃止すべき**。

4

(2)「次期電波利用料額の見直しの考え方」について (3/3)

<検討課題> 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方

今後導入が見込まれる新たな電波利用システム等に対してどのような料額設定を行うべきか。

- 電波利用料の歳出は年々増加傾向にあり、免許人の負担が大きくなってきている。そのため、**歳出規模を抑制することにより、歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要**。仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れる状態が発生。
- 新たな電波利用システムについては、それらにより実現されるサービス、利用する周波数帯を精査し、**歳入と歳出のバランスが崩れないような、料額、配分比率の見直しが必要**。
- 「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率の設定については継続すべき。**3GHz超の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性(①障害物の後ろに回り込みにくい周波数特性を有する、②電波利用技術の難易度の高さ)に加えて、他の業務と周波数を共用する可能性を考慮し、現状と同程度(10:1)の配分比率を適用すべき**。
- M2Mシステムの様な無線局数が膨大になると想定されるサービスにおいて、周波数を有効に活用しているにも関わらず利用料が膨大となる矛盾が生じないように、広域専用電波による電波利用料課金に統一することが適当。

5

(3)「その他」について

<検討課題>

その他、電波利用料制度に関する検討課題としてどのようなものが考えられるか。

- 無線LANについて、現行制度では免許不要局となっており、また、他の利用者と周波数を共用するシステムであることから、電波利用料徴収対象外との認識。
- 無線LANは免許不要局として既に広く普及し、デザリング利用等、その利用形態も多様化している。またこの帯域は他の利用者や他の用途とも共用されており、この帯域で運用されている全ての無線局数の把握や運用主体の把握は困難であり、特定の利用者だけに電波利用料を課すことは公平性・公正性の観点からも適当ではない。したがって、従来通り、全ての無線LANに対して電波利用料の徴収は不要。
- 常時ローミング端末には電波利用料が課金されないという問題については、携帯電話端末の利用方法の多様性が著しく拡大していることについて、電波利用料制度をどのように適合させるかということが命題。
- 端末種類や免許種類の分類といった方法でローミング端末から電波利用料を徴収する対策を立案したとしても、携帯電話システムの利用形態は、今後もさらに拡大していくことが想定されることから、恒久的な解決策にならない認識。携帯電話システムに対しては、広域専用電波による電波利用料課金に統一することが適切。

6

NTT
docomo

電波利用料の見直しに関する意見

2013年4月22日(月)

KDDI株式会社

電波利用料の使途、歳出

① 電波利用料制度の基本的性格の維持、歳出規模の抑制

- 「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を受益者である無線局免許人等が公平に分担する」という現行制度の趣旨を今後も維持すべきと考えます。
 - 「電波利用共益事務」に限定している現在の制度は妥当
- 使途の拡大や強化を行う場合には、電波利用共益事務の範囲においてその必要性や歳出規模等を十分に精査し、現在の歳出規模がこれ以上拡大しないよう必要最小限の歳出にすべきと考えます。
 - 電波利用料の歳出規模の拡大傾向に歯止めが必要
 - 電波利用料使途による効果(受益)や支出額の適切さについて、より分かりやすい評価・開示となることで、歳出の適正性が広く国民に共有されるものとする
 - より合理的・効率的に利用料を活用できるよう、例えば、携帯電話等エリア整備事業などの公共的な使途において、技術革新やニーズの変革に適応できるようにするなど、ご配慮いただくことを希望
- 地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が終了する平成29年度以降については、歳出総額削減の可能性について検討されることを希望します。

② 広域専用電波利用料への一本化

多種多様な携帯電話端末の利用状況、電波利用料の受益と負担のバランス、電波有効利用の度合い、新たな利用形態（例えばEmbedded-SIM（E-SIM）時代の到来）に応じた利用料負担の在り方の検討などを考慮すると、包括免許（端末）の局数単位の料額制度を廃止し、広域専用電波利用料への一本化について検討すべきと考えます。

- 携帯電話端末は、スマートメータやセンサーネットワークへの適用など、多種多様化に向かっており、これら新しいデータ通信システムの普及促進の観点から、無線局単位の負担の在り方を再考すべきではないか

③ 受益と負担の公平性の見直し

- 携帯電話サービスは、国民生活に広く普及しており、サービスエリアの拡大や品質の向上、さらには災害時の対策を事業者自らが構築するなどその責務を果たしてきており、今や極めて公共性の高い電波利用システムと認識しております。
- 現在、公共性を有するなどを根拠とする特性係数が適用される仕組みとなっていることから、携帯電話システムにも特性係数を適用するなど、電波利用料の受益と負担の公平性について見直す必要があると考えます。
 - 現在、電波利用料の受益と負担がアンバランス
 - 現在の電波利用料の料額算定方法では、特性係数の適用の有無によって負担額が大きく変わる
 - 特性係数の適用の見直し、又は特性係数の廃止などの検討が必要

④ 第4世代携帯電話システムに対する料額設定

- ・第4世代携帯電話への割当が計画されている帯域は、固定衛星業務の無線局との共用の可能性があるため、携帯電話での利用が制限される場合には、料額負担を軽減するなどの措置を希望します。
- ・また、周波数が隣接する他の電波利用システムとの干渉回避のために、第4世代携帯電話に割り当てられた周波数の中にガードバンドを設ける必要がある場合には、当該ガードバンドに対して利用料が課せられないように考慮いただくことを希望します。

⑤ モジュール端末に対する料額設定

スマートメータ等に組込んで使用されるモジュール端末は、従来型の携帯電話、スマートフォン、データ通信端末などの一般端末と比較し、通信頻度や通信量は格段に少ないうえに利用シーンが異なり、普及促進の観点で一般端末とは異なる料額の仕組みについて考慮すべきと考えます。

- 広域専用電波利用料に一本化されることで解決する問題

⑥ 免許不要の無線LAN基地局からの徴収に反対

- ・免許不要の無線LANにより電波を利用しているという点においては、電気通信事業者であってもそれ以外の者であっても同等であり、電気通信事業者が設置する無線局のみに利用料を課すことは、公平性の観点で適切でないと考えます。
 - 無線LANは、無線LAN用として割当られた周波数を、利用者が共用するシステムであり、電気通信事業者もそれ以外の方も同様に周波数共用をしている
- ・一方、すべての無線LANから電波利用料を徴収とした場合には、徴収方法などの大きな課題があることから、免許不要の無線LANから電波利用料を徴収すべきではないと考えます。
 - 国が無線局の開設数や設置場所等を把握できない免許不要局は、徴収の対象者や徴収額を設定することが困難ではないか

電波利用料の見直しについて

2013年4月22日
UQコミュニケーションズ株式会社

1. 電波利用料共益事務の在り方

- 電波利用料の使途につきましては「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）」という現行の枠組みを維持すべきであり、現行の枠組みの拡大解釈等により予算規模が肥大化することがないようにすべきであると考えます。
- 電波利用料制度の趣旨に照らし歳出額と歳入額はバランスを図るべきであり、歳入額が歳出額を上回った場合にはその差額を翌年度歳入に繰り越す等の制度についても検討すべきであると考えます。
- 電波利用料の使途については、以下の取り組みを充実すべきであると考えます。
 - 国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報・啓発活動

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

(1) 経済的価値の適正な反映の在り方

- 以下の観点から、無線局毎の電波利用料徴収制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化を検討するべきであると考えます。
 - 1の端末に免許人の異なる複数の無線局が搭載される事例が増加していることや、M2Mシステム等各種機器への組み込み型の通信モジュールの普及が進むことから想定される今後の無線局数の急激な増加に適切に対応する必要があること。
 - 無線局数の急激な増加に対応するためには周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を整備することが重要であること。
 - 無線局数の増加に伴い、免許人における事務手続きの煩雑さも増加すること。
- 周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化が図られれば、設備投資等により周波数利用効率を向上させ収容局数を増加させた場合には無線局あたりの実質的な利用料は減少することから、自主的に適用する無線通信技術等を高度化するインセンティブは働くものと考えます。

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

(2) 電波利用料軽減措置の在り方

- ① 特性係数の在り方
携帯電話やBWA等の無線通信機器については国民1人に1台以上を保有する状況になっており、またサービス内容についても通信と放送の垣根がなくなり、災害時において通信が国民にとってなくてはならないものとなっている状況において、「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」といった現在の特性係数の根拠となっている事項については通信と放送の間の差異は無くなっているものと考えます。従って、放送事業者と通信事業者との周波数利用帯域に応じた負担のアンバランスを解消する必要があることから、現在の特性係数については廃止するべきであると考えます。
- ② 新規参入者に対する軽減措置
帯域電波利用料については現在年額全額を一括して前払い納付する方式となっており事業者にとっては大きな負担となっていますが、帯域電波利用料は個別事業者毎に支払額が固定していることから、新規事業者にも配慮する観点から、月単位や分納での納付の併用も可能とするべきであると考えます。
- ③ 被災した無線局に対する減免措置
大きな災害を受けた地域における無線局に対しては例えば当該の総合通信局単位の帯域電波利用料を減免する等一定の減免措置を検討するべきであると考えます。

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方

■ スマートメータなどのM2Mシステム

東日本大震災後の電力供給の問題等からスマートメータ導入の検討が活発化していることや、特に無線通信を利用した防災・防犯システムの導入等の高まりから今後スマートメータ等のM2Mシステムが急激に増加することが想定されますが、電波利用料制度がその導入の妨げにならないようにする必要があります。従って、前述のとおり電波利用料を周波数帯域による電波利用料徴収制度へ一本化するべきであると考えます。

なお、無線局毎に電波利用料を徴収する従来型の電波利用料制度を継続するのであれば、M2Mシステムについては従来の陸上移動局ではなく、新たな管理方式(無線局種別)を創設し、電波利用料を減免して頂きたいと考えます。

3. その他

■ 検討課題以外の課題

① 電波利用料の減免の対象

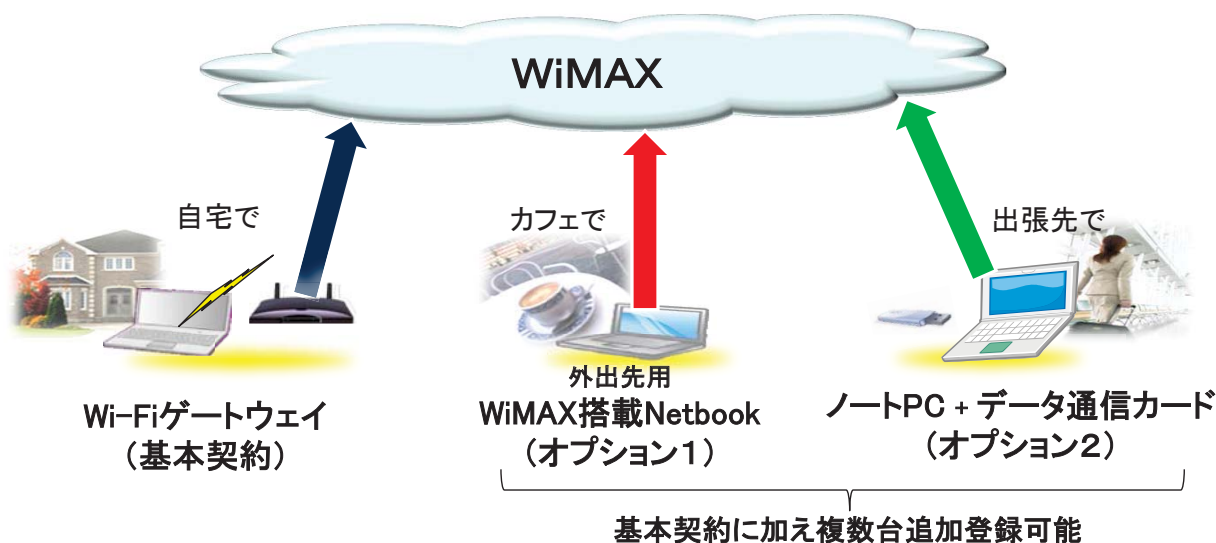
現在国及び地方自治体が開設する無線局については電波法に基づき電波利用料が減免されていますが、特に今国会で「市町村が行う防災無線及び消防・救急無線のデジタル化」等へ電波利用料の用途が拡大されようとしているように、国及び地方自治体も電波利用共益事務の受益者であることから電波利用料の減免を廃止するべきであると考えます。

② その他

当社が採用しているWiMAX方式については1契約複数機器利用サービスにおいて同時には利用出来ない追加機器に対しても電波利用料が徴収されている一方で、同様の態様のサービスを行うSIM方式については徴収されておりません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスにおいては1契約1無線局と見なして電波利用料を徴収するようにして頂きたいと考えます。なお、本件につきましては前述のとおり電波利用料を周波数帯域での徴収に一本化することが実現すれば解消するものと考えております。

(参考)機器追加オプションサービス

- 1つの契約でさまざまなWiMAX搭載機器を使い分けることが可能
- 同時に接続できるのは1台のみ。(後発接続を優先して接続)



例) Wi-Fiゲートウェイで通信中に、NetbookにてWiMAXにアクセスすると、Wi-Fiゲートウェイの通信が切断され、Netbookの通信が開始される。

(参考)複数機器利用時のWiMAX方式とSIM方式との相違点

WiMAX方式

- 利用するWiMAX機器を事前に登録
 - WiMAX上で機器の認証を行うために電波を発射
 - ネットワーク側で認証後通信を開始
- 事前登録機器は排他的に利用しうる状態
→ 登録されている機器は全て電波利用料を徴収

SIM方式

- SIMロックがかかっていない機器は利用可能
 - SIMで認証
- SIMを挿入しないと電波は発射しない
→ SIM単位で電波利用料を徴収

同時に通信可能な機器は両方式ともに1台

採用する方式の相違により電波利用料の負担に差異が出ることは避けるべきであると考えます。

電波利用料の見直しに関する意見 (平成26～28年度電波利用料)

2013年4月22日
ソフトバンクモバイル株式会社



特性係数の見直し時期 ①



「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」(平成22年8月30日)

次期電波利用料の見直しに関する基本方針

別紙1

I 次期(H23～25年度)の電波利用の動向

■電波利用ニーズの急激な拡大・多様化

- ①地上デジタル放送への移行(平成23年7月)、衛星放送サービスへの新規加入の導入(7947/47放送、携帯電話、ITS等)
- ②移動通信分野の通信量の爆発的な増加(平成18年から平成23年までの間に220倍に増加する見込み)
- ③第4世代移動通信等のワイヤレスブロードバンドによる国民生活の利便性向上(平成23年に国際標準化)
- ④娯楽、教育、医療、生産、物流、交通等の多様な分野で電波利用が拡大、新サービス・新ビジネスの創出
- ⑤ホワイトスペースの活用等を通じて地域メディアの発展による地域の社会経済活動の活性化、等

II 次期電波利用料の見直しのポイント

①既存サービスの見直し、②電波の有効利用の一層の促進、③電波利用料への電波の経済的価値の一層の反映という方向性に基づき、以下のとおり見直していく。

1 電波利用料の予算規模等

- ・地デジ移行対策経費が年間100億円程度の増減が見込まれる中で、地デジ経費を含め既存サービスの見直し効率化
- ・平成22年度の繰入と繰出の差額については地デジ移行対策の後年度負担の償還など電波利用料の繰入と繰出の差額に充てることが適当であり、23年度以降においてはこうした差額が生じないようにすることが必要

2 電波利用料の使途

- 既存サービスの見直し効率化を図りつつ、電波の有効利用の一層の促進を図るために、以下の施策を重点的に推進
- (1) 周波数再編の促進
移動通信分野の周波数の利用ニーズの急激な拡大に対応するため、周波数再編を加速するための新たな支援スキーム(周波数移行料の無償化等の取得費用の支援)を検討
 - (2) 電波の共同利用の促進
・電波利用料の使途として、有線系と電波を空間的・時間的にさらに密に利用するため、ホワイトスペースの活用等と関係する周波数再編の促進に必要な施策を実施
→ホワイトスペースの活用等を行うために必要な研究開発、技術試験等への支援、電波の利用状況の把握提供(「電波の見え方」)
 - (3) 研究開発、実証実験、国際標準化の推進
・電波の効率的な利用、電波技術の国際競争力の確保の観点から、研究開発、実証実験、国際標準化の推進

3 電波利用料の料額

- (1) 電波の経済的価値の一層の反映
・電波利用料の料額のうち、電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域に応じた負担部分を拡大
・代わりに、無線局数で按分して負担する部分が縮小することにより、無線局数にかかる電波利用料(携帯電話端末局の場合は現行は年間250円)の低廉化が可能となり、今後の様々な分野への無線利用の拡大を一層促進
・ただし、この結果、料額が大幅に増加する無線局等については料額を一定の水準にとどめる等の配慮が必要
- (2) 無線局毎の料額体系の簡素化
・無線局数で按分して負担する部分については、各無線局のデータベースのデータ使用量に応じた負担額を算出しているが、コスト削減を踏まえ、無線局数での単純な均等割りによる統一単価に移行
・これにより、携帯電話基地局(3,000円)や地デジ難視聴対策用キャプチャフィルター(6,100円)等についても、大幅な低廉化を実現し、携帯電話や地デジのエリア展開を周辺環境に配慮しつつ加速し、電波の有効利用の一層の促進(携帯電話基地局の場合は、3,000円から200円程度の低単価と同じ最低単価となり約15分の1の低廉化)
- (3) 使用帯域毎の負担の在り方
・各無線システムの使用帯域に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案しているが(特性係数の適用)、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯域の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する
・地デジ移行対策の受益に対する負担を行うことが適当であることから、基本的に新たに特性係数の適用は行わない
・ホワイトスペースについては、駅前、大学構内、地下街、空港等の狭小エリアや閉空間等での利用が中心であり、また、地域メディアとして社会経済活動の活性化に資するものと考えられることから、当該無線局からは無線局数で按分して負担する部分(2割相当部分)のみを徴収
※ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの(1/2) 等

次期電波利用料の見直しに関する基本方針(平成22年8月30日)

(3) 使用帯域幅毎の負担の在り方

各無線システムの使用帯域幅に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案しているが(特性係数の適用)、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、**中期的に見直しを行い、現行の特性係数※に替わるべき新たな措置**を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する

※国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの等

3年前に「中期的に見直しを行う」とされていることから、放送と通信のアンバランスを解消するべき

2

携帯電話と放送の公共性

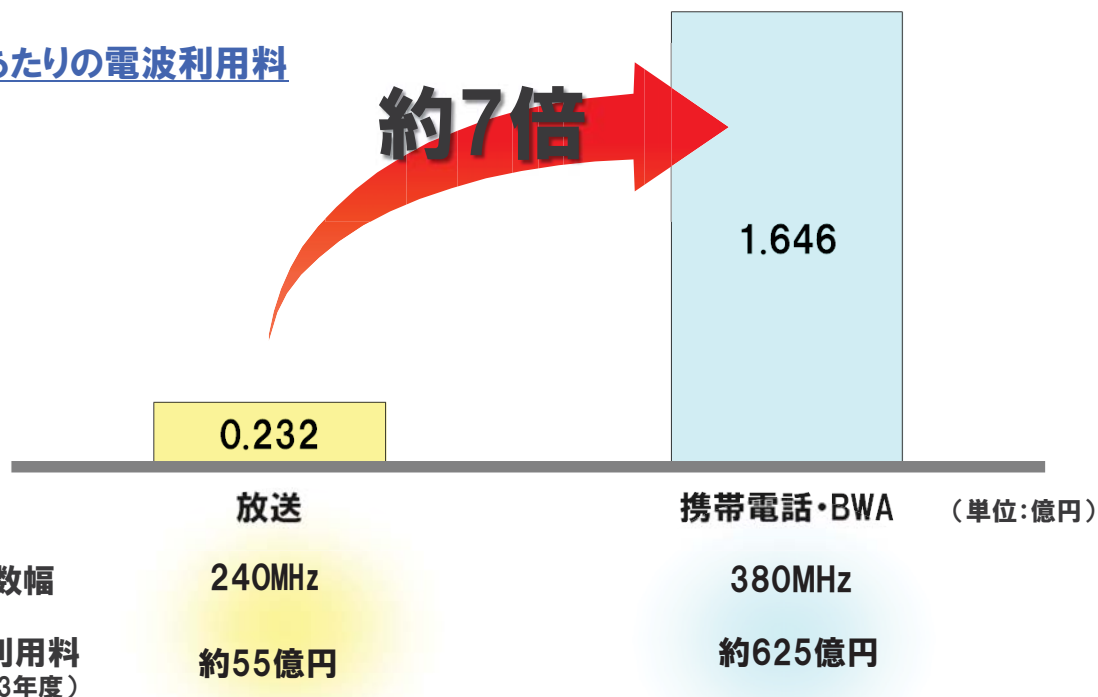
携帯電話も放送と同じく公共性を有している

東日本大震災ではライフラインとして活用された



3

1MHzあたりの電波利用料

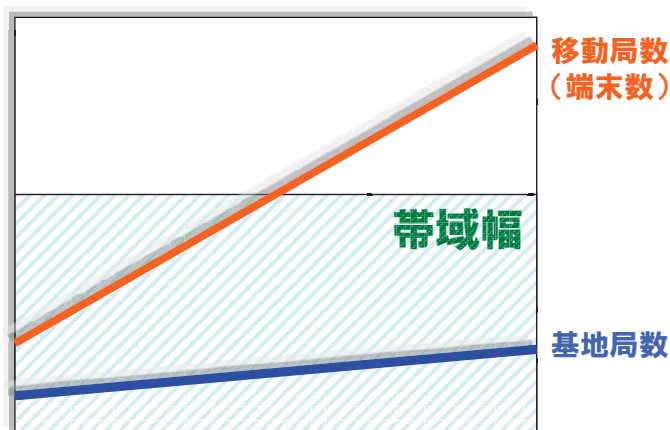


放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスを解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべき

4

電波利用料の算定方法の統一

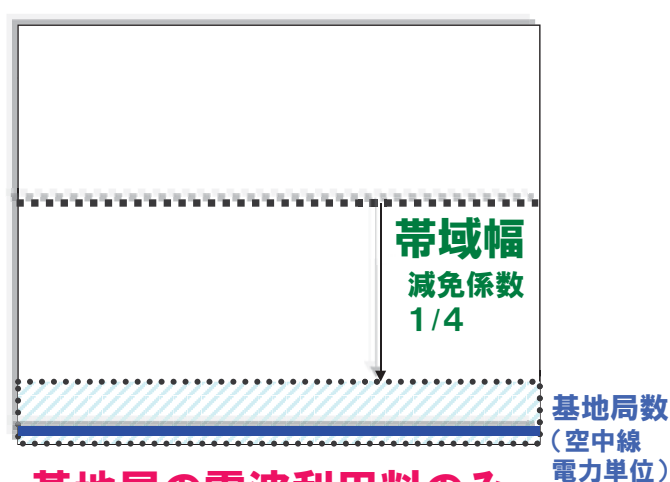
通信



帯域 + 移動局 + 基地局の電波利用料

一定の周波数の中で増え続ける無線局数に対応するため、新技術等の有効利用努力をしても1MHzあたりの電波利用料が減らない

放送

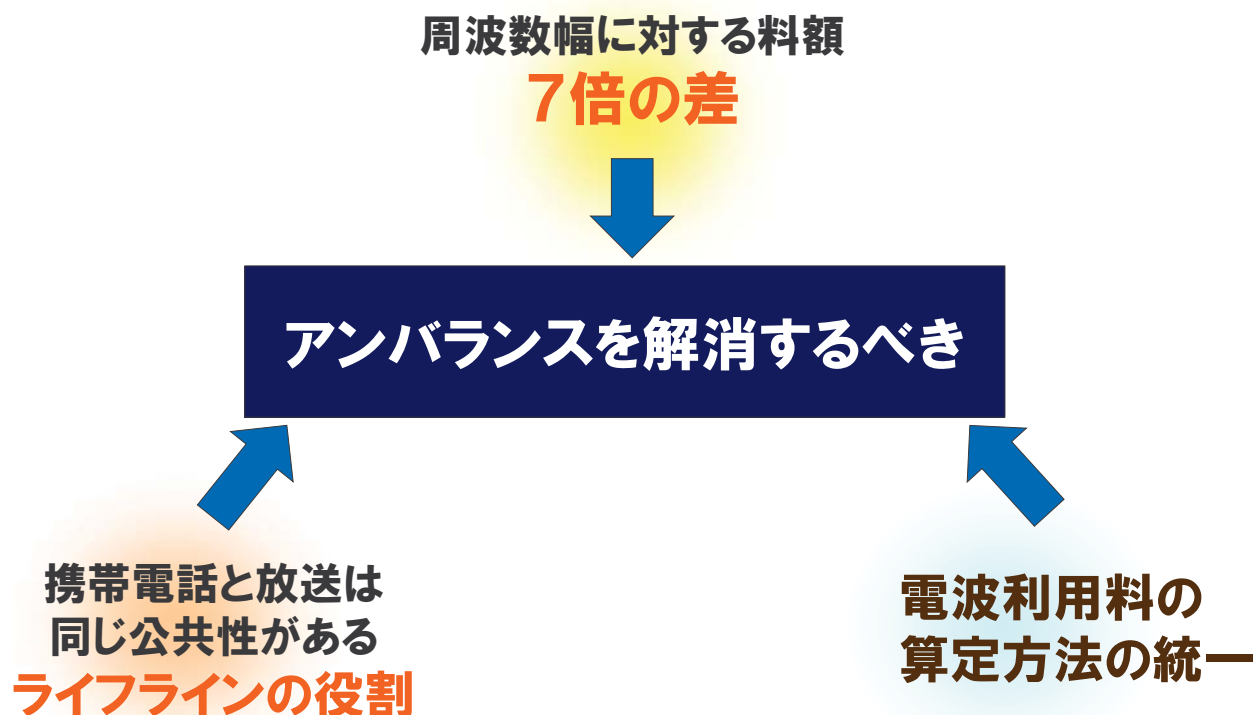


基地局の電波利用料のみ

価値の高い周波数において、狭帯域化・新技術導入等の周波数の有効利用が進まない

放送と通信の電波利用料の料額の算定方法を統一するべき

5

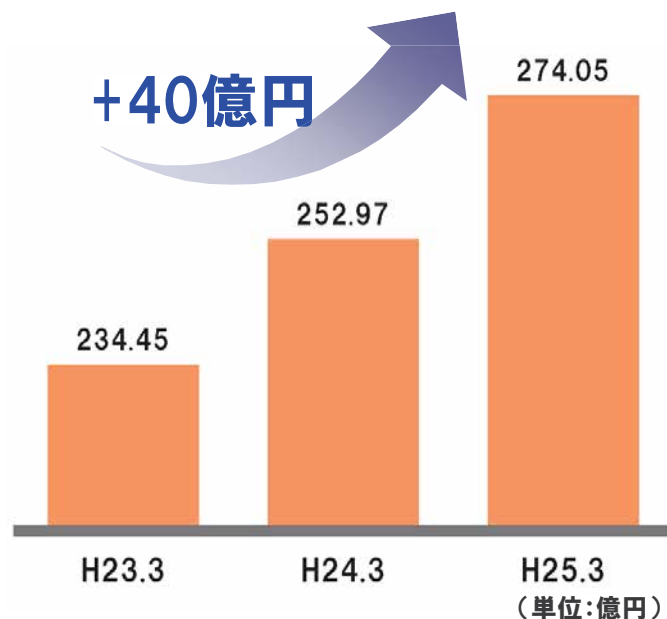
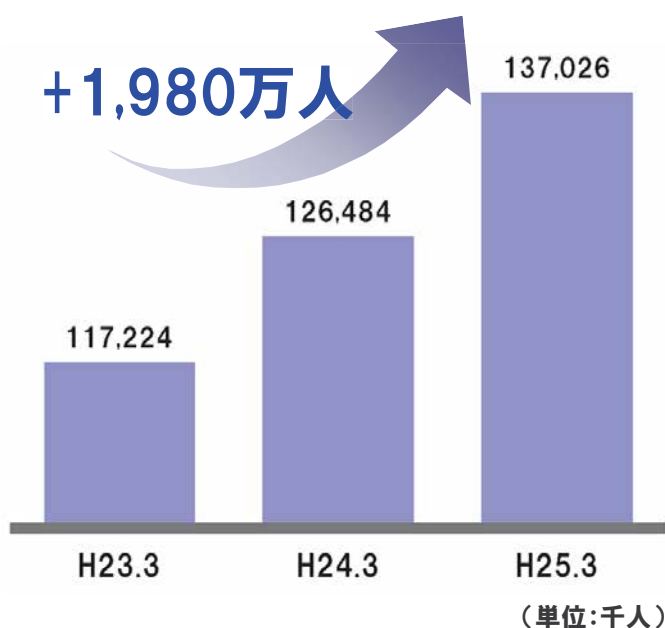


6

端末数と電波利用料の推移

端末数推移

端末料額推移



7

地上テレビジョン放送の周波数利用状況

地上テレビジョン放送 都道府県別チャンネル表

CH	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
北海道	24	24	30	38	22	35	27	42	29	36	31	28	22	22	13	25	31	25	28	30	21	26	11	15	20	16	19	22	32	32	38	28	33	29	27	29	25	16	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	4	5	3	5	3	15	8	11	2	12	2	12	3	12	1	6	2	8	3	8	2	4	4	9	0	2	9	8	6	5	6	4	7	4	11	4	4	2	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	10	9	11	12	8	10	4	11	7	12	6	10	12	13	11	10	11	12	5	7	4	8	5	16	6	17	8	11	6	7	7	8	5	12	6	10	4	7	2	3	1	1	8	1	5	0	1	1	0	
宮城	3	2	1	10	3	10	3	9	8	2	4	4	3	2	2	8	3	4	3	4	4	2	2	5	5	18	8	18	9	23	9	20	8	20	7	8	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田	3	7	3	5	3	5	4	3	4	7	5	8	5	4	8	12	9	11	8	6	9	6	14	4	11	10	6	9	8	8	9	3	7	4	3	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	5	5	4	7	5	7	4	7	4	5	5	1	7	3	8	1	6	0	8	4	7	4	7	0	5	2	5	2	6	8	8	7	7	1	3	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	24	8	11	22	14	25	18	26	12	22	19	14	8	6	7	13	6	13	3	11	2	7	2	4	10	8	5	10	3	5	7	5	7	5	4	3	5	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	7	8	8	2	6	7	7	10	8	8	8	8	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	3	1	3	1	4	1	3	1	2	2	0	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
栃木	9	9	5	9	4	4	5	7	12	12	13	13	13	0	1	6	2	3	4	7	3	7	6	10	10	7	5	9	5	9	3	6	9	3	8	8	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	11	13	7	9	8	13	7	14	10	9	8	9	8	2	2	10	4	4	4	3	5	6	3	6	6	5	3	4	2	2	8	1	6	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	7	0	8	0	8	1	4	1	4	4	4	4	4	0	0	3	1	3	4	1	0	6	0	0	2	3	2	3	1	4	1	0	0	3	2	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉	4	4	5	1	5	4	5	2	12	12	12	12	12	0	0	5	17	5	3	6	11	8	0	5	4	4	2	5	1	3	4	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京	4	3	2	4	2	4	2	7	6	6	6	6	6	1	4	3	2	3	4	5	5	8	3	8	6	7	1	5	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神奈川	17	1	18	1	14	5	7	1	5	5	5	5	5	0	1	6	5	4	12	5	6	5	13	5	13	4	12	3	0	3	13	6	3	3	2	2	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟	7	15	7	15	7	15	7	7	0	12	7	15	12	7	3	13	0	8	12	14	8	12	0	14	9	10	9	5	9	5	10	4	10	3	8	3	11	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	5	0	0	5	5	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	4	5	4	5	4	4	7	7	7	7	4	5	1	3	13	12	4	3	8	5	1	2	3	2	1	2	4	1	2	2	2	2	1	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	0	9	0	9	2	8	2	7	2	7	1	6	3	5	2	4	1	5	3	5	2	5	3	4	4	4	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	3	1	3	0	3	0	2	0	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	4	3	6	4	8	4	2	1	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	5	5	5	5	5	6	9	14	15	13	15	15	18	12	9	11	10	14	8	12	9	4	9	2	7	0	4	4	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	5	15	15	15	15	6	6	6	6	0	14	0	0	0	0	11	15	15	7	1	3	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	11	16	11	16	12	8	9	7	9	9	11	4	11	8	9	6	10	7	8	12	7	7	7	10	13	12	10	15	6	7	7	6	9	6	13	8	6	4	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛知	3	4	4	4	4	3	3	4	3	3	3	6	0	9	2	0	5	0	1	2	0	1	0	1	2	4	4	2	3	4	3	1	1	1	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三重	3	2	2	2	2	8	0	8	6	1	3	0	0	7	3	3	1	3	4	4	0	1	0	2	2	0	1	0	1	0	1	4	1	0	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀	5	9	9	9	9	0	1	8	1	0	0	0	0	0	2	1	8	1	5	3	0	0	1	3	4	2	3	2	2	0	3	4	3	0	4	5	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都	12	9	9	9	9	0	3	0	4	1	8	0	12	0	3	5	4	8	2	0	1	0	1	1	2	3	2	3	0	3	1	0	2	0	1	0	3	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	4	6	6	6	6	4	0	3	0	4	0	4	0	3	1	2	0	0	0	1	0	0	1	1	2	1	2	2	3	2	5	1	4	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫	45	42	42	42	42	6	4	8	5	48	2	5	8	48	8	2	13	8	8	9	5	16	7	9	5	13	6	18	0	12	1	8	0	12	2	8	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	3	1	2	2	2	0	1	4	1	1	0	0	1	1	2	1	2	4	1	1	0	2	1	1	2	1	2	2	2	2	0	2	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山	20	19	17	14	14	0	1	14	5	2	16	7	4	4	4	8	4	2	1	3	5	6	6	4	6	5	7	2	7	8	1	6	0	5	9	8	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鳥取	11	11	12	12	6	4	8	3	2	3	3	2	4	3	1	1	2	2	2	2	0	0	3	3	3	2	0	1	0	3	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
島根	12	15	15	10	14	2	2	6	3	5	5	9	10	6	9	6	4	2	3	4	5	2	3	5	2	2	3	1	2	5	2	5	2	1	4	4	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
岡山	24	10	15	10	13	3	28	6	8	15	0	5	0	5	6	13	9	6	9	19	5	14	0	9	7	14	11	10	8	8	9	8	12	10	23	7	13	7	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島	10	15	17	26	23	15	17	16	16	17	17	5	13	5	12	21	22	15	8	9	9	18	7	15	17	14	16	11	4	13	8	15	5	10	8	7	9	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
山口	7	2	2	7	6	6	5	6	2	3	1	6	8	10	5	4	8	1	9	3	12	1	14	10	5	7	15	13	11	20	9	12	11	10	10	17	13	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
徳島	0	2	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	6	5	7	8	0	15	1	4	19	2	2	4	0	6	17	0	2	0	4	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	4	1	3	4	2	3	2	4	5	4	0	4	1	3	4	1	2	4	4	8	4	0	2	1	5	2	0	2	0	3	1	3	2	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
愛媛	10	5	5	8	7	2	7	10	7	7	6	5	4	6	6	8	7	8	9	7	4	11	4	10	3	7	0	7	6	10	0	10	7	8	5	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高知	2	0	2	9	1	9	2	9	2	1	10</																																							



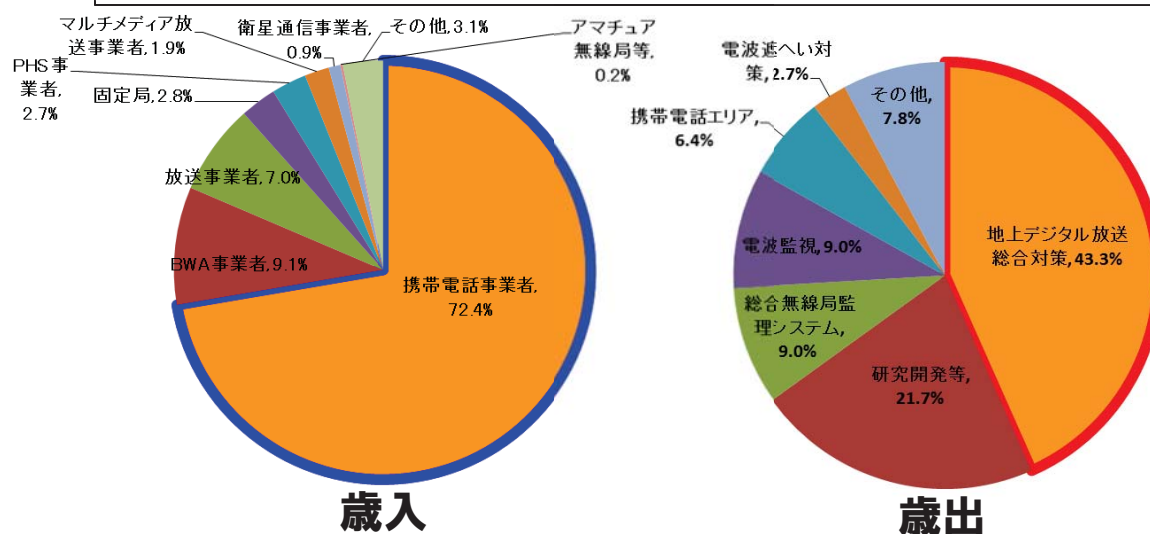
電波利用料の見直しに関する検討会 事業者ヒアリング

2013年4月22日
イー・アクセス株式会社

1. 次期電波利用料の見直しの考え方について

地上テレビジョンに対する特性係数は廃止すべき

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成24年度(補正予算を含む))



携帯電話事業者が72.4%の負担 ⇒ 地デジ対策に43.3%の支出
免許人同士における負担の不公平性を解消する必要がある

地上テレビジョンに対する特性係数は廃止すべき

- 地上テレビジョンは、公共性を理由に特性係数が勘案されている
⇒携帯電話事業者も公共性という点では同等レベルではないか
- 携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数が勘案されていない
⇒放送事業者間でも適用状況が異なっている

国及び地方公共団体の電波利用料免除・減免は廃止すべき

- 国及び地方公共団体が利用する無線局も、電波利用共益事務からの利益を受けていることに変わりはない

2

電波利用料は帯域に一本化の方向へ

- 個別無線局の利用料があると、それに伴い自動的に電波利用料歳入が増えることとなるが、電波利用共益費用はそれに比例して増えるとは考えにくい

3

無線LAN基地局からの電波利用料徴収に反対

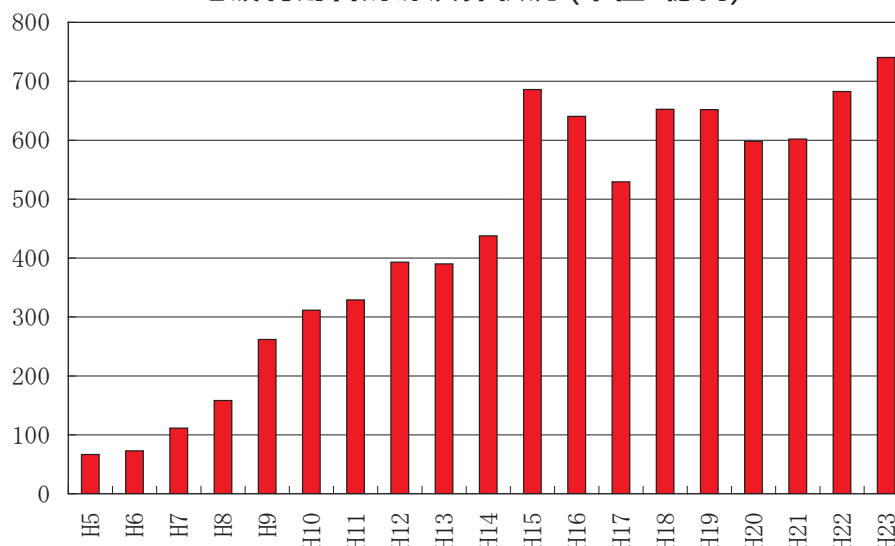
- 無線LANは、免許不要の小電力のシステム
⇒新たな負担を求める議論は慎重にされるべき
- また、提供主体で区別し負担を求めるのは公平性の観点から問題
- ICTの発展を阻害する可能性がある

電波利用料の見直しに関する意見

平成25年4月22日
株式会社ウィルコム

- ・ 電波利用料の用途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに今後も限定すべき
- ・ 電波利用料の用途は適宜見直しを行い、利用料総額が増えないようにすべき

電波利用料財源決算状況 (単位: 億円)



出所: 電波利用ホームページ「電波利用料の歳入・歳出状況」

放送と通信の電波利用料額のアンバランスは 今回の改正で解消すべき

【平成23年の電波利用料見直し時における考え方】

国民への電波利用の普及に係る責務等

放送 : あまねく普及させることが義務化 ➡ 特性係数1/2
 移動体通信: 実態的に一人1台以上に普及 ➡ 特性係数なし

国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの

放送 : 災害放送等 ➡ 特性係数1/2
 移動体通信: 重要通信の確保、緊急通報等 ➡ 特性係数なし

公共性の高い国、地方公共団体の無線システムについて も、電波監視等の受益を受けていることを考慮し、全額免除 については見直すべき

現在以下の無線局については、電波法に基づき電波利用料が減免されている。

無線局の主な目的		減免状況
国	専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局 (例: 消防用、防衛用)	全額免除
	専ら治安・秩序の維持を直接の目的とする無線局 (例: 警察用、海上保安用、麻薬取締用)	全額免除
	上記の目的以外のものと共用して使用されるもの (例: 水防、道路用)	半額免除
地方公共団体	消防用、水防用	全額免除
	防災行政用等	半額免除
	上記の目的以外のものと共用して使用されるもの	半額免除

出所:電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)配布資料
 【資料1-2】電波利用料制度の概要等

次期の電波利用料に関する意見

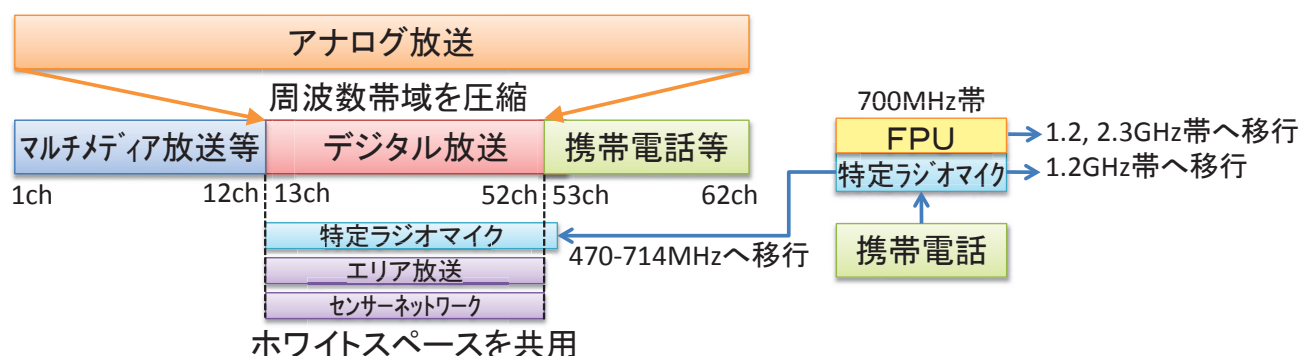
～電波利用料の見直しに関する検討会(第4回)資料～

2013年5月13日

日本放送協会

放送事業者の電波有効利用の取り組み

- 放送事業者は、国策である地上テレビ放送のデジタル化については、自らも膨大な費用を負担して取り組み、完遂した結果、周波数帯域を2/3に圧縮して、1/3は通信事業者等に解放されました。
 - デジタル化による新たな難視の対策(衛星セーフティネット等)は継続中
- このほか、放送事業者は、地上デジタル放送のホワイトスペースを他システムと共用するなど周波数再編に対応し、経済的価値が高いとされる周波数帯域の有効利用に貢献してきました。



公共放送の取り組み

- NHKは、視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波の利用によって利益を得る企業とは基本的に性格は異なります。
- NHKは、あまねく全国に、豊かで良い放送番組を届け、また、災害時には必要な情報を迅速かつ的確に提供するなど、放送法で規定された公共放送としての使命があり、その責務を果たしてきています。
- 今後とも、いかなる災害時にも放送を継続できるよう、機能強化の投資を積極的に行うなど、公共放送としての使命の達成に向けて取り組んでゆきます。



3

次期の電波利用料に関する意見

- 電波利用料の使途について
 - 電波利用料の使途は、費用を負担している無線局免許人全体の受益に真に必要な場合に限定するとともに、現在の全体の歳出規模が増えないよう要望します。
- 電波利用料の見直しの考え方について
 - 現行の電波利用料の「基本方針」では、料額の算定に当たって各無線システムの特性を勘案した方法（特性係数）を採用しています。国民共有の財産である電波の適正かつ有効な利用を確保する観点から、地上デジタル放送の特性係数については、周波数共用形態や放送事業の有する公共性について今後とも十分に考慮されることを要望します。
 - 「電波の経済的価値」の考え方は、営利を目的としないNHKの電波利用の趣旨とはそぐわない部分があるので、その一層の拡大には賛成できません。
 - 電波利用料の見直しによって、NHKの負担増につながることをのらないよう要望します。

4

「電波利用料の見直しに関する検討会」 ご説明資料

平成25年5月13日

一般社団法人 日本民間放送連盟



放送番組(ソフト)の責務を勘案した特性係数 ～国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの～

- 災害発生に際して、適時適切に災害放送を行い、国民の生命、財産の保護に尽力している。（放送法第108条：災害放送義務）
 - ・ 24時間・365日、取材と報道を継続。
 - ・ 平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備を実施。
（例）報道用のヘリコプター、FPU、SNG、原発情報カメラなど
 - ・ 非常時に採算を度外視して報道を続ける放送局は、公共的役割を担う事業体。
 - ・ 取材活動によって集めた膨大な災害情報の中から、刻々と変化する情勢に応じて、「国民の安心・安全」に寄与する情報を選択し、放送責任を負って無線の放送でリアルタイムに報道することは、放送局が果たすべき固有の公共的役割。
 - ・ 災害発生時に通信事業者が果たす公共性や通信の重要性とは本質的に異なる。

- ⇒ ● 災害放送を適時適切に実施するためには、各社の放送業務全体において、平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備が必要であり、経営上の負担が極めて重い。
- 現行の特性係数は、この責務を勘案した適切な措置。
国民・視聴者の利益にも適うものであり、今後も維持が必要。

東日本大震災にみる「放送」の役割

東日本大震災という未曾有の大災害に直面した放送事業者は、
基幹メディアとしての公共的使命を果たすべく、
全力で災害報道にあたった。

支局や中継局、報道機材などに甚大な被害を受け、
広範囲かつ長期間の停電に見舞われる中で、
放送を継続し、被災者、視聴者への情報提供を行った。

2

東日本大震災の緊急対応(仙台放送、東日本放送) テレビ放送を被災地に届ける使命



大草山中継局



- 津波被害があった沿岸部は
復電のメドも立たず
- ▼在仙台の放送事業者で協力し
11中継局に発電機を設置・給油する。

3月12日(土)正午 A重油4kl
富山より新潟～山形ルートにて
10時間かけて到着

東日本大震災の緊急対応 (IBC岩手放送)

ラジオ放送を被災地に届ける使命

中継局まで歩いて燃料補給



震災翌日、通行止の道を瓦礫を越えて10km歩いての燃料補給



3月13日、がけ崩れで通行止の道を迂回しての燃料補給



3月16日、雪道を3時間半歩いての燃料補給

資料提供: IBC岩手放送

4

東日本大震災の緊急対応

最前線での取材活動



↑ 中京テレビ応援クルーによる中継の様子



↑ 日本テレビ応援クルーによる中継の様子



← 福島第一原発1km圏内防護服を着ての中継

資料提供: 宮城テレビ放送、
日本テレビ放送網、
中京テレビ放送

5

福島第一原発事故 放送事例①

報道する使命

福島中央テレビ
富岡中継局鉄塔



情報カメラ

(第一原発から17km、第二原発から10km)



福島第一原発1号機 爆発時の映像
(2011年3月12日OA)

資料提供：福島中央テレビ(情報カメラ映像)

6

福島第一原発事故 放送事例②



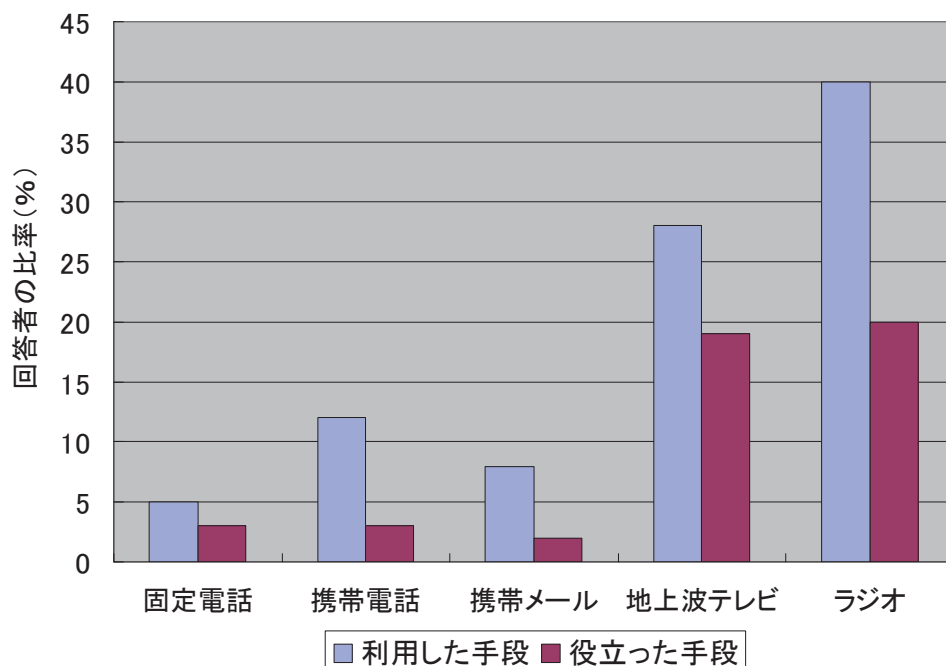
福島第一原発3号機 爆発時の映像
(2011年3月14日OA)

資料提供：福島中央テレビ(情報カメラ映像)

7

災害時における情報収集手段

① 東日本大震災発災直後の情報収集手段と評価



●発災直後や津波情報の収集では、即時性の高い放送型ツールの利用率が高く、特にラジオとテレビは有用性が高い。

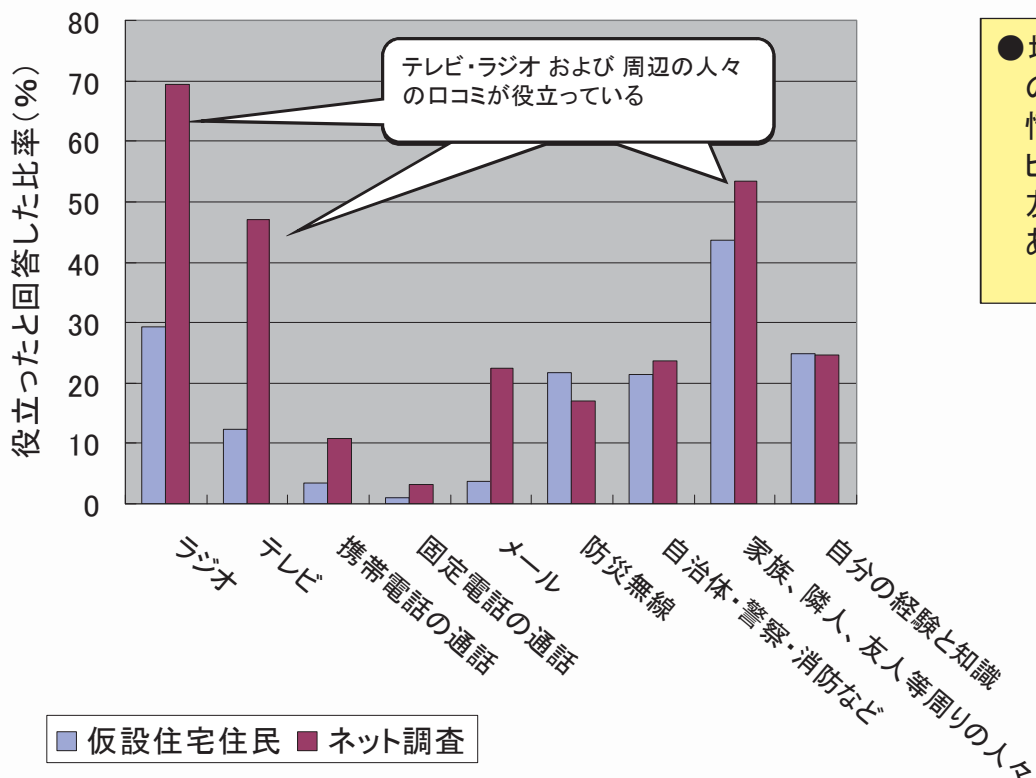
●テレビは「利用した手段」と「役立った手段」の評価の乖離が少ない。

出典：総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」(H24.3.7)

8

災害時における情報収集手段

② 地震・津波から避難する際に役立った情報源



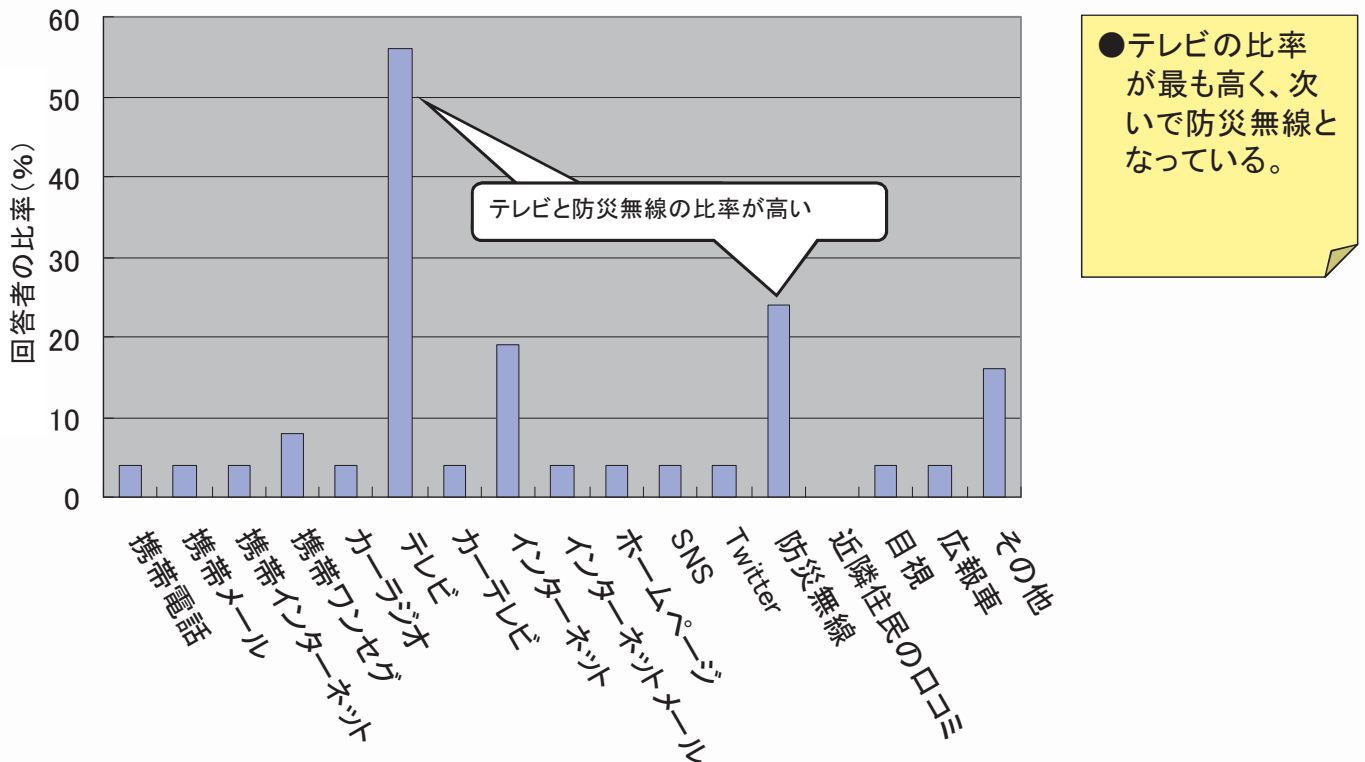
●地震・津波から避難するのに実際に役に立った情報源は、ラジオ、テレビに加え、家族・隣人・友人など周りの人々であった。

出典：総務省「放送ネットワーク強靱化に関する検討会」資料(H25.2.27)

9

災害時における情報収集手段

③ 原発に関する情報収集手段



出典：総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」(H24.3) ※一部データ抜粋

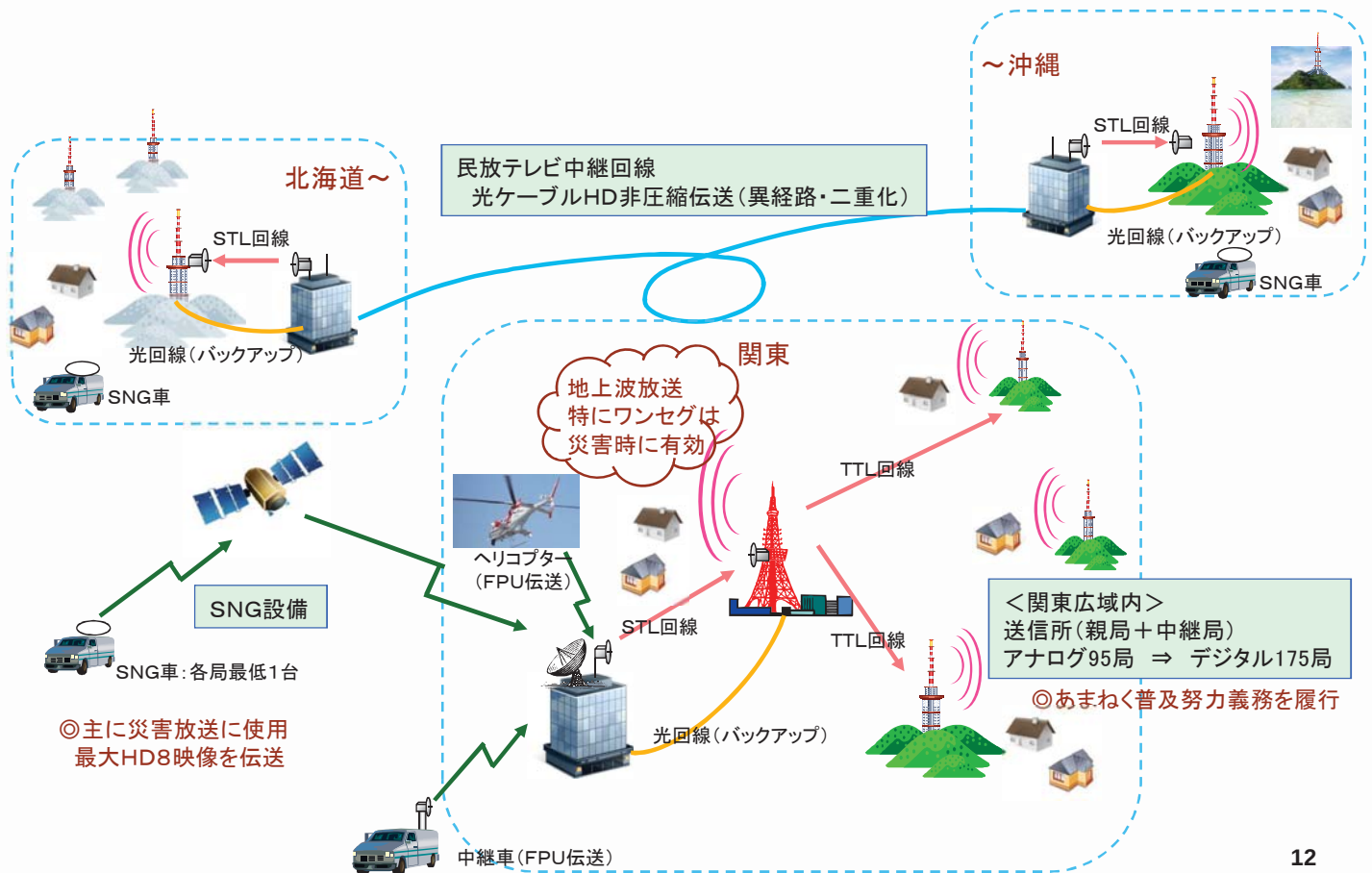
10

送出・送信施設(ハード)の責務を勘案した特性係数 ～国民への電波利用の普及に係る責務等～

- 地上民放テレビ・ラジオ社はユニバーサルサービスに準ずる責務を負い、国民・視聴者の期待にしっかりと応えている。(放送法第92条：あまねく普及努力義務)
 - ・ 2011年7月24日(被災3県は2012年3月31日)のアナログ放送終了計画を延期することなく、中継局ロードマップに沿って、全国の放送対象地域内に地デジ中継局(約1万2千局)をくまなく置局。
 - ※ 地元のテレビ放送を見られない難視聴世帯は全国8万世帯まで減少。2015年3月までに難視聴対策を完了予定。
 - ・ 東日本大震災の被災地の民放テレビ・ラジオは、支局や中継局、報道機材などに甚大な被害を受け、広範囲かつ長期間の停電に見舞われる中で、自家発電に切り替えて中断なく放送を継続し、被災者、視聴者へ情報提供。

- ⇒ ● 放送番組をあまねく届けるために、地上民放テレビ127社は総額1兆440億円の地デジ化設備投資を行った。地方局では年間売り上げに匹敵する設備投資を行っており、経営上の負担が極めて重い。
- 現行の特性係数は、この責務を勘案した適切な措置。
国民・視聴者の利益にも適うものであり、今後も維持が必要。

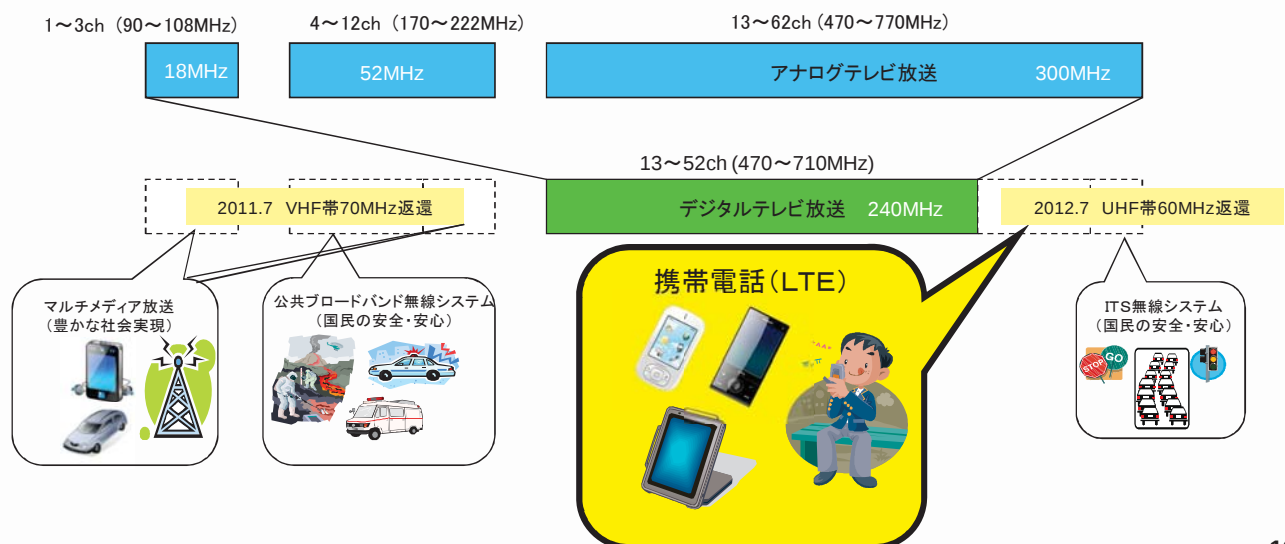
非常時を想定した広範な設備投資や体制整備が必要



12

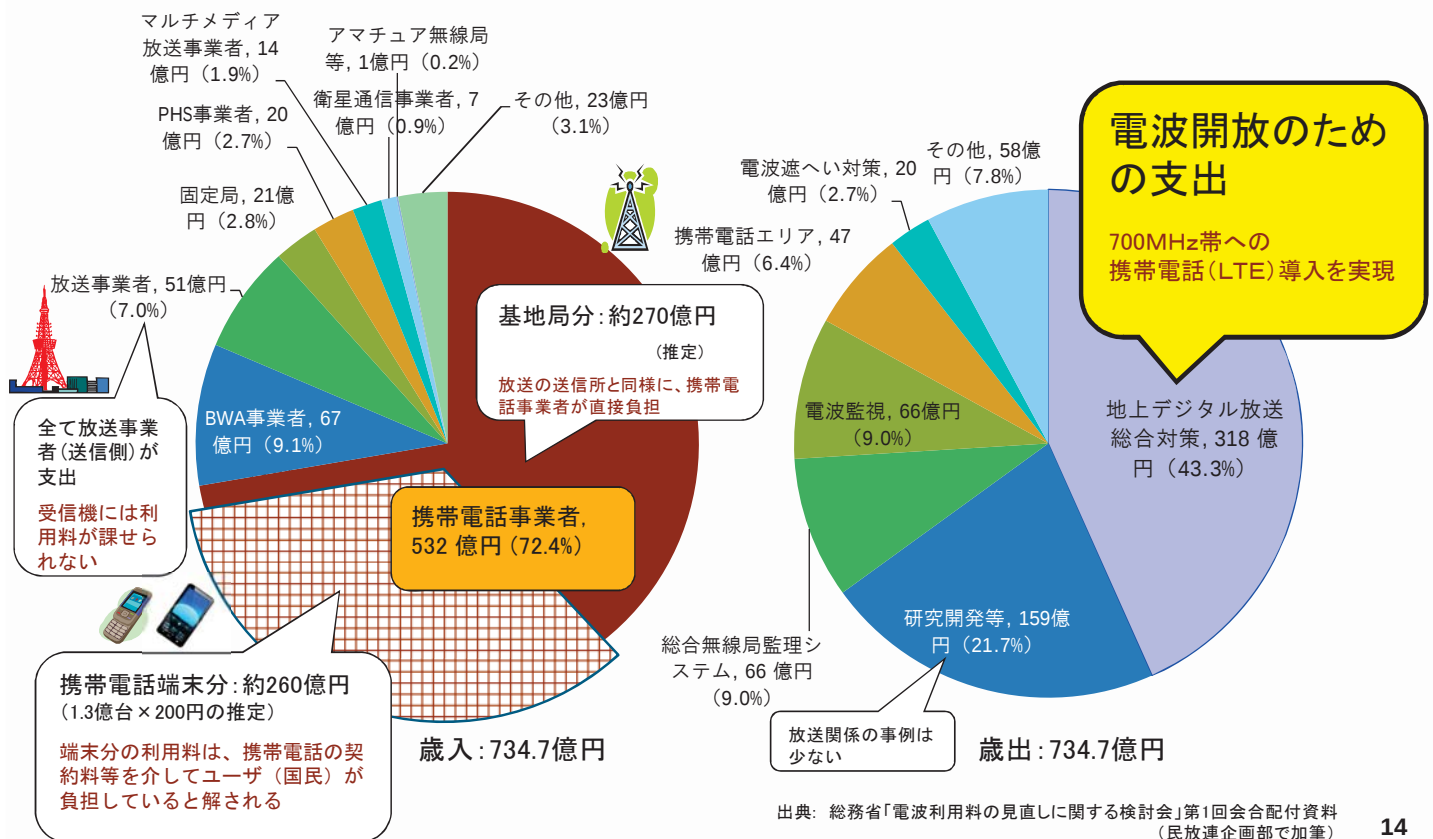
地デジ対策は電波開放のための共益費 ～放送の受益と負担はアンバランスではない～

- 2011年7月（東北3県は2012年3月）、日本は世界に類のない円滑な地デジ移行を成し遂げた。
- 高齢者や低所得者層へのきめ細かい受信支援を中心とした地デジ対策を実施したことによって、下図のとおり合計130MHzの周波数を開放し、携帯電話（LTE）など新たな無線サービスの導入が可能となった。



地デジ対策は電波開放のための共益費 ～放送の受益と負担はアンバランスではない～

電波利用料の歳入と歳出（平成24年度）



14

地デジ対策は電波開放のための共益費 ～放送の受益と負担はアンバランスではない～

● 受益と負担のバランスについて

- 電波利用料を財源とした地デジ対策は、130MHzの周波数を早期に開放し、跡地を携帯電話等に割り当てるための施策。
- 地デジ対策は国民全体の受益となるため、電波法改正の国会審議を経て、電波利用共益事務に位置付けられている。

⇒ ● 「国民全体」の受益である地デジ対策費と、「放送」の負担額を比較してバランスを論じることが妥当でなく、アンバランスとの指摘はあたらない。

放送の受益と負担はアンバランスではない

～放送の負担は責務に鑑みて妥当～

● 無線システムの目的と負担について

- ・ 電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要。
- ・ 地上放送は、
 - ① 国民に必要な情報を同時に輻輳なく伝達可能であり、「無線局全体のひっ迫対策」に貢献するものであること、
 - ② 放送方式／受信機が長期間にわたり変更できないこと、
 - ③ 携帯電話と異なり、個別事業者専用の周波数割り当てでないこと^(注) など無線システムのあり方が携帯電話と大きく異なることに配慮が必要。単純な比較は不適切。

(注) テレビ放送に割り当てられた周波数帯域は合計240MHzであり、NHKを含む地上テレビ128社・全国約1万2千局の送信所が「放送用周波数使用計画」(チャンネルプラン:総務省告示)に則り、この周波数帯域を共同利用するため、置局場所やチャンネル選択において相応の制約が生じる。

⇒ ● 放送事業者の電波利用料負担は法律に定めがあり、現に放送が果たしている責務に鑑みて、概ね妥当な負担規模だと考える。

- 「無線システムにかかわらず(放送にも携帯電話にも)一律の料額を課したらいかがか」との一部意見に対しては、高い収益をあげうる電波利用システムばかりを存続させ、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムを排除する仕組みを志向するものと受け止めており、妥当ではないと考える。

16

最後に

- 地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの「特性係数」は維持すべきと考える。
- 地デジのチャンネルリパックの完了により、テレビ放送が使用する周波数帯域が240MHzに減少したことを踏まえ、今回の見直しにおいて、地上テレビ放送の負担額は一層低減されるべきものとする。
- 電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要。3年ごとに制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねない。

⇒ 放送と通信の違いを踏まえて、電波利用料制度を検討していただきたい。

＜参考＞ 民放連提出意見の要旨 （2013年3月）

- (1) 電波利用共益費用としての現行制度の枠組みは妥当。歳入、歳出規模は抑制的にすべき。
- (2) 電波の経済的価値を過度に反映すべきでない。電波利用料の制度・料額の継続性、安定性が重要。
- (3) 放送の電波利用料にかかる「特性係数」は適切であり、今後も維持すべき。
- (4) 携帯電話は放送と比較して、電話機を含む無線局数が圧倒的に多く、応分の電波利用料負担になっている。携帯電話と放送の利用料負担がアンバランスとは言えない。
- (5) 電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではない。

電波利用料の見直しにあたってのご説明資料

平成25年5月13日

株式会社 ジャパン・モバイルキャスティング
(基幹放送局提供事業者)

©2013, JAPAN MOBILECASTING, Inc. All Rights Reserved.



本日まで説明したいこと



1. V-Highマルチメディア放送の概要
2. 新規参入事業者への軽減措置について
3. VHF帯の経済的価値について
4. 特性係数について
5. 支出総額について
6. 参考資料

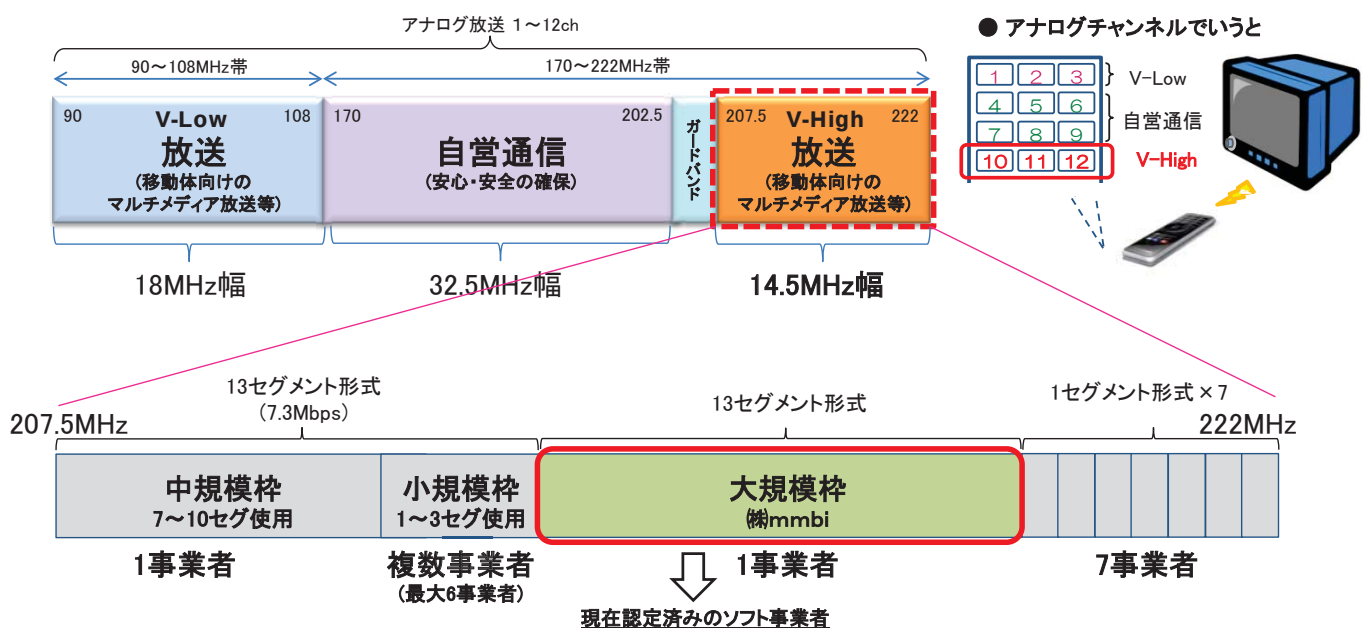
1. V-Highマルチメディア放送※の概要

※: 移動受信用地上基幹放送

1. V-Highマルチメディア放送の概要

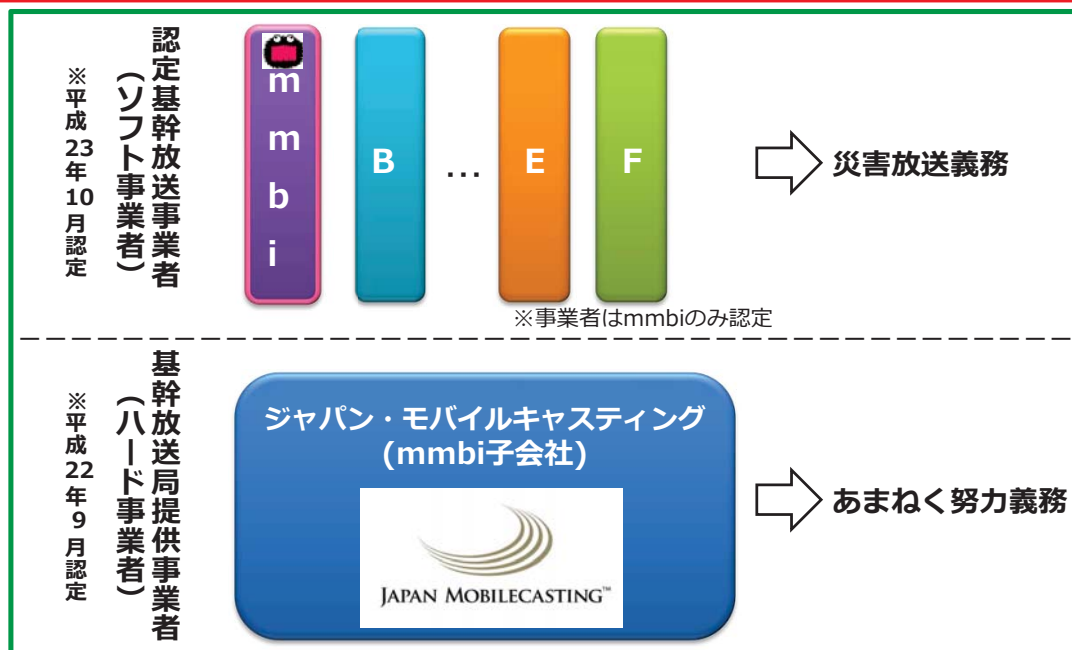
①利用周波数帯域

- ・アナログ放送終了後の207.5～222MHzを利用した移動受信用地上基幹放送
- ・14.5MHz幅を33セグメントに分割して使用



②V-Highマルチメディア放送の制度設計

- ・多くのプレーヤーの参入を可能とするためハード／ソフト分離制度
- ・概ね10社程度の参入を想定した制度設計
- ・放送法でハード／ソフト事業者がそれぞれ地上基幹放送の義務を負う(あまねく努力義務／災害放送義務)



③V-Highマルチメディア放送の提供サービス

- ・高品質・高画質の①リアルタイム型放送、従来の放送にはない②蓄積型放送と③通信と放送の連携(機能及びサービス)を平成24年4月より提供開始
- ・動画・音楽のほか新聞・雑誌、電子書籍、ゲーム等の様々な形式のコンテンツを提供

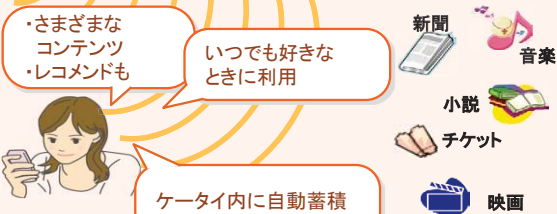
①リアルタイム型放送

- 従来のTVのように放送を受信しながらライブ映像が視聴できる。

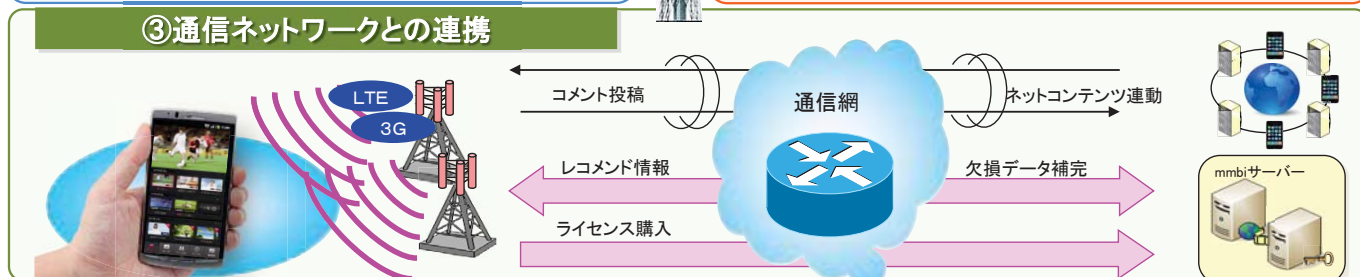


②蓄積型放送

- 従来の放送と異なり、映像ファイル等を一旦蓄積し視聴できる。



③通信ネットワークとの連携



④NOTTVの現状および海外からの視察状況について

- ・NOTTV契約者数は70万契約を超えたが、安定した事業運営に向けては途上の段階にある

主な有料放送事業者との比較

放送メディア	契約件数※1 (1000件未満切捨)	月額料金
NHK-BS	1731.0万	945円※2
WOWOW	263.1万	2,415円※3
スカパー！ (東経110度CS)	196.2万	3,980円※4
NOTTV	72.9万	420円※5

※1: NHK-BS、WOWOW、スカパー！は、衛星放送協会ホームページより(NHK-BSは、平成25年2月末値、WOWOW、スカパー！は、平成25年3月末値)。
NOTTVは、mmbiホームページより(平成25年4月末値)

※2: NHKホームページより、衛星契約額(2か月払額)から地上契約額(同)を引き、2で割った額

※3: WOWOWホームページより

※4: スカパー！ホームページより、「スカパー！基本パック」の料金

※5: mmbiホームページより

- ・モバイル向け商用サービスとして海外からの注目も高く、本事業を早期に成功させる必要がある

海外からの視察状況

- ・平成23～24年度、**世界約30ヶ国**の放送制作に関わる政府関係者および放送事業者等**18組約170名**が来訪

- ・主な視察国は、フランス(大臣級)、ブラジル、台湾、タイ、ドイツ、南アフリカ等

【主な感想】

- ・放送開始から1年で50万契約以上を獲得している普及スピードについての驚き

- ・放送と通信が対等の関係で協力して事業を進めている体制への共感とそれを実現していることへの驚き

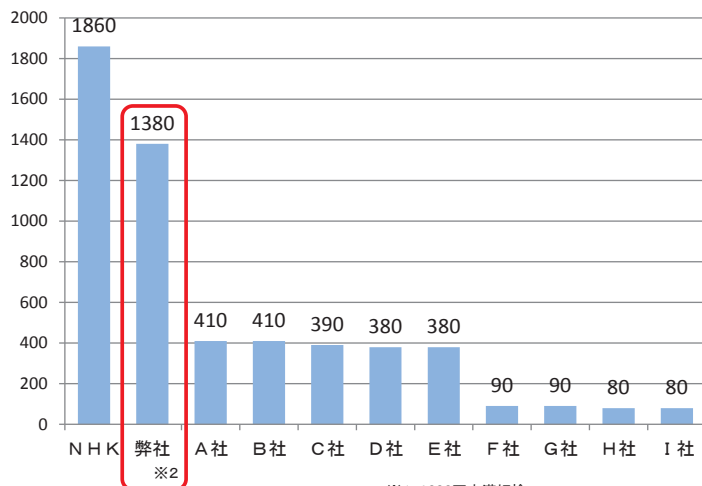
- ・過去のモバイル放送プロジェクト(DVB-H、メディアフロー)と異なり、モバイル向けにオリジナル番組を制作し、それを中心に据えた編成をとっているのが新しい

⑤電波利用料納付状況

- ・弊社は**NHKに次いで**電波利用料を**納付**しており、負担が大きい
- ・弊社の**売上高に占める**電波利用料の**割合は**、NHKおよび**他放送事業者に比べ高い**

放送事業者の電波利用料納付額※1上位10者との比較(平成23年度実績)

(単位: 百万円)



※1: 1000万未満切捨

※2: 弊社の電波利用料についてはH24年度納付額

(出典) 総務省 第1回電波利用料の見直しに関する検討会 配布資料の参考資料1-3

売上高に占める電波利用料の割合(平成23年度実績)

(単位: 百万円)
1000万未満切捨

	電波利用料	売上高	割合
NHK※1	1,860	699,700	0.3%
放送事業者※2	2,310	1,359,970	0.2%
弊社※3	1,380	2,310	59.7%

※1: NHKの売上高については「事業収入」

※2: 放送事業者におけるH23年度電波利用料納付額上位10者のうちNHKを除く9者の合計

※3: 弊社の売上高については「H24年度委託料収入見込み」、電波利用料についてはH24年度納付額

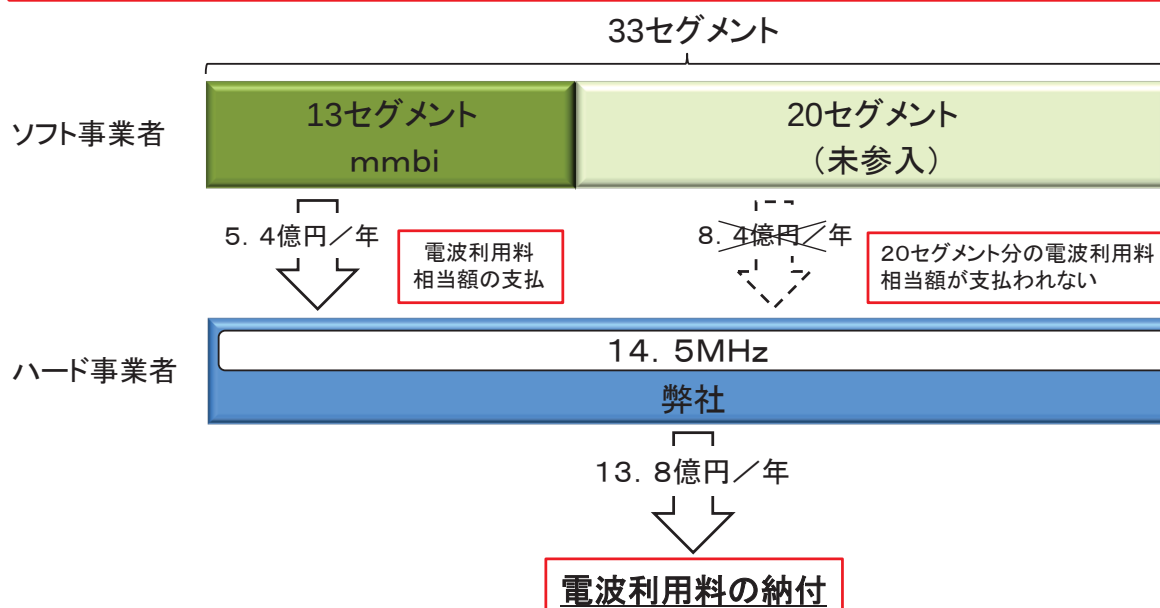
(出典) 各社HP決算資料等

2. 新規参入事業者への軽減措置について

2. 新規参入事業者への軽減措置について

①ハード／ソフト両事業者が揃って放送サービスを提供

- ・ソフト事業者であるmmbiは、割り当てられた13セグメント分の電波利用料相当額(5.4億円)を弊社に支払い
- ・弊社は割り当てられた帯域(14.5MHz)分の電波利用料(13.8億円)を納付
⇒未参入である20セグメント分の電波利用料相当額(8.4億円)は弊社が負担



②候補事業者体力から見た電波利用料負担

- ・参入候補はBS／CS等に番組を提供する事業者(制作・調達・権利処理のノウハウが必要)が有力
- ・**ソフト事業者の電波利用料相当額の負担がかなり大きく、新規参入の障壁**となっていると言える
- ・参入が進まないことで**競争環境が創出されず、市場が活性化しない**

	BS放送	V-High マルチメディア放送
ソフト事業者がハード事業者に支払う放送料	約2.5億円※1 (1番組あたりの平均)	約4.5億円 (1セグメントあたり)
放送料に占める電波利用料相当額	約5万円※2	約4200万円
放送料に占める電波利用料相当額の割合	0.1%以下	約9.3%
普及の状況(参考)	約2500万件 (BS放送受信普及数)	約320万台 (NOTTV対応端末販売数)

※1: (株)放送衛星システム「事業報告(H23年度)」に記載の、「基幹放送局提供収入(約73億円)」を、総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送のテレビ番組のチャンネル配列図」に記載の番組数(29番組)で割った値

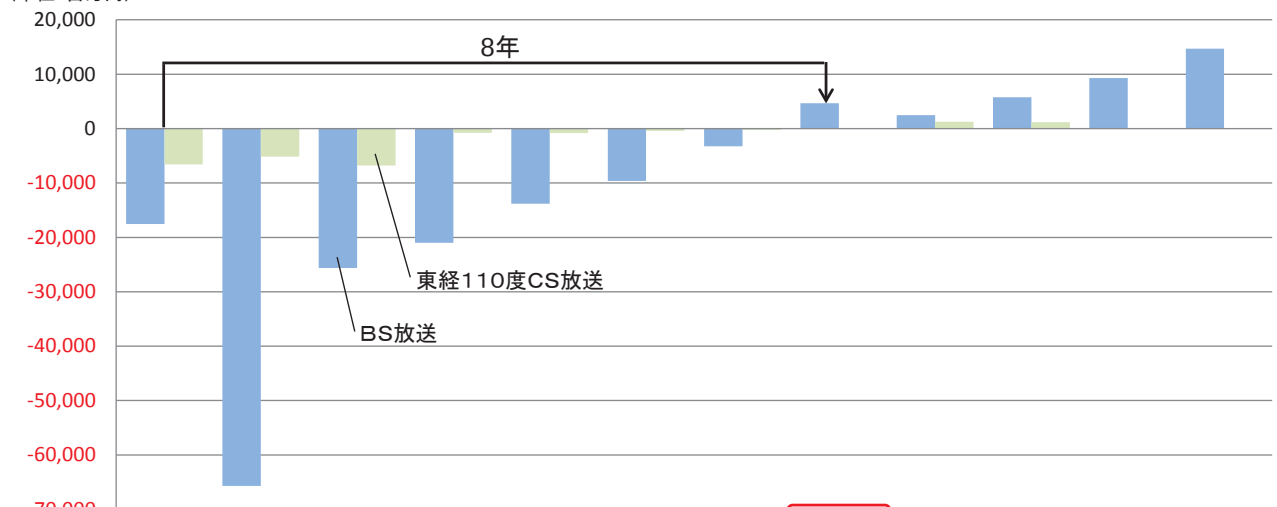
※2: 総務省「電波利用ホームページ」のBS放送に関する免許数より推計した電波利用料額(約140万円)を、BS放送の番組数(※1に同じ)で割った値

(出典) 総務省「衛星放送の現状(H24.12.1)」、総務省「電波利用ホームページ」、(株)放送衛星システム事業報告書およびドコモの新品発売のプレスリリースより

③BS／東経110度CS放送事業の立ち上げまでに要した期間

BS放送／東経110度CS放送の単年度黒字化に要した期間は**8年**
⇒ **放送メディアは立ち上げに時間を要する**

(単位: 百万円)



(出典) 総務省「衛星放送の現状(H24.12.1)」

- ・ 以上のことより

電波の有効利用を図るため

また、新たなサービスの導入を阻害することなく

競争環境を創出し

市場の活性化を図ることを目的として

新規参入・立ち上げ期にある事業者への

新たな軽減措置の検討を要望いたします

- ・ この事業を成功させることが

我が国のICT戦略推進に資することになり

ひいては海外展開へとつながると考えます

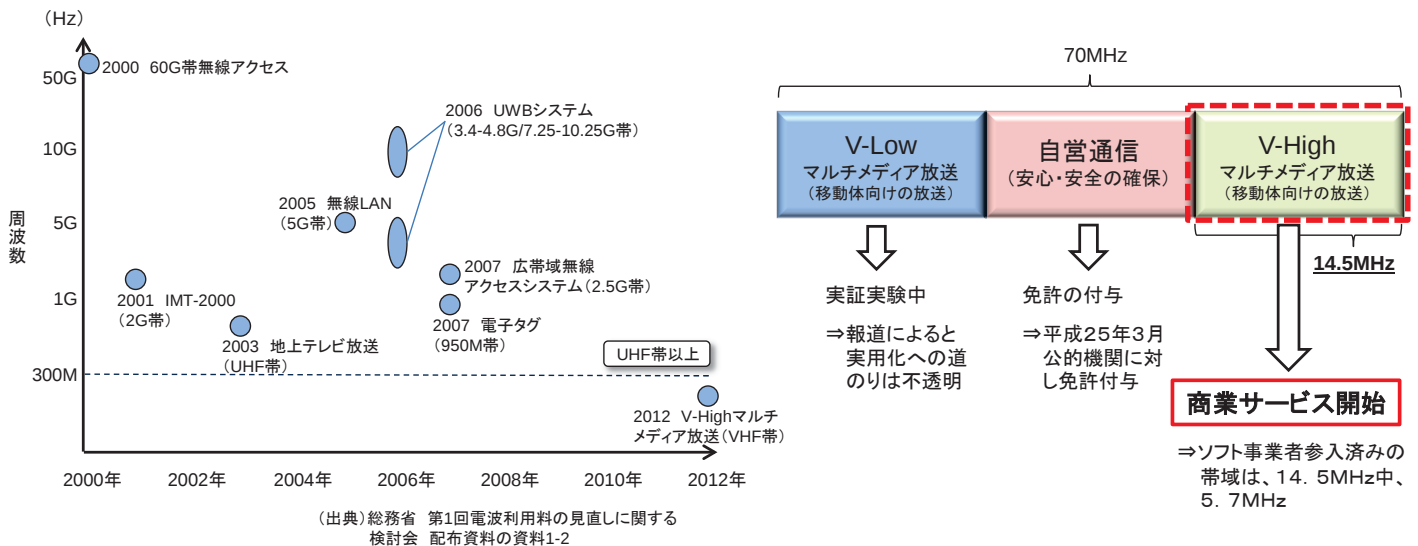
3. VHF帯の経済的価値について

①VHF帯の経済的価値について

- ・電波の利用は伝送できる情報量が多いUHF帯以上に移行
- ・2000年以降VHF帯において商業サービスを開始したのはV-Highマルチメディア放送のみ
- ・VHF帯の参入は活発ではなく経済的価値は今後も相対的に低下していくと考えられる

電波の利用はUHF帯以上の周波数帯に移行

アナログ放送終了後のVHF帯の利用状況



②VHF帯の経済的価値見直しの要望について

- ・第1回検討会資料※によれば電波の利用形態および発展の方向性は高速化／大容量化へとシフトしUHF帯以上の帯域の需要が高まる一方VHF帯での利用は少数にとどまっています
- ・また、家庭内、列車内等でのワイヤレスブロードバンド環境が充実していくと想定されており、よりコンパクトな装置の開発が望まれると推測しますがVHF帯はその周波数特性からアンテナ長などスペースに制約があり
また、都市ノイズに弱いなど技術的に扱いが難しく
ニーズに応えにくい周波数帯であると考えます
- ・以上のことより
VHF帯の経済的価値はUHF帯以上の帯域と比較し相対的に低下していると考えられることから
その経済的価値の見直しを要望いたします

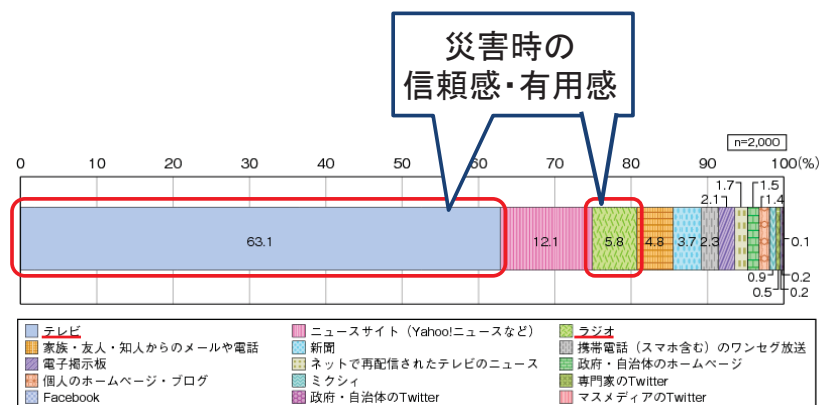
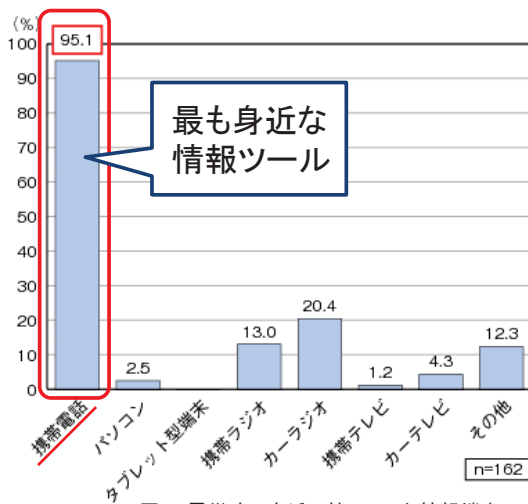
※: 第1回電波利用料の見直しに関する
検討会配布資料の資料1-2

4. 特性係数について

4. 特性係数について

①V-Highマルチメディア放送の必要性・有用性

- ・放送法上、**基幹放送として義務を負う**(あまねく努力義務(法92条)、災害放送義務(法108条))
- ・常に身近にある「**常時性**」と、放送メディアとしての「**信頼感**」の両方を**併せ持つ**
- ・マルチメディア放送は**災害時に強力な情報取得メディア**になり得ると期待している



②特性係数の適用について

- ・平成22年度の電波利用料見直しに関する基本方針によると
マルチメディア放送は多額の費用を要した地デジ移行後の
「跡地」を使用することからその受益負担を考慮し
新たな特性係数の適用が行われませんでした
- ・V-Highマルチメディア放送は
他の基幹放送と同等の義務を負っていますが
公益性を考慮した特性係数1/4※が非適用となっています
- ・しかしながら
跡地利用による受益負担と公益性はなんら関連が無いと思われるため
他の基幹放送と同等の扱いとしていただきますよう要望いたします

※特性係数1/4

放送局は、公益性を考慮した特性係数($1/2 \times 1/2 = 1/4$)の適用を受けて、電波利用料が4分の1になっている

①国民の電波利用の普及に係る責務など(放送法92条:あまねく努力義務):1/2

②国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの(放送法108条:災害放送義務):1/2

5. 支出総額について

- 次期電波利用料の歳出規模については
縮小を検討すべきと考えます
- 各支出項目について
真に支出が必要かどうかの
精査を行う必要があると考えます
- 必要な場合においても
その支出額の妥当性を議論すべきと考えます

6. 参考資料

(参考)受信端末の普及に向けた取り組み

- ・ドコモのスマートフォン、タブレット端末にチューナーを搭載(平成25年5月で23機種)
- ・搭載率は上昇しており、今後も上昇が期待される
- ・契約数は、**70万件を超えた**(平成25年4月8日現在)

【季節モデル毎のチューナー搭載率】

	2012 夏モデル	2012 冬モデル	2013 春モデル
発売機種数(スマホ・タブレット)	17	10	11
チューナー搭載機種数	5	7	6
チューナー搭載機種率※	29%	70%	55%

ドコモの新商品発売のプレスリリースから算出

※:ドコモのスマホ・タブレット端末における比率

(参考)放送区域拡大に向けた取り組み

- ・世帯カバー率は**開設計画を上回るペース**で進捗

	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
開設指針			50%		90%
世帯カバー率(開設計画)	59%	72%	86%	90%	91%
世帯カバー率(実績)	60%	77%	86%	—	—

【V-Highマルチメディア放送サービス提供状況】(平成25年4月18日現在)

(平成25年度末値は予定)

- サービス提供中
- 試験電波発射中

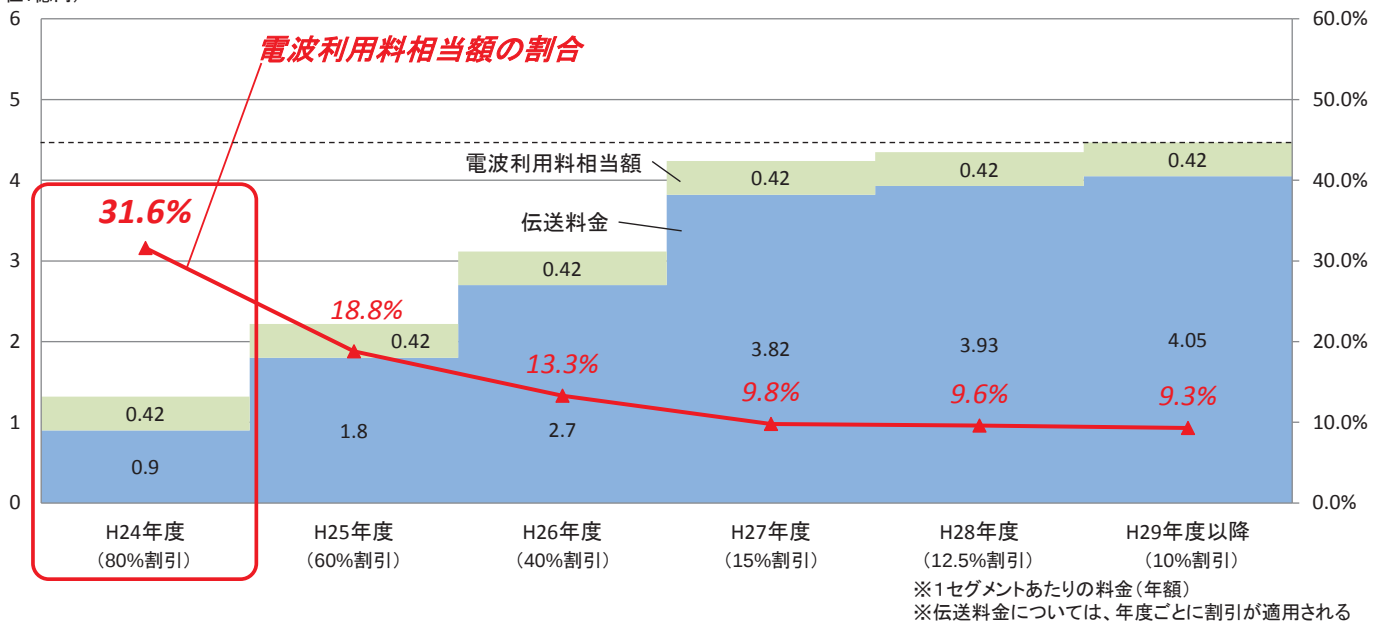
これまで40の送信所を開局させ、
現在、全国33の都道府県でサービスを提供中



(参考)放送料に占める電波利用料比率

- ・ソフト事業者が負担する放送料に占める電波利用料相当額が高い
- ・伝送料金は事業開始当初は新規参入促進のため割引を適用しているが、電波利用料相当額は固定額としており、その比率は更に高い

(単位:億円)



©2013, JAPAN MOBILECASTING, Inc. All Rights Reserved.

24

(参考)BS/東経110度CS放送ソフト事業者の事業規模

- ・衛星放送事業者の事業規模からソフト事業者の負担額はかなり大きく、新規参入の障壁の1つと想定される

	BS放送	東経110度CS放送
衛星放送事業収益	約1300億円	約600億円
衛星放送事業損益	約147億円	約12億円
ソフト事業者数	22社	22社
平均事業収益※	約59億円	約27億円
平均事業損益※	約6.7億円	約0.5億円

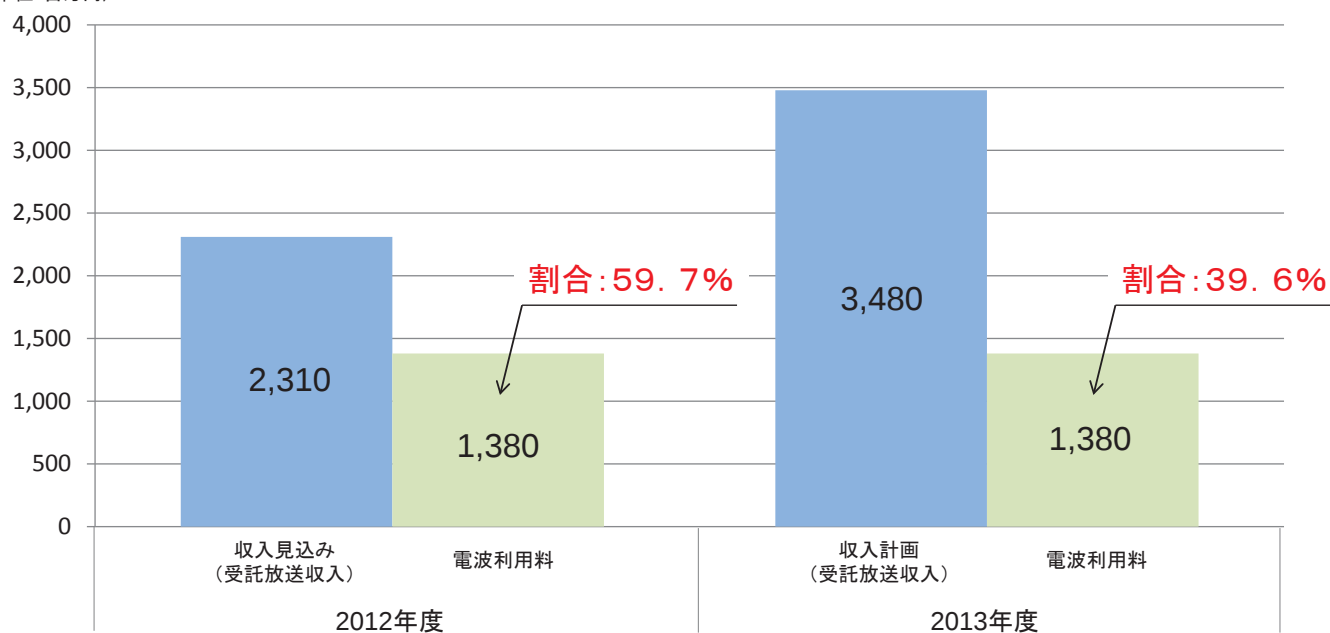
※:「衛星放送事業収益」および「衛星放送事業損益」をそれぞれ「ソフト事業者数」で割った値

(出典)総務省「衛星放送の現状(H24.12.1)」より

(参考) 弊社収支における電波利用料の割合

- ・事業立ち上げ期の弊社収支において、電波利用料の占める割合が高く、資金的負担が大きい

(単位: 百万円)



電波利用料の見直しに関する 弊社意見について

2013年5月13日

株式会社ケイ・オブティコム



All Rights Reserved, Copyright © K-Opticom Corporation

弊社意見①

1

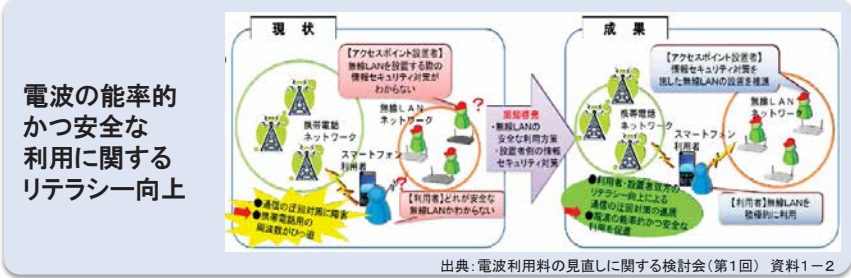
主な検討課題	弊社意見
1. 平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務	
電波利用共益事務の内容、 歳出規模	電波利用料の使途について一層の透明性を確保するとともに、歳出規模を必要最小限とするしくみの確立が必要と考えます。
2. 次期電波利用料額の見直しの考え方	
電波利用料の軽減措置の在り方	- 電波利用をとりまく次の環境変化を踏まえ、電波利用料の軽減措置の在り方については、あらためて議論を深めた上で、必要に応じて見直すことが望ましいと考えます。 - 国民一人一人が必要とする情報が多様化するとともに、その情報へアクセスする手段(携帯電話、テレビ、ラジオ、無線LAN等)も多様化している。 - 昨今の大規模災害において、さまざまな無線通信システムが国民の生命、財産の保護に貢献しており、各無線通信システムの公共性の高まりと役割の重要性が再認識された。



All Rights Reserved, Copyright © K-Opticom Corporation

主な検討課題	弊社意見									
2. 次期電波利用料額の見直しの考え方										
スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システムに対する料額設定の在り方	無線局免許の要否を踏まえ、電波利用料の料額設定（もしくは免除）すべきと考えます。									
	<table><tr><th></th><th>料額設定の考え方</th><th>根拠ほか</th></tr><tr><td>免許局</td><td><u>通信特性を考慮した料額設定が望ましい</u>と考えます。※</td><td> - 周波数の占有により受益が保証されるため。 ※スマートメーターやM2Mシステムは、通信の頻度と時間が小さく、周波数を占有する時間が小さくなる可能性が考えられ、その場合は料額を<u>安く設定することが望ましい</u>と考えます。</td></tr><tr><td>免許不要局</td><td><u>免除すべき</u>と考えます。</td><td> - 周波数の共用が前提であり、受益が保証されるものではないため。 </td></tr></table>		料額設定の考え方	根拠ほか	免許局	<u>通信特性を考慮した料額設定が望ましい</u> と考えます。※	周波数の占有により受益が保証されるため。 ※スマートメーターやM2Mシステムは、通信の頻度と時間が小さく、周波数を占有する時間が小さくなる可能性が考えられ、その場合は料額を <u>安く設定することが望ましい</u> と考えます。	免許不要局	<u>免除すべき</u> と考えます。	周波数の共用が前提であり、受益が保証されるものではないため。
		料額設定の考え方	根拠ほか							
免許局	<u>通信特性を考慮した料額設定が望ましい</u> と考えます。※	周波数の占有により受益が保証されるため。 ※スマートメーターやM2Mシステムは、通信の頻度と時間が小さく、周波数を占有する時間が小さくなる可能性が考えられ、その場合は料額を <u>安く設定することが望ましい</u> と考えます。								
免許不要局	<u>免除すべき</u> と考えます。	周波数の共用が前提であり、受益が保証されるものではないため。								

主な検討課題	弊社意見
3. その他	
電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	- 次の理由から、<u>免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料を免除すべき</u>と考えます。 ➢ 基地局設置者の負担増加に伴い、<u>従来に比べて新たな産業・ビジネスの創出等が減少し、利用者利益が損なわれる恐れがある。</u> ➢ 無線LANによる電波利用は、複数の無線局による電波（周波数）の共用が前提であり、<u>受益が保証されているものではない。</u> ➢ 特定の免許不要局のみに対して電波利用料を徴収することとなれば、<u>負担の公平性が損なわれる。</u> ➢ 無線LANの利用により得られる<u>受益は事業者間で格差がある。</u> （携帯電話事業者は、無線LAN事業による収益に加え、モバイルトラフィックのオフロードにより設備投資が抑制できることから、公衆無線LAN設置事業者に比べて得られる受益が大きい。）

主な検討課題	弊社意見
3. その他	- 平成25年度の電波利用料の使途として、モバイルトラフィックのオフロード推進を目的とした「電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上」(下図参照)が追加されたところです。 電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上  - 一方、モバイルトラフィックのオフロード促進によって生じる競争上の課題※が認識されているものの、解決に至っていないことから、オフロード促進に電波利用料を用いることは時期尚早であると考えます。 ※モバイル事業者は設備投資(トラフィック負担)を軽減できるが、固定通信事業者等は相応の対価が得られない状況であってもオフロードトラフィックを負担し、設備投資せざるを得ないため、競争環境に歪みが生じる恐れがある。

電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資料

2013年5月13日
西日本電信電話株式会社

1. 平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務

【検討課題】

次期(平成26～28年度)における電波利用共益事務の内容や、その歳出規模についてどのように考えるか。

- 電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点から、電波利用共益事務の使途については必要な歳出に止め、予算規模の縮小が図られることを要望いたします。
- 電波利用料の使途をより一層明確化すると共に、実施内容の更なる効率化及び予算規模の適正化を図ることを要望いたします。

2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

【検討課題】

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。

- 山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性の高い用途であることから、電波利用料減免措置の適用の継続及び適用拡大を含めた値下げを要望いたします。
 - 日本電信電話株式会社等に関する法律（第3条）
⇒ 弊社は電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務がある。
 - 災害対策基本法（第2条）
⇒ 弊社は指定公共機関として指定を受けている。

3. その他

【検討課題】

電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非についてどう考えるか。

- 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、利用可能エリアの拡大など公衆無線LANの発展の妨げになる可能性があることから、現行どおり電波利用料を徴収しないことを要望いたします。

電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資料

平成25年 5月13日
東日本電信電話株式会社

0

<検討課題>

●次期(平成26年～28年度)における電波利用共益事務の内容や、その歳出規模についてどのように考えるか。

○電波利用料は、電波利用料共益事務費用をその受益者である無線局の免許人に公正・公平に分担するものと認識。

○予算規模については、電波利用料共益事務費用に必要な歳出にとどめ予算規模を縮小し、歳入とのバランスの確保を要望。

○なお、周波数効率化、共同利用の促進など、限りある電波資源の有効利用につながる研究開発費用について賛同。さらに研究成果の分析・公表が必要。

<検討課題>

●電波利用料の軽減措置の在り方。

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。

○特性に応じて適用される現行措置について、有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園などにライフラインとして構築した無線局へ措置の継続を要望。

○さらに国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものとして、人工衛星局のみに限らず災害時等の通信手段が使用困難な際に必要な通信手段である災害対策用途で認可を得た無線局へ措置の拡大を要望。

1

＜検討課題＞

●被災した無線局に対する減免を可能とする措置について

○被災することにより本来の無線局目的を達成することが出来ない場合など、早期復旧の観点から必要なお、対象や期間については検討が必要。

＜検討課題＞

●その他

電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収について

○無線LAN無線局などの免許不要局は、回線の品質が担保されておらず、排他的権利も有しないことから電波利用料の徴収の対象でないと認識。

○このような自由な領域は、新しいサービスを生み、利用可能なエリアの拡大が期待できるなど、利便性向上のためには必要。

電波利用料の見直しに関する意見 検討課題：その他 電波利用料の免除について

1. 鬼北町の概要

愛媛県の南西部、人口11,424人、世帯数5,112世帯（平成25年4月1日現在）、面積241.87km²の町である。周囲を四国山地の1,000m級の急峻な山々に囲まれた典型的の中山間地域で、日本最後の清流といわれる四万十川の上流域に位置し、広見川、三間川、奈良川などいく筋もの河川が町内を縦横に流れ、その川沿いに国道、県道や町道が走り、山裾に集落が点在する。

当町は、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、今後30年以内に60%以上の確率で発生するといわれる東南海・南海地震の発生に備え、山間部の土砂災害対策、住宅密集地の地震による大規模火災対策、公共施設等の耐震化対策など地域の実情に応じた防災対策事業を推進している。今回の意見提出の発端となっているデジタル同報系防災行政無線の整備も、この防災対策事業の一環である。



鬼北町 Homepage

<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>

鬼北町 Facebook

<https://www.facebook.com/kihokukankou>

鬼北町ゆるキャラ

きほくん（写真左）、きじの助（写真右）

2. 鬼北町デジタル同報系防災行政無線整備事業の概要

- ①目 的 大規模災害時の防災情報通信手段であり、被災地域の状況や避難場所等との正確な情報共有手段としても有効であるデジタル同報系防災行政無線を整備する。
- ②内 容 親局 1 局（同一敷地建物内に子局 1 局を含む。）、中継局 2 局、子局 110 局（双方向送信・アンサーバック機能有）
- ③期 間 平成 24 年度及び平成 25 年度
- ④場 所 鬼北町全域
- ⑤費 用 650,000 千円
- ⑥財 源 国土交通省 社会資本整備総合交付金（補助率 1/2）及び過疎債
- ⑦背 景 当町は、「IP 告知放送システム」による有線での情報伝達環境を整備しており、通常の防災情報等は主にこれにより住民へ伝達している。しかしながら、先の東日本大震災の教訓等により、有線と無線とによる情報伝達環境の冗長化とでもいえるべき整備が必要と考える。

【事業後】

- ⑧電波利用料見込 114 局 × 31,800 円 × 1/2（半額免除）
= 1,812,600 円（年額）
- ⑨電波利用見込 大規模災害がない限り訓練が主。（災害はないほうがよい。）

3. 防災行政無線の電波利用に対する「鬼北町」としての考え方

- ① IP 告知放送システムの大規模災害時向けのバックアップ的存在
⇒ 情報伝達環境の冗長化。大規模災害時の利用。常設であるが限定的。
⇒ 東日本大震災の教訓を生かす必要がある。
- ② 大規模災害時に、現場の住民に直接に対応できるのは、防災行政無線
⇒ 国の「専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局」という位置付けの電波利用（目的）とまったく変わらない。
⇒ 国と地方がともに災害対応に当たる必要があり、地方公共団体として、また、国の責務の一端を担う一地方組織として、電波利用する。
- ③ 「消防用、水防用」と「防災行政用」との相違はない
⇒ 災害時は、消防用・水防用・防災行政用関係なく災害対応のため防災行政無線を利用する。
⇒ 「防災行政用」において、消防及び水防の主力を担う消防団（＝水防団）及び自主防災組織との情報伝達を行う。
- ④ 免許人の受益
⇒ 防災行政無線は、町が直接に益を得るものではない。住民の財産・生命を守り、住民が益を得るもの。
⇒ 民間事業者がサービスするテレビ、携帯電話やインターネットの電波利用とは異なる。

4. 電波利用料に対する「鬼北町」としての意見（結論）

- ① 防災行政無線に係る電波利用料は、全額免除とすべきである。
- ② 「防災行政用」という免除の枠組の在り方について検討が必要。

電波利用料の見直しに関する 意見募集について

平成25年 5月27日
エリア放送開発委員会



1. 「電波利用料共益事務の在り方」について

- ア 電波利用共益事務の内容として、電波の有効利用を促進し、経済的価値の向上にもつながる、
「ホワイトスペースの利用環境整備」や
「他の周波数帯におけるホワイトスペース利用」等を含めた
電波資源拡大のための研究開発等を充実していただきたい。

アンテナ・機材	サーキット（鈴鹿）	競技場（長居）	ゴルフ場（18ホール）
アンテナ	27本	59本	（使用禁止）
漏洩同軸ケーブル	7200m	500m	12000m
同軸ケーブル	8000m	2500m	500m
増幅器	35台	10台	50台

微弱電波利用では、到達範囲が約30mと狭く、広い会場ではアンテナの数を増やしてエリアを広げていますが、同一周波数の干渉等が生ずるため設計・施工が難しい状況。多くの競技場等は郊外または屋内にあり、チャンネルの選定は比較的容易。



2. 「次期電波利用料額の見直しの考え方」について

- イ 限られた電波資源の効率的利用を促進するため、地方自治体や事業者等が2次利用の無線システムを導入する場合に、電波利用料を財源とした支援策を創設していただきたい。
- ウ ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、優先利用の無線局（特定ラジオマイクの無線局）に劣後する無線局（エリア放送を行う地上一般放送局等）に対する減額制度を検討していただきたい。
- エ 被災した地域で新たに開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。



2. 「次期電波利用料額の見直しの考え方」について

- オ 被災時・非常時等の利用に備えて平時から開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。
- カ 住民や利用者等の利便性向上のために非営利で運用、または地方自治体が運用するエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。



2. 「次期電波利用料額の見直しの考え方」について

キ ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、1次利用である基幹放送局の電波とOFDMフレーム同期をとって干渉を減らす等の機能を備えて、更なる電波の有効利用を図ろうとする無線局に対する電波利用料を軽減する制度を検討していただきたい。

→ 干渉の発生を軽減する新技術の導入や、サービス・運用上の配慮等の免許人の努力行為に対する減免措置を創設。

干渉軽減に対する関心が高まるとともに、「2次利用の電波の効率的な活用」が促進されることが期待される。



ク 現行制度では、エリア放送を行う地上一般放送局の空中線電力は、無線設備規則第37条の27の25第4項で130mW以下と定められており、さらに電波法関係審査基準の別紙2の第5の8で10mW以下とすることが求められている。

一方で、利用条件が最も近い区分の基幹放送局と比較すると、エリア放送を行う地上一般放送局はホワイトスペース利用であり基幹放送局よりも優先順位が低い利用であるにも関わらず、空中線電力が大きな一部の基幹放送局よりも電波利用料が高額になっており利用実態と大きく乖離した料額設定となっている。

また、エリア放送を行う地上一般放送局よりも優先され、空中線電力50mWが認められるホワイトスペースを利用する特定ラジオマイクの無線局と比較すると、劣後するエリア放送を行う地上一般放送局の電波利用料が60倍を超える高額になっており利用実態と大きく乖離した料額設定となっている。



これらの問題を解消するため、
速やかにエリア放送を行う地上一般放送局に対する料額を見直し
ていただくとともに、2次利用の無線局間で優先利用の無線局の
料額を劣後する無線局の料額が上回ることがないように、優先利
用の無線局に劣後する無線局に対する減免措置を導入していただ
きたい。

<まとめ>

エリア放送サービスは、制度が導入されて間もないスタートアッ
プの時期で、多くの事業者が十分な収益を得る環境が確立できて
いないこともあり、類似の電波利用形態の他の無線局と比べて格
段に高額な電波利用料の負担を求められることに非常に不公平感
を感じています。

新たに創設されたエリア放送の健全な発展のためにも、料額の見
直しと運用上の制約に応じた減免措置のご検討をお願いいたしま
す。



(参考) 電波利用料の額の比較

無線局	電波利用料	備考
基幹放送局 (20mW未満)	900円	(区分) 基幹放送局 (条件) 制約なし (一次業務)
エリア放送局 (10mW以下)	31,800円 ※二次利用に対する 減額後の金額	(区分) その他の無線局 (条件) <u>二次業務</u> の無線局 ※同一規模の <u>基幹放送局</u> の <u>約35倍</u>

無線局	電波利用料	備考
特定ラジオマイク (50mW以下)	500円	(区分) 移動する無線局 電波の周波数の幅が6MHz以下 (条件) エリア放送より優先される
エリア放送局 (10mW以下)	31,800円	(区分) その他の無線局 (条件) <u>特定ラジオマイクに劣後する</u> ※優先される <u>特定ラジオマイク</u> の <u>約63倍</u>



(参考) 微弱FM波による会場内音声サービスの実施例

カテゴリー	実施場所	サービス実績
モータースポーツ	鈴鹿サーキット 富士スピードウェイ 菅生サーキット ツインリンクもてぎ オートポリス(大分) T1サーキット 他	鈴鹿F1日本グランプリ フォーミュラニッポン、F1日本GP GT選手権、Fニッポンレース 全日本GT選手権 フォーミュラニッポン、P F1 GP
サッカー	国立競技場 横浜国際総合競技場 カシマサッカースタジアム 市原臨海競技場 静岡 日本平サッカー場 埼玉スタジアム2002 駒場競技場 長居陸上競技場、 大阪万博記念陸上競技場他	日本代表戦/ JOMOカップ J1リーグ鹿島アントラーズ戦 Jリーグジェフ市原 清水エスパルス 浦和レッズ 浦和レッズ セレッソ大阪 ガンバ大阪
競艇及び競馬場	住之江競艇場 多摩川競艇場 江戸川競艇場 大井競馬 新潟競馬 他	各地の競艇場で実施 大井ナイター競馬
ラグビー	秩父宮球技場	全日本選手権決勝 大学ラグビー対抗戦
プロ野球公式戦	東京ドーム 横浜スタジアム	巨人戦ホームゲーム 横浜戦



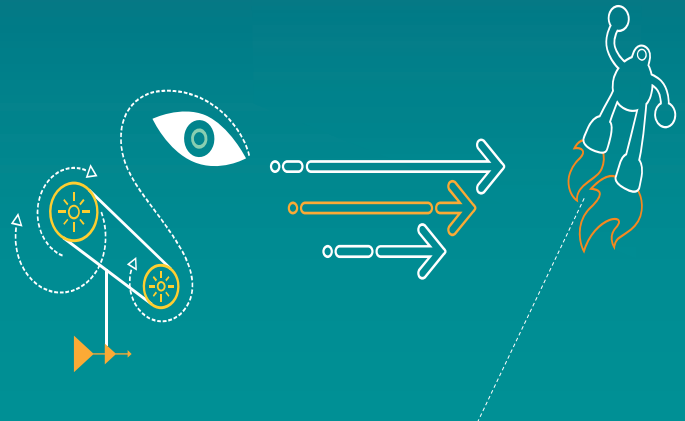
(参考) 微弱FM波による会場内音声サービスの実施例

カテゴリー	実施場所	サービス実績
陸上競技	長居陸上競技場、 広島ビックアリーナ 日産スタジアム 神戸ユニバー競技場 等々力競技場(川崎)	世界陸上大阪07、陸上日本選手権 日本選手権2009 スーパー陸上 日本選手権2006 スーパー陸上
大相撲	両国国技館	3場所
プロゴルフ	川奈ゴルフクラブ(仮設) スリーハンドレッドクラブ(仮設) 江戸崎カントリークラブ(仮設) 阿見カントリークラブ(仮設) 武蔵ヶ丘カントリークラブ(仮設) その他	フジサンケイクラシック フジサンケイレディース マンシングウェアカップ ニチレイレディース タイガーウッズインビテーション ダンロップオープン、日本プロシニアなど
バレーボール	大阪府立体育館(仮設)	ワールドカップバレー
イベント放送	湘南周辺海岸線(仮設) 横浜国際競技場 東京国際映画祭	SURF90 神奈川国体 渋谷
同時通訳	幕張メッセ内会議場(仮設)	インターBEE
駐車場誘導システム	帝国ホテル ホテルニューオータニ 参議院本館及び議員会館 衆議院本館	



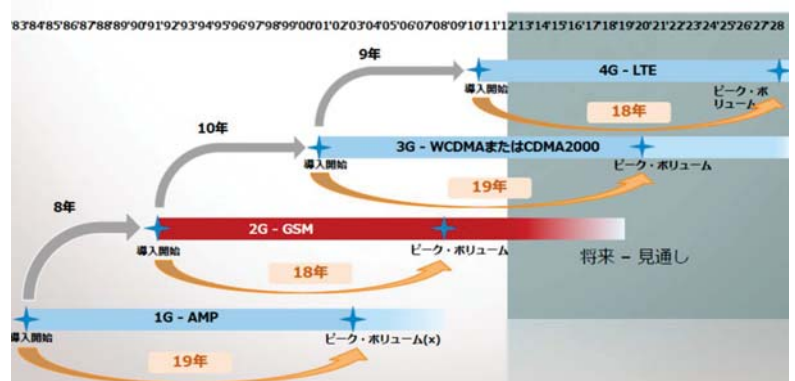
May 27th, 2013

電波利用料見直しに関する意見



1) M2M分野における携帯電話網活用の重要性

- カバーエリア（国内、国外）
- 世界で標準化された技術
- 長期間利用可能なネットワークサービス
 - － 長期間の部品供給
- インターネット接続が確立
 - － クラウドの容易な活用
- 信頼性の高いネットワーク
 - － 障害・災害対応
 - － セキュリティー対応
- 既に普及している部品群
 - － 各種製品への組み込みが可能
 - － スマートデバイス



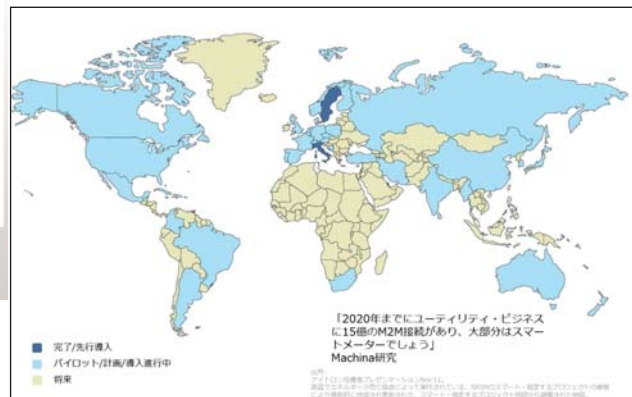
2) M2M事例① : 携帯電話網を活用したスマートメーター

携帯電話網を活用したスマートメーターの導入例

- TNMP: 24万メーター (100%)
- CPS Energy: 14万メーター (2014年)
- Consumer Energy: 180万メーター (ほぼ100%)
- Entergy: 280万メーター (最大)



ユーティリティビジネスにおけるスマートメーター



3

2) M2M事例② : ODB II (On Board Diagnostics 2)

- 車載ECUログ取得
- メンテナンス情報
- ドライブ履歴
- レンタカー返却時ガソリン残量
- 燃費情報+タイヤ空気圧
- 位置情報



OBID2 携帯電話網通信装置例

ACT200D
Vehicle Tracking, Monitoring and Management Device

AnyDATA

Created for vehicle tracking, monitoring and management, the ACT200D is ideal for a number of applications including Fleet Management, Usage Based Insurance and Teen Tracking. The ACT200D is discreet and easy to install saving both time and money. Once installed, it gathers, tracks and transmits user defined data on the vehicle via telematics that is accessible from any internet connected computer. Backed with over 15 years of experience in design and manufacture of wireless modules and devices including tablets, mobile hotspots, USB modems, smartphones, wireless GPS devices and mobile-to-mobile tracking solutions, the ACT200D joins an expansive portfolio of successful wireless products from AnyDATA.

4

2) M2M事例③ : mPERS (Mobile Personal Emergency Response Service)



5

3) M2Mの普及促進に向けた電波利用料に関する課題と意見

- M2Mアプリケーションやデバイス市場の成長を加速させるために更なるコストダウンが必要。
- そのためにはスマートメーターを含むM2M向けには、携帯電話網を使う無線通信システムの電波利用料を低減或いは免除することが必要と考える。

6

総務省 電波利用料の見直しに関する検討会

電波有効利用とICT利活用の観点から

2013年 5月 27日

一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会
(CIAJ)

1

1. 平成26年～28年度に必要となる
電波利用共益事務

CIAJ
一般社団法人
情報通信ネットワーク産業協会

CIAJの考え

共益事務の内容についての考え方

- ・ 「受益者負担」の原則に基づき、電波利用料を支払う主体である「利用者」に還元されること

情報通信産業の進展の施策への利用

- 1) 今後の我が国の基盤として重要な情報通信の進展への使用による、我が国の国際競争力の維持、発展
- 2) 震災に強い、電波を利用した無線システム等の設備及びインフラ等の増強による、確実な災害対策の実現
- 3) 研究開発を進めることに加え、開発後の無線システムの普及拡大や、国民生活の改善・向上に大きく貢献する公益性等の条件を持つ無線システムの普及促進

CIAJの考え

電波リテラシー向上に向けた取り組みへの利用

- ・青少年の安心安全な利活用
 - ・一般利用者(特に高齢者を含む情報弱者)の安心安全な利活用
- を進めるために、これまでのリテラシー向上の取り組みに加え、
情報通信利活用のための環境整備やセキュリティ等の問題
の対処に向けた、グローバルな観点でのリテラシー向上への
取り組みを要望

総務省「電波有効利用の促進に関する検討会(2012年5月)」CIAJ説明資料より

1) 我が国の電波利用産業の国際競争力を強化するための施策

- ・日本の技術を活かし、国際競争力のある産業を育成する標準化戦略の強化、及び、グローバル対応
- ・新ワイヤレスシステム開発に関する国家プロジェクトの推進

2) 震災時に活用できる無線等の設備拡大と強化

- ・震災に強い、電波を利用した無線システム等の設備及びインフラ等の増強

3) 中長期的視野をもって進めていく必要がある研究開発とその普及拡大

- ・長期・継続的にモバイル・トラヒックを収容していくための研究開発
 - 無線トラヒックを効率的に分散する技術の研究開発
 - 利用周波数を拡大するための研究開発
- ・電波利用の安全・安心を確保するための研究開発
 - 電波の人体への安全性を確保するための研究開発
 - 安心して利用できるためのセキュリティ技術の研究開発

総務省「電波有効利用の促進に関する検討会(2012年5月)」CIAJ説明資料より

現状

これまでも、電波利用料は、

- ・電波の安全性（利用者の健康等）
- ・電波の適正利用に関するリテラシー向上

などのために利用されてきた。

リテラシー向上が必要な対象者が増加中

環境の変化

従来の通信機器は性格の異なる機器にも無線機能が搭載

- ・無線機能が自動車や家電製品等へも実装され、一般利用者は、深く意識することなく無線機能を利用するようになった。
- ・スマートフォンの急速な普及により、セキュリティ等、従来の携帯電話とは異なる課題、問題が顕在化している。

解決すべき課題

しかし、多数の一般利用者は、

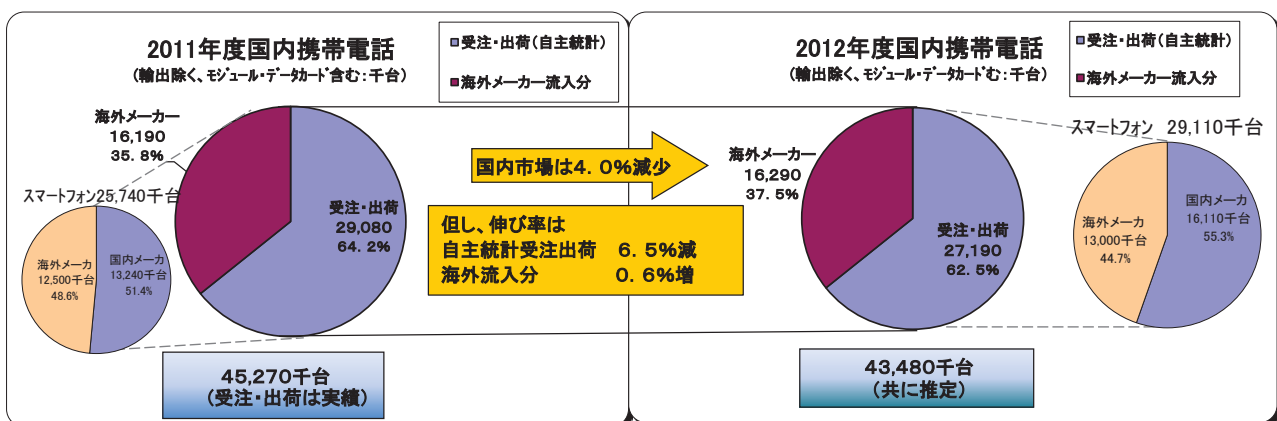
- ・無線利用時のさまざまな制限事項を意識することが難しい。
- ・無線機器を安心・安全に利用するための方法がわからない。

■携帯電話の国内市況（Wi-Fiルーター/モジュール 300万台を含む、輸出除く）

スマートフォンが増加（113%）。

・日本メーカーのスマートフォン比率：金額69.3%（前年度比+14.1%）、台数59.2%（同比+13.7%）

⇒ スマートフォンのシェアはさらに拡大すると予測。
青少年の利用はふつうのことに、高齢者の利用も進む。
インターネット接続の主役はスマートフォンへ。



2013年3月時点

出典：CIAJ中期需要予測より（海外流入はシードプランニング調査を使用）

CIAJの考え

考え方

- ・新しいデータ通信システムに対しては、料額設定に配慮するべきではないか。

主な理由

- ・M2Mのセンサーネットワークでは、トンネル、地下鉄など公共性の高い場所に振動センサーが設置され、国民の安全・安心に貢献している例がある。
- ・スマートメーターも公益性の強い分野。
- ・公益性の強い分野でセンサーネットワークを普及させるために、電波利用料の負担や料額設定に配慮することで、新たなサービス創出に繋がる事業参入の障壁が下がり、普及の加速化が図れる。

CIAJの考え

考え方

- ・無線LANのように、周波数帯を占有しない免許不要局は電波利用料負担の検討対象とするべきではない。

主な理由

- ・無線LANはICT社会の確立への貢献が期待されるという観点から、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことが無いようにする必要がある。
- ・無線LANは、携帯電話トラヒックのデータ・オフロードの手段として利用され、電波有効利用に貢献していることから、電波資源の有効活用を阻害する方策は取るべきでない。

次期電波利用料の見直しに関する意見

2013年5月27日
スカパーJSAT株式会社

1. 使途及び予算規模について



■「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）」、という電波法の主旨に鑑み

<使途の追加について>

- その使途が真に電波利用共益費用の定義に即したものであるかどうかを厳密に精査して、費用を負担する免許人全体の受益に資する使途とすること
- 費用を負担する免許人のコンセンサスの取得

<既存の使途について>

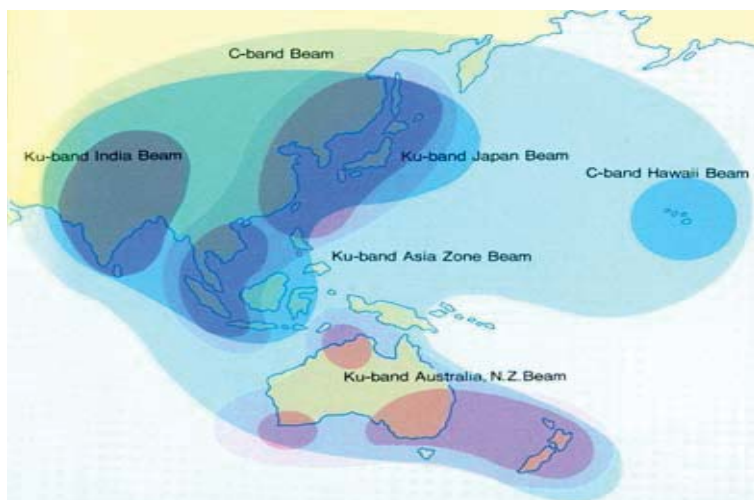
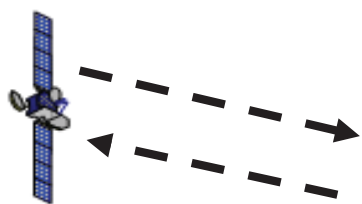
- 支出の実績を踏まえて必要性を見直すことにより、歳出予算の更なる支出効率化を図っていくこと

がそれぞれ必要と思料いたします。

2.無線局の利用形態に即した料額設定の要望

衛星通信は広域間の通信を実現。

日本国内や日本-海外間の通信のみならず、外国間通信の実現にも寄与。



弊社衛星カバーエリア図(JCSAT-3A号機)
* 衛星通信の図はイメージです。

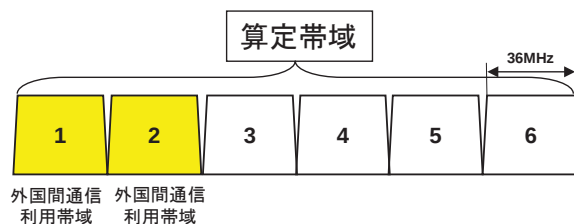
✓現行において、各種無線システムの使用周波数帯域幅算出の際には、3MHz以上の未使用帯域幅は除外することとされております。専ら外国間通信に使用され、国内で未使用である帯域幅についても、算定より除外していただくことを要望いたします。

✓個別人工衛星局の負担配分の際に、専ら外国間通信に使用され、国内で未使用である帯域幅については、国際競争力の観点からも、算定より除外していただくことを要望いたします。

2

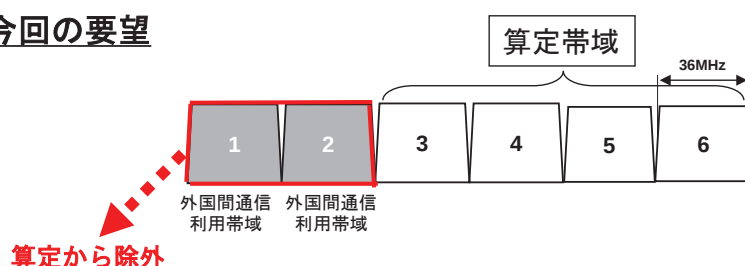
人工衛星局 算定帯域(イメージ)

現在



利用形態によらず、専ら外国間通信利用帯域(国内未利用)についても、電波利用料額の算定帯域(1~6帯域合計)とされている。

今回の要望



無線システムの使用周波数帯域幅及び個別無線局の帯域幅算出にあたり、専ら外国間通信に利用している帯域幅(1&2)の除外を要望致します。

3

3.衛星システムの特徴を勘案した特性係数の適用



電波利用料負担の公平性の観点より、各システムの利用形態などの特性を十分に考慮して不利益が生じることのないようにすることが必要であると思料するため、引き続き各システムの特性に応じて特性係数を適用することを要望いたします。

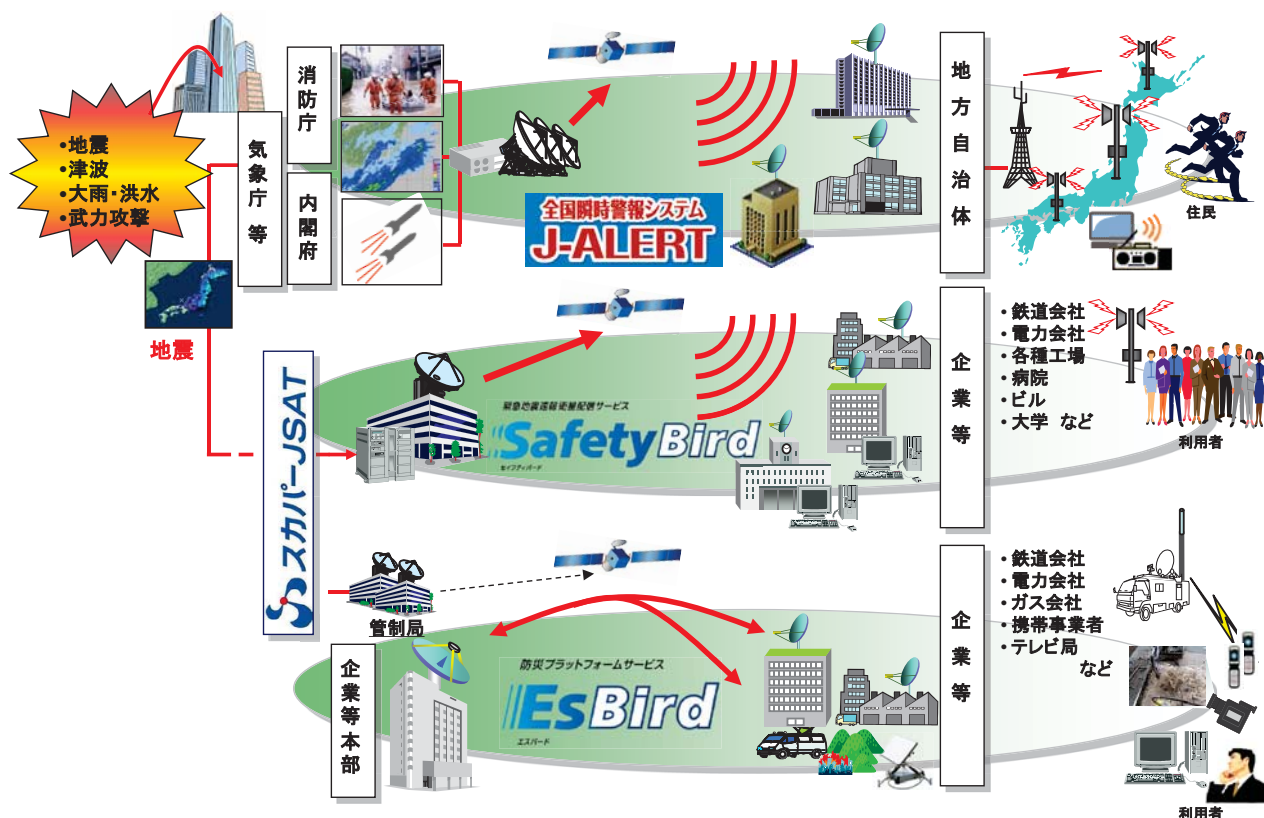


衛星システムにおいては、以下2点の特性を勘案頂き、軽減措置を継続頂くよう要望いたします。

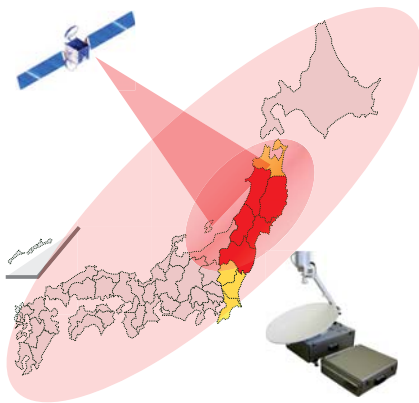
- ① 東日本大震災などの大規模災害発生時には、衛星システムはその**耐災害性・柔軟性**などの特徴を活かして確実な通信手段を提供しており、復興過程においても**国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与**しております。引き続き、確実なライフラインの提供という公共性の高い利用形態である旨を勘案し軽減いただくことを要望いたします。
- ② 衛星システムに用いる電波は、**広域性・国際性**を特徴に持ち、ビームの照射範囲は日本だけではなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITUが定める無線通信規則に基づき**外国の無線局との周波数調整が必要**です。周波数調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は変化することとなるため、引き続きその特性を勘案し軽減いただくことを要望いたします。

4

人工衛星の特徴：耐災害性・柔軟性



5



福島第一原子力発電所事故に伴う
避難指示区域内での工事

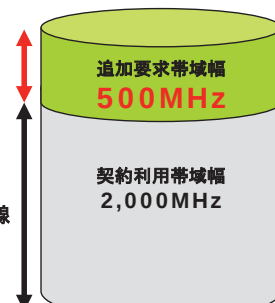
回線容量 (トランスポンダ)

以下の省庁及び企業より、合計**約500MHz**の追加割当て要求があった。

- ◆ 中央省庁 (防衛省、警察庁他)
- ◆ 放送局
- ◆ インフラ企業 (鉄道会社、携帯電話事業者、電力会社)
- ◆ その他民間企業

-追加要求帯域の主な利用用途-

- ◆ 被災地からの映像伝送
- ◆ 被災地と指揮命令拠点 (災害対策本部等) を結ぶ連絡回線
- ◆ 電力会社のシステム復旧
- ◆ 携帯電話のバックホール回線の調達
- ◆ 鉄道、道路等の復旧のための連絡回線



小型地球局 (VSAT)



右記の企業及び組織よりVSAT
約400式の利用要求があった。

- ◆ 避難所
- ◆ 携帯電話事業者
- ◆ 金融機関
- ◆ 市町村役場 (災害対策本部) 等

報道機関

3月11日から報道機関向け帯域を、ほぼ全て割当

NZ地震対応でSB-B2可動ビームに接続されていたトランスポンダを地震発生から2時間以内に、日本ビームに接続変更。



衛星中継車による素材伝送
当社が回線割当を行いTV局が運用



中継車が入るのが困難な
エリアにはポータリンク
サービス

当社グループからの緊急機器供給



JSATモバイル(株)
衛星携帯電話
ISAT Phone Pro
300式以上

主要官公庁
通信各社、報道機関、
建設業



VSAT 200式以上

主要官公庁
被災地方自治体、
通信各社、金融機関

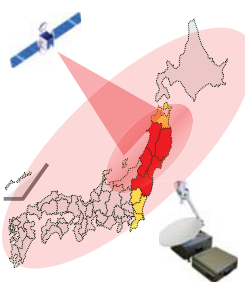
地方自治体

(財)自治体衛星通信機構 (LASCOMネットワーク)



- 被災4県の保有するVSAT総数473。
- 発災後、携帯電話を含む地上系通信がすべて不通の被災地で、LASCOMの自治体衛星通信網のみが機能した役場多数。
- 発災直後より映像5chフル稼働で、石油貯蔵庫の火災映像等を消防や県防災関係者に送出。
- 音声通信はピーク時約200回線が稼働し、3月11日の15時～16時の1時間で約4,000通話が行われた。

重要通信確保のための回線割当増

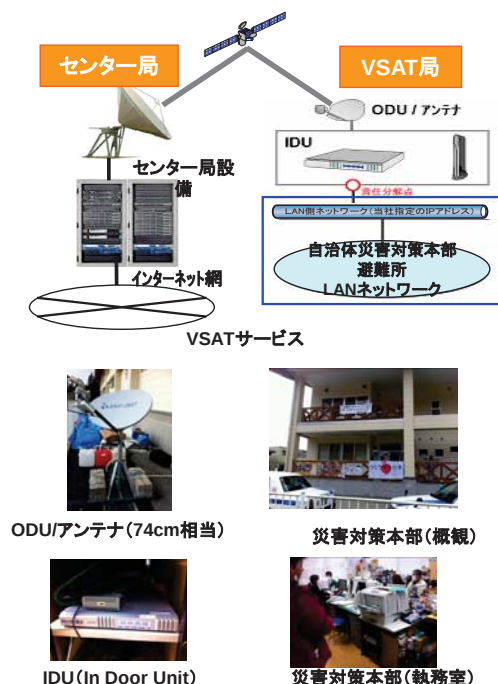


専用線扱いのため輻輳は生じず。
当社所有衛星の空き中継器の
投入等により、適宜需要に対応。

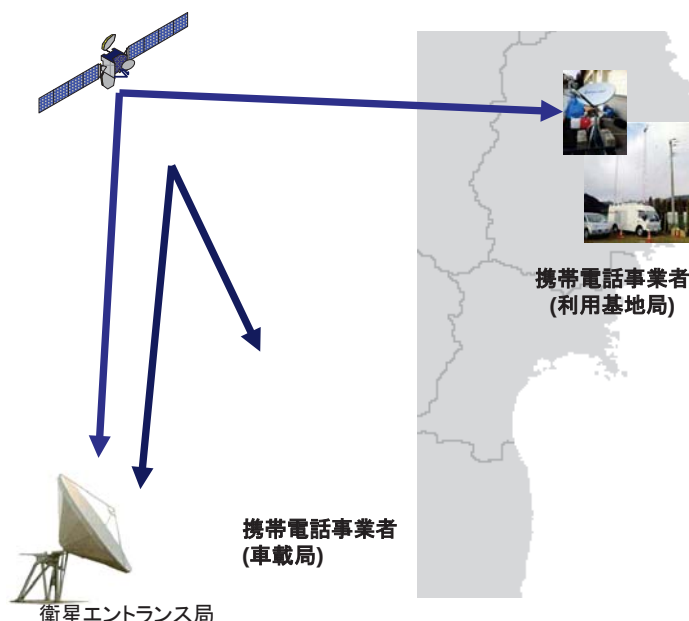
主要主管庁、米軍
報道機関
携帯電話事業者
鉄道、電力各社

災害対策本部・避難所 支援

VSAT端末、自動捕捉アンテナ、固定アンテナ及び衛星回線を提供。



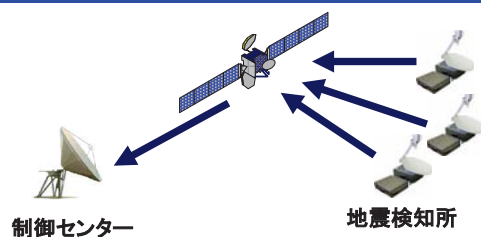
移動携帯基地局の緊急配備対応



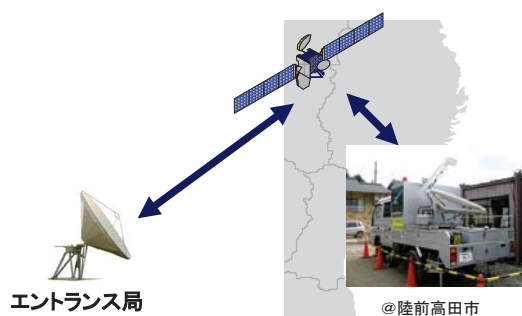
8

鉄道向け地震情報配信

地上回線で構築されていたが、震災で回線断となったため、衛星を利用して回線構築

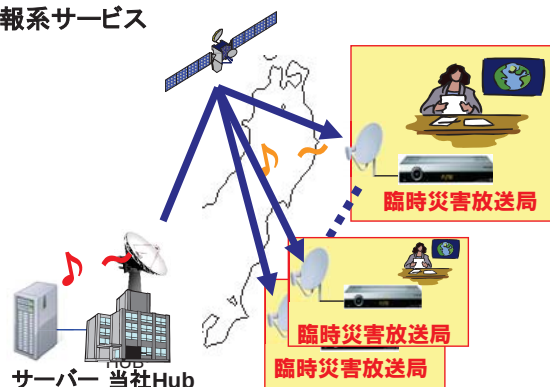


特設公衆電話(無料公衆電話)向け



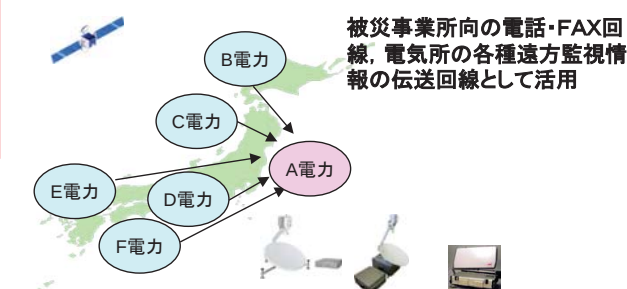
臨時災害放送局向けコンテンツ配信

同報系サービス



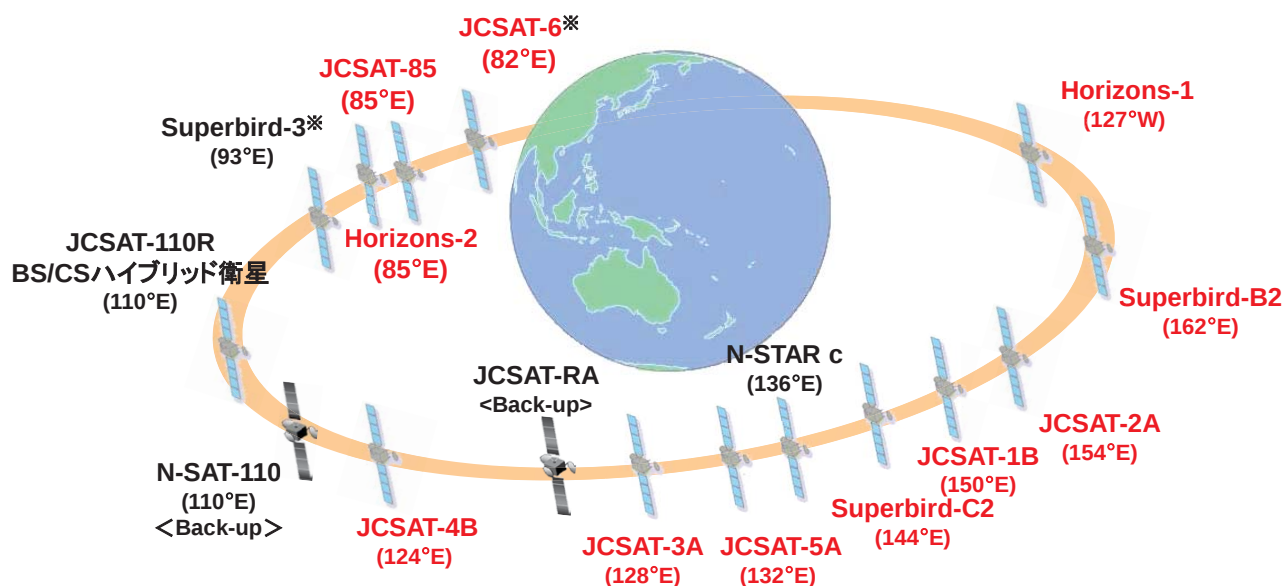
電力会社向け 回線帯域増

電力会社間で衛星通信機器を融通



9

北米上空からインド洋上空まで計16機の衛星を保有し、グローバルに展開



当社フリート図

赤字衛星: 海外向けビーム搭載衛星(含む可動ビーム)
※印の衛星名は仮称(調達時の名称)

10

グローバル市場における海外事業者との競争において、軌道権益の維持・確保のために
外国無線局との周波数調整は必須。

(単位: US\$ in millions)

	Satellite Operator (FSS*1)	Country	Fiscal 2011 Revenue*2	Satellites*3	Fiscal 2010 Revenue*2
1	Intelsat 	Luxembourg	2,588	58	2,540
2	SES 	Luxembourg	2,245	50	2,300
3	Eutelsat 	France	1,690	28	1,480
4	Telesat 	Canada	808	13	821
5	スカパーJSAT  (宇宙・衛星事業セグメントのみ)	日本	*4 703	16	*5 649
6	SingTel Optus	Australia	322	5	286

*1 Fixed-Satellite Service (固定衛星サービス)

*2 米国ドルの表示は、各会計年度末時点の為替レートで換算。

*3 衛星保有機数は2012年7月2日付SPACENEWS記事を参照。

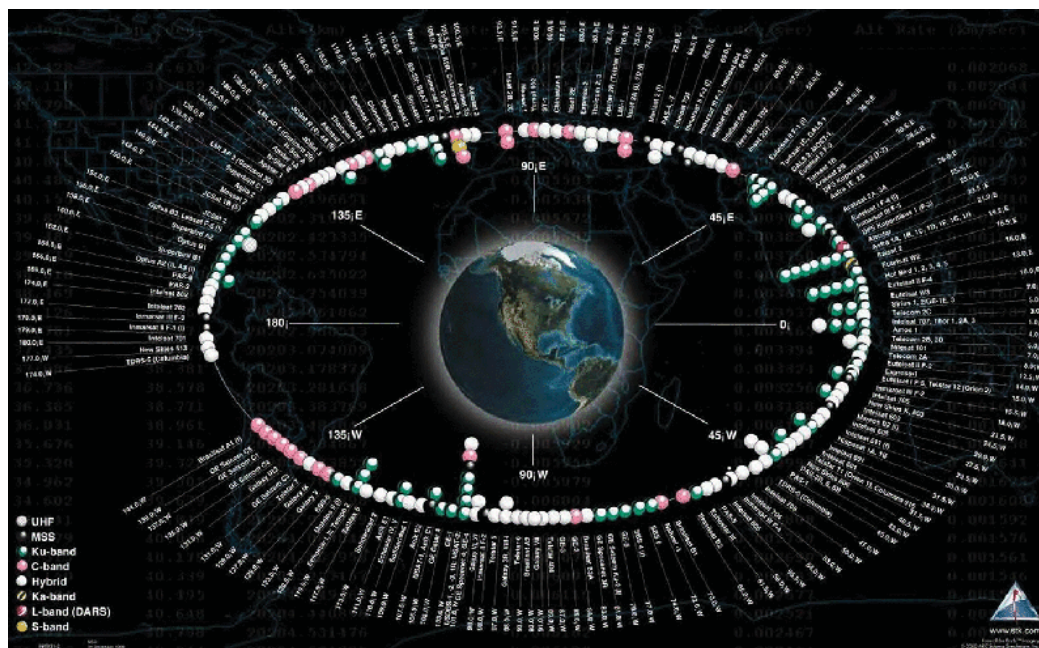
*4 US\$1=82.14円

*5 US\$1=83.15円

11

静止軌道上には多数の衛星が存在。ITUが定めた無線通信規則に基づき、外国衛星との周波数調整を実施。

衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は、周波数調整結果によって変化。



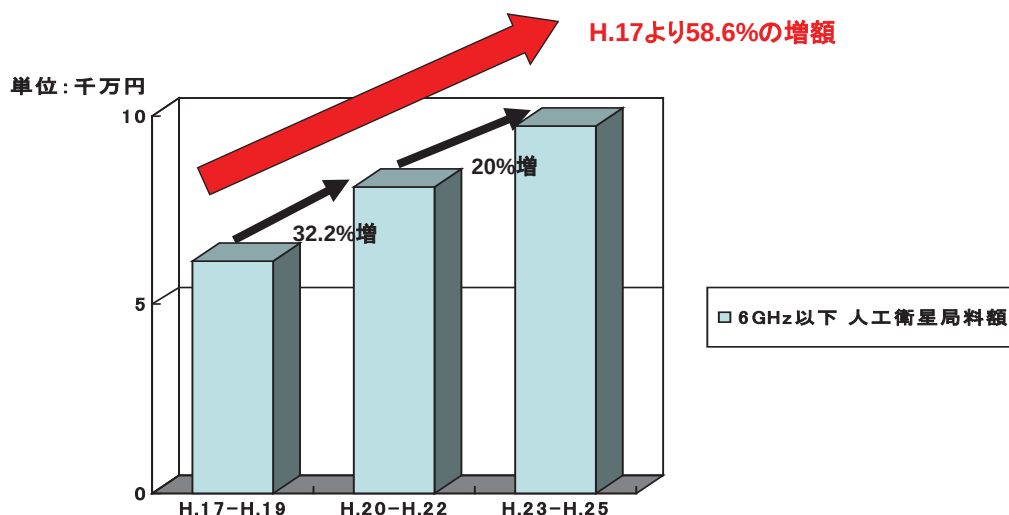
source: <http://www.stk.com>

12

4. 料額増加抑制への要望

無線局免許の条件が同一である場合には、料額の増額とならないよう考慮を要望いたします。
また、やむなく負担増となる場合には、一定の増額率にとどめる仕組み等についての検討を
要望いたします。

6GHz以下人工衛星局(200MHz-500MHz)料額の変移



- ✓平成20年-平成22年料額: 6GHz以下の人工衛星局の電波利用料負担額は、対前期比**32.2%増**
- ✓平成23年-平成25年料額: 6GHz以下の人工衛星局の電波利用料負担額は、対前期比**20%増**

13

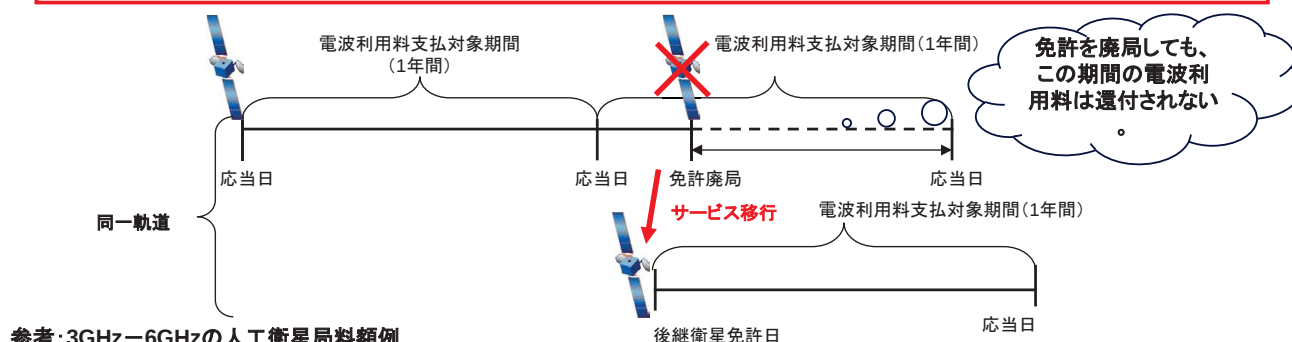
5. 無線局廃局時の電波利用料額への要望

現在の制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても、支払った電波利用料は還付されません。



➤同一軌道において、人工衛星を更改する場合、**同一周波数を同時利用することは不可能**であるため、電波利用料支払対象期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を**後継衛星の電波利用料の一部に充当することを要望いたします。**

➤また、**期間の途中で無線局を廃局した場合には、その期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を、要望いたします。**



参考: 3GHz-6GHzの人工衛星局料額例

周波数帯	帯域幅 (B MHz)	電波利用料額 (H.23-25年)
人工衛星局 (3,000MHzを超え6,000MHz以下の 周波数の電波を使用するもの)	$200 < B \leq 500$	97,425,900円
	$500 < B$	218,839,800円

電波利用料の見直しに関する意見

平成25年5月27日

一般社団法人 全国漁業無線協会

一般社団法人 全国漁業無線協会

電波利用料の軽減措置について

漁業指導監督用海岸局（連絡回線用の固定局を含む。以下同じ）は、都道府県が自ら無線設備を整備し、あるいは漁業用海岸局の無線設備を共用して開設している無線局であり、電波法においても公共業務用無線局として位置付けられており、漁業用船舶局を通信の相手方とし、それぞれの都道府県下における漁業に関する指導監督の通信を行なうとともに漁船と漁民の安全確保、海上における災害防止等の公共の通信業務を行なっている。

漁業用海岸局は、海岸に近い場所に設置されているものが多く、電波伝搬の状況から送受信所を高い所に設け、その間の連絡回線として専用回線や固定回線を自営あるいは防災用システムの固定局を使用して運用する海岸局があり、重免許の場合、負担額が大きい。

最近では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、全国の漁業指導監督用海岸局と連携をとり、人命の救助・捜索等に公共業務用無線局としての役割を果たすとともに自然災害に関する情報周知の徹底を図っている。

また、北朝鮮による飛翔体（ミサイル）関係情報の対応など、我が国の漁船と漁業者の安全確保、災害防止に努めている。

放送と同じ公共性を有する

- 漁業指導監督用海岸局(固定局を含む。以下同じ。)は地方公共団体が開設または漁業用海岸局に委託し運用するものであって公共業務用無線局であり、漁業指導監督に関する通信のほか航行の安全・気象に関する通信等を行なっている。
- 放送業務用は「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として特性係数は1/2。
- 漁業指導監督用海岸局も放送業務と同様の公共性を有している。東日本大震災では、全国の漁業指導監督用海岸局と連携し災害の状況を防災機関に伝達するなど人命の救助・捜索に大きく寄与。
- 最近では、海上保安庁との間で災害時協定を結ぶ等、より公共性が高まっている。

発災時の通信と岩手県庁への連絡ルート

非常用発電機による運用



被災直後の通信手段と経路



- 沖合船等に大津波情報を提供。
- 津波で被災した無線局の代行通信(臨機の措置)を他の無線局と連携し実施した。また被災状況や人命救助のための通信を実施し、漁船・漁業者の生命・財産の保護に努めた。

電波利用料の見直しに関する検討会 ヒアリング説明資料

2013年5月27日

一般社団法人 全国自動車無線連合会

電波利用料の見直しに関する意見 2件

全国自動車無線連合会

意見1 ▶ 電波利用料共益事務の在り方について

「タクシー無線基地局のデジタルナロー化への
円滑な移行のための環境整備」を
電波利用料の使途対象に加えていただきたい。

意見2 ▶ 次期電波利用料額の見直しの考え方について

「タクシー無線局のデジタルナロー化移行の
インセンティブとすることから、
デジタルナロー波を使用するタクシー無線局への
電波利用料額の軽減措置」を検討いただきたい。

タクシー無線の利用目的

「タクシー無線」は、移動体通信で逼迫する400MHz帯の電波を使い、タクシーの効率的な配車と運行管理を行い、利用者サービス向上・安全輸送、社会貢献を図っています。

タクシー無線のデジタルナロー化の背景

平成14年頃まで→全国のタクシー無線局が22万局を超え、周波数が逼迫。
GPS-AVM（車両位置自動表示システム）の採用が主流になり、データ伝送の高速化が求められていました。
これまでも共同無線配車、集中基地局方式などの周波数共用方式を積極的に取入れ、周波数の共用技術を高めてきたが、東京では、周波数1チャンネル当たりの共用局数が800局を超えるなど、その逼迫ぶりを極めていました。

デジタルナロー化

周波数の逼迫を解消し、データ伝送速度を高めるために、アナログ無線をデジタルに移行し、併せて電波の狭帯域化いわゆるナロー化を行い、電波の有効利用を促進

2

一般社団法人 全国自動車無線連合会

タクシー無線のデジタル化には、2つの目的があります。

1つ目の目的は、
デジタル化してデータ伝送速度を高めて、より迅速な無線配車を実現すること、
また、運転手がマイクを持つての音声通信を減らし、安全運転・安心輸送に努めることです。

2つ目の目的は、
デジタル化によって使用周波数幅を半分にナロー化し電波の有効利用を促進することです。

デジタルナロー化

タクシー無線のデジタル化は、逼迫する周波数事情の中で、
①データ伝送によるタクシー配車の迅速化を図り、あわせて、
②使用周波数の狭帯域（ナロー）化を図り、電波の有効利用を促進させるために、平成28年5月末までのデジタル化移行を進めています。

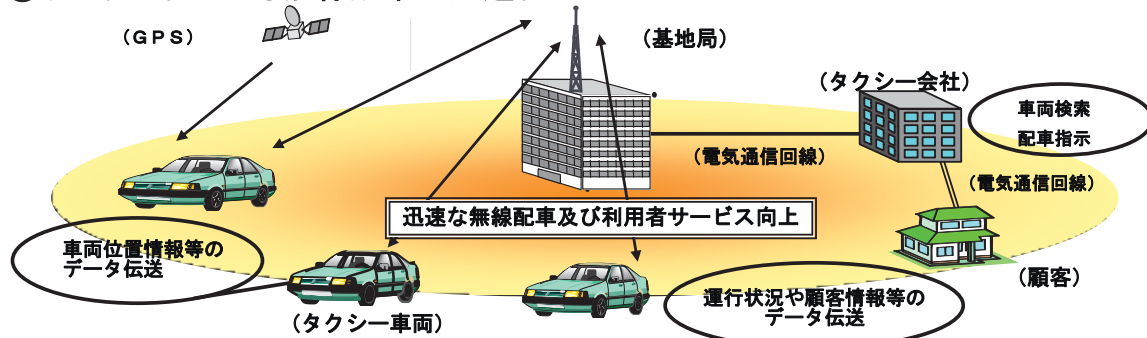
3

一般社団法人 全国自動車無線連合会

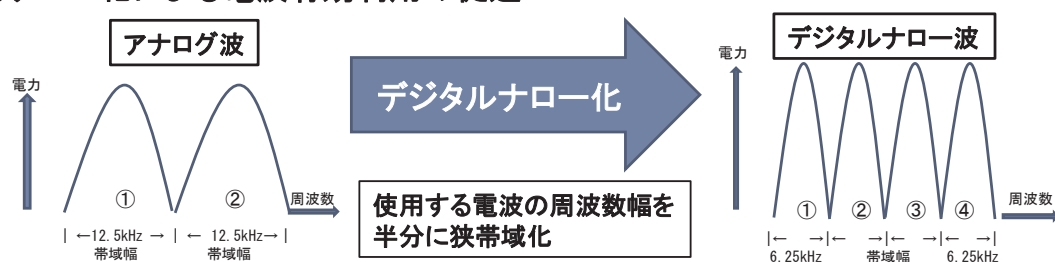
タクシー無線のデジタル化の目的

- ① タクシー配車の迅速化、高齢者対応等のきめ細かな無線配車の実現、安全運転、安心輸送、事故防止、地域安全安心情報の確保等
 - ② 使用周波数のナロー(狭帯域)化による電波の有効利用の促進
- デジタル化した無線局は約10万であり、デジタル化率は約53%(平成25年3月末)。

① デジタル化による無線配車の迅速化



② ナロー化による電波有効利用の促進



4

一般社団法人 全国自動車無線連合会

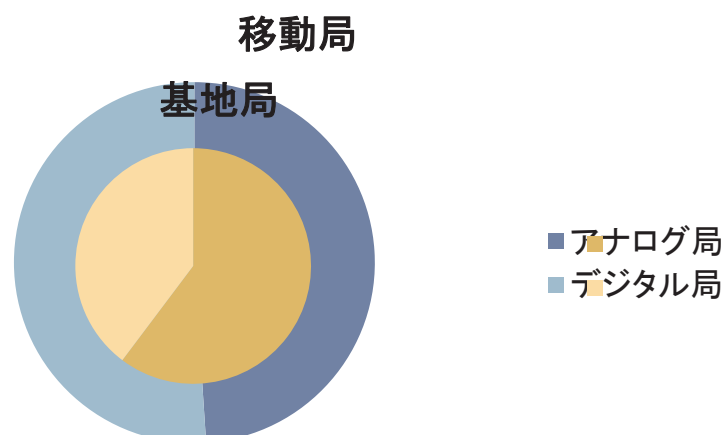
デジタル化の進捗状況

平成28年5月末まで

都市部の大手タクシー事業者がデジタル化移行し、地方の小規模事業者が多くアナログ無線に残っている。

沖縄を除く3月末現在の全国のデジタル移行状況 (全自無連調べ)

デジタル無線局	アナログ無線局
無線基地局: 1, 681局 40%	無線基地局: 2, 549局
陸上移動局: 89, 629局 51%	陸上移動局: 85, 984局



5

一般社団法人 全国自動車無線連合会

タクシー無線の公共性 地域公共交通の役割

タクシーは地域の公共交通として、
高齢者の移動支援、地域経済の活性化、便利な暮らしと地域の安全・安心の見守り等を図る通信手段として公共的・社会貢献にタクシー無線が利用されています。

また、災害発生時において、自営通信の特長を活かし、災害情報の伝達、被災者等の輸送、道路情報の把握と提供などの支援活動に貢献しました。

デジタルタクシー無線は、
効率よく、きめ細かなタクシー配車・輸送を実現させることで、地域経済を活性化させ、元気をつくり、利用者の利便性を高め、地域公共交通としての使命を果たす役割を持っています。

また、電波の有効利用を促進するという電波受益社会全体の公益目的のためにタクシー無線のデジタルナロー化を進めています。

デジタル化推進のネック

タクシー無線のデジタル化は、迅速な無線配車を望む都市部の大手事業者には、デジタル化が進んでいます。

しかし、需要と所有車両数の少ない地方の小規模事業者は、デジタル化による迅速な無線配車の導入の必要性が低く、また無線基地局のデジタル環境整備に多額の費用が掛るため、デジタル化が進められない状況にあります。

デジタルナロー化及びこれに係る費用負担は、一電波利用者だけの問題でなく、新たな周波数資源を創出し、電波の有効利用を促進するための電波利用共益事務の一役を併せ持っていると考えます。

「タクシー無線基地局のデジタルナロー化への円滑な移行のための環境整備」を電波利用料の使途対象に加えていただきたい。

地域公共交通インフラの整備

タクシーは、高齢者の移動支援、地域の安全・安心見守り、福祉と利便性を高め、災害対策を含めた地域社会に貢献する地域の公共交通としての使命があり、**デジタルタクシー無線の整備**は、その地域需要に合わせたきめ細かなタクシー配車・輸送を実現し、地域経済の活性化、利便性向上と安全安心を図る**地域公共交通のインフラ整備**につながるものです。

電波の有効利用の促進

デジタルナロー化は、電波の有効利用促進策であり、電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を図る事務（電波利用共益事務）を推進するもののひとつです。

しかし、タクシー無線基地局のデジタル環境整備に、零細なタクシー事業者では負担できない多額の整備費用が掛り、デジタル化環境整備が進まない状況です。

電波の有効利用を促進するといった社会的使命を果たすために、タクシー無線基地局のデジタル環境整備について、

- ①自治体の防災・消防無線のデジタル化、②山間へき地の携帯電話エリア整備事業や③地デジ放送への円滑な移行のための環境整備と同様に、**タクシー無線のデジタルナロー化の社会的使命に応じた電波利用共益事務の使途対象とするよう検討願いたい。**

デジタル移行環境整備における 公的援助の必要性和周波数有効利用の効果

公的援助の必要性

タクシー無線のデジタル化は、高齢者の移動支援、地域の安全・安心対策、福祉と利便性の向上、災害対策を含めた**地域社会に貢献する地域の公共交通としての使命を実現するデジタルICT**です。

タクシー無線のデジタル環境整備は、地域需要に合わせたきめ細かなタクシー配車・輸送を実現し、地域経済を活性化する**地域公共交通インフラ整備**につながるものです。また、デジタル化により直近の車両配車やより効率的な無線配車を実現し、無駄な空車走行を減らし、CO2削減など環境に配慮したタクシー事業を実現します。

こうしたタクシー事業の公的目的達成のためには、公的援助が求められます。

周波数有効利用の効果

タクシー無線のデジタル化は、ナロー化により使用周波数幅を縮小し、新たに周波数資源を開発するもので、**逼迫する400MHz帯周波数の将来需要に即応する**ものです。

タクシー無線の完全デジタル移行によって、約600kHz幅（6.25kHz間隔で約100波）の周波数を返波し、他の公共用、業務用移動通信及びM2M等の周波数需要への即応を可能とするものです。

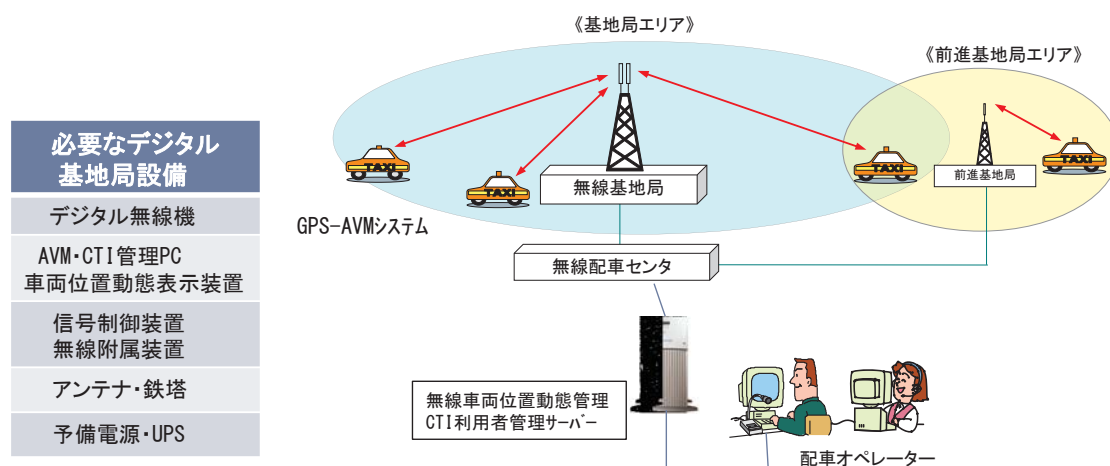
タクシー無線のデジタル化により、空いた周波数帯の再割当てにより400MHz帯の需要増加及び新たな電波ニーズに即応できるものです。

タクシー無線基地局のデジタル環境整備

タクシー無線は、社屋等にアンテナを設置し、周辺部の無線エリアを確保し、利用者サービスの向上に役立っています。

通常、社屋に設置される無線配車センターには、無線基地局設備のほかに、車両と利用者の位置などの情報管理システムと連動して、タクシーのデータ配車と通信連絡を行います。

デジタルタクシー無線基地局は、これらの情報管理システムとコンピューターと親和性のあるデジタル無線設備で構成し、そのデジタル効果を発揮するものであるが、多額な設備費用を要するものであり、零細なタクシー事業者には、費用負担が困難な状況にあります。



10

一般社団法人 全国自動車無線連合会

意見 2

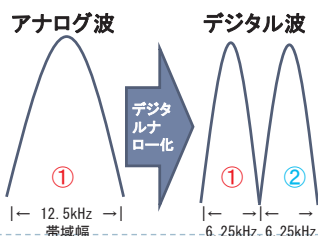
2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

「タクシー無線局のデジタルナロー化移行のインセンティブとすることから、デジタルナロー波を使用するタクシー無線局への電波利用料額の軽減措置」を検討いただきたい。

タクシー無線のデジタルナロー化は、使用周波数幅をアナログ波の1/2以下にし、電波の有効利用を促進するものです。

使用する周波数幅で算出される電波利用料額がアナログ波と同額とすることは、不公平となります。

また、平成26年から28年までの次期電波利用料の算定期間は、タクシー無線局のデジタル完全移行の最終期間でもあり、電波の有効利用を促進するデジタルナロー化のインセンティブとすることが必要であることから、デジタル波を使用するタクシー無線局の電波利用料の軽減措置を検討願いたい。



アナログ波の半分の周波数幅で高速データ伝送を実現

タクシー無線局	データ伝送速度
アナログ波	2.4kbps
デジタル波	9.6kbps

周波数の有効利用を促進

11

一般社団法人 全国自動車無線連合会

第5回 電波利用料の見直しに 関する検討会提出資料

2013年5月27日
電気事業連合会

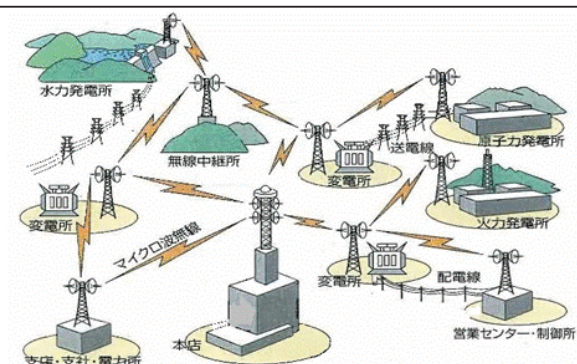
電気事業者における電波の利用状況

2

電気事業は、ライフラインとして社会生活に直結しており電力供給の停止は、社会経済活動や国民生活に大きな影響を与えます。安定した電力供給を支えていくうえで、無線通信回線は非常に重要な役割を担っております。

■固定多重無線

用途	広範囲に設置された発電所の発電量の調整や送電線事故による停電範囲の拡大防止に必要な情報を伝送する無線回線。
周波数	主に 6.5GHz, 7.5GHz, 12GHz
方式	デジタル



■固定単通話路無線

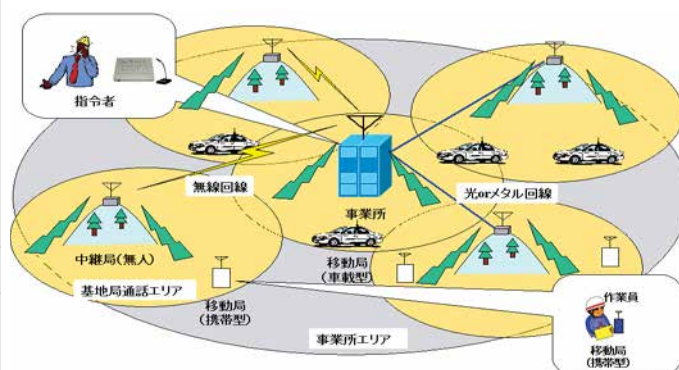
用途	河川沿岸の水難事故防止のためのダム放流警報や効率的な水力発電を行うための雨量計測に必要な情報を伝送する無線回線。
周波数	主に 70MHz, 400MHz
方式	アナログ



ダム放流警報

■移動無線

用途	送電線、配電線および変電所などの電気を届ける設備の点検、補修作業に利用する無線設備。非常災害時の的確な対応を行うための連絡設備としても利用する。 山間部や市街地などエリア毎に適した周波数を選定し利用している。		
周波数	主に 60MHz , 150MHz , 400MHz		
方式	60MHz , 150MHz	アナログ	
	400MHz	デジタル	



山間部での送電線保守
(アナログ60MHz 150MHz移動無線)



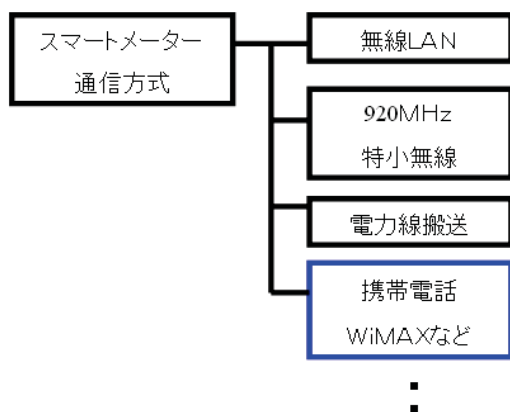
市街地での配電線保守
(デジタル 400MHz移動無線)

次期電波利用料の見直しの方へのご意見（1）

意見1	周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方におけるデジタル化のインセンティブを適用するアナログシステムの選考については、検討会の中で例示されているとおり「デジタル化への移行の必要性が高く、また技術的にも可能であるにも関わらず、長期にわたりアナログシステムを使い続けるシステム」に限定するなど十分検討をお願いします。
理由	電気事業者が利用するアナログ方式の無線システムは、電波伝搬特性上エリアのカバーが難しい山間部等においても電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ保安を確保する為の連絡設備として必要不可欠となっており、アナログシステムでの継続利用を希望いたします。

区分	主な周波数	方式	主な利用場所
固定無線	固定多重無線	6. 5GHz, 7. 5GHz, 12GHz	デジタル
	固定単通話路無線	70MHz , 400MHz	アナログ
移動無線	—	60MHz , 150MHz	アナログ
		400MHz	デジタル

意見2	スマートメーターやM2Mシステムに係る電波利用料を安くする（免除すべき）というご意見に賛同します。
理由	スマートメーターにおける通信は、音声通信やインターネット接続を行う一般の携帯電話と比べて、データ通信量が少なくなることが想定されるなど、これを考慮した電波利用料額を設定頂きたい。



[携帯電話等を使ったスマートメーター通信方式例]



- ・ 固定し狭小な範囲で利用する。
- ・ メーター用途に限定し、低頻度かつ少量のデータ。電波の占有時間が少ない。
- ・ 1加入あたりの月間のペトラフィックの電力会社における試算値は、0.6万パケット程度

以上

Ⅲ. 議事要旨

目 次

1. 電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)議事要旨
2. 電波利用料の見直しに関する検討会(第2回)議事要旨
3. 電波利用料の見直しに関する検討会(第3回)議事要旨
4. 電波利用料の見直しに関する検討会(第4回)議事要旨
5. 電波利用料の見直しに関する検討会(第5回)議事要旨
6. 電波利用料の見直しに関する検討会(第6回)議事要旨
7. 電波利用料の見直しに関する検討会(第7回)議事要旨
8. 電波利用料の見直しに関する検討会(第8回)議事要旨
9. 電波利用料の見直しに関する検討会(第9回)議事要旨
10. 電波利用料の見直しに関する検討会第(10回)議事要旨

電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)議事要旨

1 日時

平成 25 年3月4日(月) 13 時 30 分ー15 時 00 分

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者

(1)構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、飯塚 留美、関根 かをり、土井 美和子、柳川 範之、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2)総務省

吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
竹内電波政策課長、荻原電波利用料企画室長、南大臣官房審議官

(3)事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 資料1ー1 | 「電波利用料の見直しに関する検討会」開催要綱(案) |
| 資料1ー2 | 電波利用料制度の概要等 |
| 資料1ー3 | 電波利用料の見直しに関する意見募集の実施について(案) |
| 資料1ー4 | 検討の進め方(案) |
| 参考資料1ー1 | 平成23年の電波利用料の見直しに関する基本方針 |
| 参考資料1ー2 | 平成23年の電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針 |
| 参考資料1ー3 | 電波利用料を負担している主な免許人について |

5 議事概要

(1) 吉良総合通信基盤局長 挨拶

吉良総合通信基盤局長から開会の挨拶が行われた。

(2) 構成員の紹介

事務局より構成員が紹介された。

(3) 電波利用料の見直しに関する検討会の開催要綱(案)について

資料1-1に基づき、事務局から説明が行われ、案のとおり承認された。

(4) 座長の選任及び座長代理の指名

座長に多賀谷構成員が選任され、座長代理に森川構成員が指名された。

(5) 議事

① 電波利用料制度の概要等について

資料1-2に基づき、事務局から説明が行われ、その後、事務局の説明に対し、構成員と質疑応答が行われた。概要は以下の通り。

(吉川構成員)

防災用のデジタル無線について、補助率はどの様に今後適用されるのか。モラルハザードが起きないように余力のあるところは自分たちでなるべく出すような方式を取られてはどうか。

(総務省)

補助率については法律が可決、成立した後に交付要綱の中で定めていくことになる。

モラルハザードの問題については、財政力の低い自治体から優先して採択をするというような考え方で対応していきたい。

② 電波利用料の見直しに関する意見募集の実施について

(i) 資料1-3に基づき、事務局から説明が行われ、その後、事務局の説明に対し構成員と質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下の通り。

(湧口構成員)

電波利用共益事務について詳しい説明がなく、地デジ対策の国庫債務負担行為の歳出がこれから300億円ずつ、3年間続くという情報が突然出されている。これでは、意見を頂く際に歪みがでてしまうのではないか。事務の内容について、きちんと説明をした方が良いのではないか。

(総務省)

事務の内容がわかるよう、例えばWEBサイトではリンクを貼るなど参考資料を工夫する。

(吉川構成員)

M2Mについて大きく分けて三つの論点がある。

1つ目はトラヒックが多くないスマートメータのシステムに対してどれくらいの料額を課すのかという点。

2つ目は常時ローミングというものが出来た場合どう対処するのかという点。また、エンベデッドSIMや、エンベデッドUICCと言われる、海外からリモートでSIM情報を書き換えられるようなテクノロジーが出てきているが、このような場合に電波利用料は何に対してどの時点で課すのかという点。

3つ目は経済的価値の算定をどのように行うかという点。例えば、3年間を見通した場合、本当にオークションは無いという前提で計算をするのかどうか。

財政的な状況が厳しい中、英国では、第4世代携帯電話のオークションで思った程の収益をあげられなかったのが、電波利用料を値上げしようという方向で動いていると聞いている。

(座長)

無線LANに対する電波利用料徴収について記載があるが、このような書きぶりでは家庭にあるような一般的な無線LANについて利用料を取るのかと誤解するかもしれない。専門家でない人達に配慮した書き方をしなければならない。

それから、経済的価値については、電波利用料における経済的価値とオークションの場合の経済的価値は違うものであり、書き分けるのはなかなか難しい。電波利用料の趣旨を考えると、国の財政問題の対処のために充てられるものではないということを踏まえて議論をしている方が良いのではないか。

(土井構成員)

資料1-3の3ページでは、「スマートメータ等のM2Mシステム」とまとめられているが、スマートメータは電力がひっ迫した際に人間の制御が入るもの。また、センサーネットワークや防災行政無線のアンサーバックについては、純粋に機械同士が自動的に通信を行う場合と、オペレータの制御が入ってくる場合がある。このため、これらのシステムは機械同士の通信だけにとどまるものではなく、書き方を見直す必要がある。

(総務省)

純粋に機械同士が通信を行う場合と人間の制御が入る場合を分けて書くよう見直す。

(座長)

M2Mは無線局をどう捉えるかという大きな話になる。この検討会では最終結論まではいかなくても、意見は出したい。

(飯塚構成員)

資料1-2の10ページでは、新たな電波利用システムとして、様々なシステムが例示されているが、災害対応のシステムの研究開発も例の一つとして示したほうが良いのではないか。災害時における無人システムは、複数のシステムや周波数を組み合わせたものになり、開発のハードルは高いが、イノベーションの要因になるのではないか。

(総務省)

資料1-2の9ページに、現在取り組んでいる研究開発課題を紹介しているが、ご指摘の箇所にも災害時に利用する無線システムのイメージを追加する。

(ii)意見を踏まえて資料を修正し、意見募集することが了承された。資料の修正については、座長に一任されることとなった。

③ その他

(i)資料1－4に基づき、事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。構成員より次期電波利用料について意見が述べられた。概要は以下の通り。

(飯塚構成員)

今後、世界的に見ると周波数を複数人で、あるいは地理的に共用する使い方が主流になっていくと考えられることを踏まえると、共用条件の検討や共用技術の開発をしなければならず、この費用負担が増えてくるのではないか。

国民の安心安全や人命救助、災害救助に関わる複雑な無線システムの実用化など優先順位の高いものから、無線システムの技術開発や実用化の費用に少しでも活用できればいい。

(関根構成員)

周波数移行のための料額設定について、単純にアナログだからデジタルにすることではなく、アナログのまま使用の方が適したシステムもあると思う。技術的な背景などを考慮しながら検討を進めていくべき。

(土井構成員)

スマートメータやM2Mシステム等の新しいシステムの料額に関してどのように考えていくかというのは、今回だけの課題ではなく、検討し続けたいといけないうこと。前向きに考えていきたい。

また、周波数をひっ迫対策のために研究開発を引き続き実施していくべきであると考えている。

(座長代理)

周波数は非常に経済的価値の高いものであり、アメリカでは政府保有の周波数を解放する動きがある。経済あるいは産業に対して、周波数に関する情報をとにかく表に出していった、新しい産業の創出に繋げていくといったことが必要である。

(湧口構成員)

免許は「再免許」というより「更新」というイメージがある。このような中、どう新規参入者を入れていくか、あるいは、既存の免許人を自発的・強制的にどう入れ替えさせるのか。この仕組みを電波利用料制度の中でどう作るのかが重要と考えている。この点も踏まえて経済学的に見た時にどういう視点があるのか意見を述べていきたい。

(吉川構成員)

電波利用料制度は、M2Mの常時ローミングやエンベッテッドUICCの問題といった、グローバル化の問題抜きに語れなくなっている。そういう意味で検討会の中で電波利用料の国際比較を行いたい。

(ii)第2回会合は、平成 25 年4月5日に開催することが事務局より周知された。

以上

電波利用料の見直しに関する検討会(第2回)議事要旨

1 日時

平成 25 年4月5日(金) 14 時 00 分ー16 時 00 分

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者

(1)構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、飯塚留美、高田潤一、林秀弥、
湧口清隆、吉川尚宏

(2)総務省

柴山総務副大臣、吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、
安藤総合通信基盤局総務課長、竹内電波政策課長、
荻原電波利用料企画室長

(3)事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料 2-1 諸外国の電波利用料制度概況【飯塚構成員】

資料 2-2 電波利用料制度の経済学的な考え方【湧口構成員】

資料 2-3 電波利用料制度に関する論点【吉川構成員】

参考資料 2-1 電波利用料の見直しに関する検討会(第1回)議事要旨

参考資料 2-2 主要国の電波利用料等の概要

5 議事概要

(1) 構成員からのプレゼンテーション

資料2-1に基づき飯塚構成員から、資料2-2に基づき湧口構成員から、資料2-3に基づき吉川構成員から発表が行われた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下の通り。

(林構成員)

新市場の立ち上げ期において、「新規事業への参入促進」という競争政策や電波の有効利用の面にかんがみて、「新規事業による電波の有効利用」という目的に着目した、新規事業者への電波利用料の軽減措置が図られてもしかるべきではないかと考えるが、公平性、あるいは国民利便の増大という効率性の観点からどのように考えれば良いか。

(湧口構成員)

帯域課金が導入される前の電波利用料制度では、電波利用料負担は、端末数に比例するため、収入基盤がしっかりしていない時には負担額が少なくてすんだ。このように端末数に比例させていけば、新規参入者にとっても問題無い料額となる。

一方で、帯域課金により周波数を効率的に利用させる観点も必要であり、これをどのように反映させるかは価値観が入るもの。例えば、本当に混雑している帯域なのか、混雑していない帯域なのかで適用を区分するのも一つの案である。

(座長)

端末の数に応じた課金は、端末を増やせば増やす程、負担が増える一方、完全に帯域課金一本にすると今度は新規参入に対する障害になる。これらの案配をどうするかということが課題。

(高田構成員)

諸外国における2次的な周波数アクセスに関する考え方はどのようなものか。また、日本において2次的な周波数アクセスは進められていくのか。

(飯塚構成員)

米国では、国の使用している周波数の共用が推進されており、技術的に可能かどうかも含めて研究開発が進められている。国防省も、商用利用を最終的な目的として積極的に研究開発を行っている。英国も同様に周波数共用を推進している。

日本においても、ニーズがあれば進んでいくのではないかと。

(座長)

米国と日本では、電波利用の環境に違いが2つある。1つは国土の広さによる周波数の混み具合。もう1つはホワイトスペースを導入した場合の干渉問題への考え方であり、日本ではあらかじめ干渉がないように十分に精査をした上で免許するが、米国はおおまかな検討で問題がなければ免許をして、問題が生じれば後から調整するという考え方をとっている。米国において、こういった考え方が国防関係の無線で引き続き取り得るか、多少疑念はある。

(高田構成員)

今後も、従来どおり、基本的には専用の帯域幅を与えるというような方向性で周波数割り当てが進められていくという前提で議論を進めるべきか。

(竹内電波政策課長)

現在でも帯域を専用することが基本であるが、共用している帯域もある。たとえば、公共業務用無線に隣接した帯域を、エリア制限をかけた上で電気通信事業者が使用する場合などは、料金上の軽減措置、つまり特性係数を適用して1/2をかけている。こういった考え方について、今後共用帯域が増えていくということを見越すと、どうしていくかという論点はあろうかと思う。

(林構成員)

吉川構成員の資料に関して、新規市場立ち上げ期における事業活動に影響を及ぼさないような料額の考え方について、具体的にどのようなものがあるか。

(吉川構成員)

新規参入を促すということを意識して作った資料ではないが、携帯電話会社の料金プランのように最初は端末数に比例していった、一定額で頭打ちするような斬新な電波利用料体系が考えられるのではないか。

(座長)

オークションの料金は最初から一番高いところに設定している。料金上の上限額が最終的にそこまでいけば、電波利用料もオークションと同じようなイメージになるものと思われる。

M2Mについては、免許不要局もある中で、全体として考える話である。また、ローミングについては、有線の場合は事業者間で料金を相殺する話だと思うが、携帯電話については、接続料金をどのように考えていくのかという問題であると思う。

(森川構成員)

周波数の有効利用を図るには価格メカニズムが重要である。AIPでは具体的にどういった方法で料金を設定しているのか。

(飯塚構成員)

英国については7ページにも記載しているが、1MHz幅あたりのベースとなる金額があり、それにカバーエリア等の指標を考慮して帯域毎、免許毎に算出する。計算自体は非常に多くの係数が入ってくる。フランスも同様である。

(吉川構成員)

AIPについて実際にモデルを作ったことがあるが、かなり複雑なモデル。例えば、3Gが無い擬似的な状況を想定して、その場合に要する2Gに対する追加費用が3Gのバリューであるというモデルを専門家、経済学者を呼んで作っていた。日本でもし仮に導入しようとしたら計算だけで1年かかるような代物。

(湧口構成員)

飯塚構成員の作られた7ページ目のAIP適用プロセスのところに書いてあるとおりだが、一番根底になるのは、この帯域を最も有効に使う技術や利用者を行政機関が設定することである。この点が、AIPを適用するときが一番大きな問題点になってくるのではないか。

それから、先ほどの吉川構成員のインセンティブについて、例えばプレゼンテーションで触れた英国の灯台使用料の場合では、船の大きさ・入港回数に応じた使用料ではあるが、いずれも一定以上の大きさや入港回数になると定額となる。

(飯塚構成員)

AIPについて補足だが、仏国では、2Gで使われていた900MHzと1800MHzをLTEに使うこととなり、LTEの利用に則した電波使用料が先月、決められた。この際、1KHz当たりの単価が、2Gであれば571ユーロだったものが、4Gでは3231ユーロとなり、価値としては約6倍に伸びている。

(座長)

今の話は、2Gを一般道路、4Gを高速道路と置き換えると、高速道路では、その建設費用や利便性の対価を徴収している、といったような話になるだろう。

(2)その他

第3回会合は平成 25 年4月 22 日(月)に、第4回会合は5月 13 日(月)に、第5回会合は5月 27 日(月)に開催することが事務局から周知された。

以 上

電波利用料の見直しに関する検討会(第3回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年 4 月 22 日(月) 10 時 00 分ー11 時 50 分

2 場所

総務省 7 階 省議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長) 多賀谷一照、(座長代理) 森川博之、飯塚留美、北俊一、関根かをり、高田潤一、林秀弥、柳川範之、湧口清隆、吉川尚宏

(2) 意見提出者(発表順)

(株)NTTドコモ、KDDI(株)、UQコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクモバイル(株)、イー・アクセス(株)、(株)ウィルコム

(3) 総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官、
吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、田原
移動通信課長、荻原電波利用料企画室長、
南大臣官房審議官

(4) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料 3-1	第3回電波利用料の見直しに関する検討会提出資料【(株)NTTドコモ】
資料 3-2	電波利用料の見直しに関する意見【KDDI(株)】
資料 3-3	電波利用料の見直しについて【UQコミュニケーションズ(株)】
資料 3-4	電波利用料の見直しに関する意見【ソフトバンクモバイル(株)】
資料 3-5	電波利用料の見直しに関する検討会事業者ヒアリング【イー・アクセス(株)】
資料 3-6	電波利用料の見直しに関する意見【(株)ウィルコム】

資料 3-7 電波利用料の見直しに関する意見募集の結果【事務局】
参考資料 3-1 電波利用料の見直しに関する検討会(第2回)議事要旨

5 議事概要

(1) 意見提出者からのプレゼンテーション

資料3-1から資料3-6に基づき、意見提出者からプレゼンテーションが行われた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下の通り。

(高田構成員)

携帯電話端末1台毎に課せられている電波利用料というコストについて、利用者からどのような形で徴収しているのか。

また、2点目として、携帯電話事業者にはユニバーサルサービスの課金がされているが、そのことと公共性との関係について教えて頂きたい。

(NTTドコモ)

携帯電話のサービス料金は全体のコストをどのように負担するかを踏まえて設定する。携帯電話に係る電波利用料は、端末毎の料額と、帯域毎の料額が設定されており、そのトータルを電波利用料によるコストとして考えている。そのため、端末毎の料額に応じて利用者一人当たりいくらというような考え方でサービス料金を算定しているわけではない。

(KDDI)

考え方はNTTドコモと一緒にある。電波利用料全体としては、利用者から負担して頂いているが、毎月の料金の請求書において電波利用料として徴収しているわけではない。

しかし、社内の事業別の採算管理では端末毎の電波利用料の計算をしており、M2Mのような新たなものをやろうとした時に、個別の採算管理で採算が合わないという支障がでてくるので、端末毎の料額は見直して頂きたい。

(UQコミュニケーションズ)

弊社も同様であるが、帯域の電波利用料については固定費扱い、無線局毎の利用料については、変動費としているため、特に新たなサービスを入れる場合には、一人一人、1台1台コストにペイするかどうかの料金設定上の根拠になっている。

(ソフトバンクモバイル)

各社と同じである。ただ、M2M等の新しい分野において、端末毎の電波利用料負担が参入の障壁になっているので、帯域当たりの電波利用料1本化というのを強く推している。

(イー・アクセス)

各社と同じである。

(ウィルコム)

PHSの場合は携帯電話と違い、特定小電力無線局という免許不要局になっているので端末の電波利用料は課されていない。

(竹内電波政策課長)

ユニバーサルサービス料の考え方については、極端な過疎地の端末回線や公衆電話の維持について、費用と収益の関係が著しく乖離している場合に、その部分を固定回線・携帯も含めた全加入者にご負担頂く形でカバーするというものである。

(林構成員)

電波利用料の性格として、手数料的なものと使用料的なものの2つがあるが、各無線局で均等割負担している前者のうち、電波監視や総合無線局監理システムの運営費用など恒常的な業務については、引き続き、典型的な共益事務として、料額と歳出の安定性に一定の配慮を行うことが必要であると考えます。これを、帯域課金への一本化や特性係数の改変をした場合に、現在の歳入とか、あるいは歳出規模に大きな変化がでることも予想されうることから、激変緩和措置が必要ではないかと考えるが、いかがか。

(NTTドコモ)

帯域課金に一本化し、安定的に必要な費用は帯域課金の算定に反映することで、逆に安定化が図れるのではないかと。

(KDDI)

NTTドコモと同じである。負担の仕方と使い方がセットなので、激変するような場合は何らかの措置が必要かと思うが、基本的には必要な歳出に対して安定的な歳入があるように仕組みを作るべきである。

(UQコミュニケーションズ)

弊社も同様である。算定された歳出規模に見合う利用料とすべきであり、歳出に激変

があればその対応は必要だが、基本的にはあまり必要ない。

（ソフトバンクモバイル）

前回、料額が大幅に増加する放送局については、一定の水準に料額をとどめる等の配慮が必要という話があったが、負担は増加した。今回も同じように負担は増加しても、放送と通信の料額のアンバランスを解消することが必要。

（イー・アクセス）

一定の配慮はある程度必要かもしれないが、特性係数といったアンバランスを無くすことが大事である。

（ウィルコム）

各社から賛同を得られるようにするためには、激変緩和も必要である。

（湧口構成員）

UQ コミュニケーションズの資料について、新規参入者に対する軽減措置として、現行の前払いの方式だと負担が大きいので、月単位や分納を可能とすべきという意見がある。新規参入者に対する優遇措置として、このような形であれば負担軽減になるというお考えか。

（UQコミュニケーションズ）

現行の制度では、電波を頂いて6ヶ月目から電波利用料がかかるが、サービス開始まで設備構築に時間がかかり、また、収入がない中で一括納付はかなりきついのではないか。新規事業者だけ安くというのもあると思うが、既存事業者とのバランス等の問題を考えると、月単位の分納が出来ればかなり負担が減るのではないか。

（湧口構成員）

携帯事業者各社が一斉に帯域課金の意見を出されているが、事業者から見た時に、端末、基地局毎という単位で、電波の監視等の共益事務の業務によるメリットというのを感じていないということか。むしろ、帯域単位で業務を行えば、個々の無線局単位の話は大きな問題にならないとお考えか。

（NTTドコモ）

使途の規模に応じて料額の算定を行うので、帯域課金になったからといって、特定の使途に使えないという類のものではないと理解している。

(KDDI)

無線局単位での課金については、同じ帯域でたくさん使う程、電波を有効利用しているにも関わらず、負担する額が増えるというのはどうかという議論が過去にあり、それを是正するために、帯域課金が出てきた。混信対策やデータベースの構築については、全体の中でやっていけばいいのではないかという認識である。

(UQコミュニケーションズ)

歳出目的の問題というよりは、今後端末が増えた場合に、支払額が青天井で膨らんでいくというような取り方よりは帯域課金への1本化ということをお願いしているのであり、用途を制限すべきという話をしているわけでない。

(ソフトバンクモバイル)

電波の有効利用を考慮した際に、帯域課金に1本化して、一定の帯域の中で増え続ける無線局を収容するインセンティブが働いた方がいい。また、用途について帯域1本化になったからといって、電波監視を疎かにするのは違う話である。

(イー・アクセス)

各社と基本的には同じである。帯域課金に1本化をしても十分にコストをまかなえるのではないか。

(ウィルコム)

基地局と端末は一体なので、端末だけの監視という考え方はないのではないか。

(座長)

常時ローミングといった端末のグローバルな利用がされた場合、端末毎の料額課金は国際競争力という点で問題はあるか。

(NTTドコモ)

現在の制度で、外国の無線局から電波利用料を徴収する仕組みはないと認識しているが、利用形態の多様性を阻害するような仕組みは有益ではない。これについては、帯域課金に統一するということでクリアできる問題である。

(KDDI)

意図的に海外のものを沢山日本に持ってきて使うということは悪意と捉えられる。あとはNTTドコモと同じ考え方である。

(UQコミュニケーションズ)

同じ意見である。

(ソフトバンクモバイル)

同じ意見である。

(イー・アクセス)

同じ意見である。

(北構成員)

放送の特性係数を定めた根拠として、放送は国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものであるということと、放送法の災害放送義務のほか、公職選挙法の関係があったと記憶しているが、どうか。また、ネットでの選挙活動の解禁の話もあるが、これを受けて今後考えなければならないことはないか。

(竹内電波政策課長)

放送の特性係数については、国民の生命財産の保護に必要な災害時の放送の提供等、あまねく放送の役務提供が放送法上の規定として入っていることから特性係数をそれぞれ2分の1としている。ただ、公選法のいわゆる政権放送等があるからというようないはない。

(吉川構成員)

今回の電波法の改正で、地方公共団体の防災行政無線のデジタル化について、電波利用料の使途の対象となるが、防災行政無線については、既に電波利用料を負担しているという理解でよい。また、そもそも国、地方公共団体はどのくらい電波利用料を払っているのか。

(荻原電波利用料企画室長)

地方公共団体の防災行政無線については、料額を半額にしているものの、これまでも徴収させて頂いている。国・地方公共団体からの徴収規模については、手元に正確な数字はないが、おおむね8億ぐらいである。

(座長)

国・地方公共団体の場合には、b群と理解してよい。

(荻原電波利用料企画室長)

a群とb群の合計額が料額として決められている。

(座長)

SIMの情報を遠隔で書き換えるといった技術動向をどういう風に捉えているか。

(NTTドコモ)

SIMを書き換えたとしても、事業者側の交換機データを書き換えないと通信できない仕組みになっている。そのため、遠隔でSIMの情報を書き換えると同時にその事業者側の交換機のデータも書き換えていくというような仕組み作りをすることになるので、端末が何台運用されているかを把握する仕組みを構築することはできると思われる。端末毎の電波利用料という考え方がある場合、このような仕組み作りを含めてやっていかなければいけないが、帯域課金になれば、端末数を把握する必要がなくなり、こういった複雑な仕組みを作る必要はない。

(KDDI)

既にSIMの有無で、事業者によってカウントの仕方が違っていたりしているので、帯域課金への一本化である程度整理はできる。ただし、帯域課金に一本化した場合、携帯電話以外の無線局との整合性、公平性の問題というのは当然出てくるかと思うので、その点をご議論頂きたいと思う。

(UQコミュニケーション)

弊社ではSIMを使わずに、WiMAX上で端末の情報を書き換えるという仕組みを構築しており、SIMよりも利便性が高いと考えている。しかし、SIM方式と弊社のような電波を使った方式で、現行制度では徴収の差分が出ているという問題があるので帯域課金で一本化して頂きたい。

(ソフトバンクモバイル)

ほぼ同じ意見である。帯域課金に一本化することによって解消できる。

(イー・アクセス)

基本は同じである。端末の利用料がある場合に、事業者としては、契約を契機とするような形での対応もあり得ると思うが、端末の利用料が無くなれば、そういう問題も解消されるのではないか。

(関根構成員)

歳入と歳出のアンバランスに関して、携帯電話事業者の負担が歳入面でとても多くて、

歳出面で地デジ対策が大きいということで、携帯電話事業者の負担が多く見受けられるが、地デジを除いた使途のうち、携帯電話事業者に向けた歳出の割合はどれくらいか。

（竹内電波政策課長）

使途のうち、電波監視や、データベース管理などは、すべての無線局に関係してくるため、按分の考え方をどうするかという問題がある。また、携帯電話等エリア整備事業の6.4%、電波遮へい対策の2.7%は基本的には全て携帯電話事業者の行う事業に対する補助金である。研究開発については、複数の免許人の業務にまたがるようなものもやっている。こういったものについて個別に按分するのは困難。そういった意味で携帯電話事業者に向けた歳出を何%とお示しするのは難しい。

（柳川構成員）

各社の意見の中で、「安易に使途が追加拡大とならないように歳出規模、使途を精査・抑制して」、というものがあるが、より具体的にどのような内容の歳出を精査・抑制する必要があるとお考えか。

→（各社意見なし）

（飯塚構成員）

使途については、周波数全体を有効に使おうといった時に、共用がこれからどんどん進むことを鑑みる必要がある。イギリスでは、複数のシステムでの共用を想定し、混信に強い受信機を開発しているケースもある。全体を考えた時にこのような受信機のような分野にも研究開発費用を拠出することも検討が必要ではないか。

（高田構成員）

携帯電話事業者の帯域において、違法電波による電波障害がどのくらい起きていて、どのくらい電波監視が出動する場面というのがあるのか。

（竹内電波政策課長）

携帯電話、あるいは航空無線とか警察無線とか、社会活動に重要な影響のあるような無線局に対して混信があった場合には、直ちに除去するよう、対応を進めている。件数は、携帯電話以外も含めた重要無線通信への妨害に関する申告件数が平成23年度で501件となっている。携帯電話に対する件数など詳細はまた次回に説明させていただきたい。

（林構成員）

UQ コミュニケーションズ提出資料に関し、電波利用料の用途について、「電波の安心安全のための研究であるとか、国民に対する広報・啓発活動について取り組みを充実すべきである。」とあるが、現行法においても、電波利用料を用いてこれらの取り組みはなされているが、具体的な更なる充実事項とか、こういった取り組みを更に充実したいというような中身について何かあるか。

(UQコミュニケーションズ)

現在、携帯電話等の基地局を設置する際、周りの住民の方に充分ご説明しているが、事業者からのご説明では、なかなかご納得頂けないということがあり、国として、その辺りの広報・啓発活動という取り組みを充実して頂ければと考えている。

(2)意見募集の結果について

資料3—7に基づき、事務局より説明が行われた。その後、質疑応答が行われた。内容は以下の通り。

(湧口構成員)

提出意見に子供手当、児童手当等への支出に関するものがあるが、具体的にどのくらいの金額が入っているのか。

(荻原電波利用料企画室長)

平成 23 年度の支出として児童手当は0円、子ども手当が 24,398,000 円である。子ども手当については、例えば電波監視要員の人件費等を電波利用料から支出しているが、それに付随するものとして計上しているもの。

(吉川構成員)

次回以降、ヒアリングに誰を呼ぶかについて、方向性なり、候補なりあれば教えて頂きたい。

(荻原電波利用料企画室長)

ヒアリング対象者については座長と相談中であるが、次回に関しては放送事業者と、固定通信事業者としてNTT東西等にお問い合わせしようと相談しているところ。その次の第5回については、今回ご意見を頂いた中から、特に検討会の論点について直接的に関連するご意見を頂いているところを中心にお願いをしたいと考えている。

以 上

電波利用料の見直しに関する検討会(第4回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年5月 13 日(月) 13 時 30 分ー15 時 20 分

2 場所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1)構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、北俊一、関根かをり、林秀弥、柳川範之、吉川尚宏

(2)意見提出者(発表順)

日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、(株)ジャパン・モバイルキャストینگ、(株)ケイ・オプティコム、西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)

(3)総務省

柴山総務副大臣、

吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、荻原電波利用料企画室長、柳島監視管理室長、
南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(4)事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料4-1	次期の電波利用料に関する意見【日本放送協会】
資料4-2	電波利用料の見直しに関する検討会ご説明資料 【(一社)日本民間放送連盟】
資料4-3	電波利用料の見直しにあたってのご説明資料 【(株)ジャパン・モバイルキャストینگ】
資料4-4	電波利用料の見直しに関する弊社意見について 【(株)ケイ・オプティコム】
資料4-5	電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資

- 料【西日本電信電話(株)】
資料4-6 電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資料【東日本電信電話(株)】
参考資料4-1 電波監視業務の概要
参考資料4-2 電波利用料の見直しに関する検討会(第3回)議事要旨

5 議事概要

(1) 電波監視業務の概要説明

参考資料4-1に基づき、電波監視業務の概要について柳島監視管理室長から説明があった。

(2) 意見提出者からのプレゼンテーション

資料4-1から資料4-6に基づき、意見提出者からプレゼンテーションが行われた。その後、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下の通り。

(柴山総務副大臣)

地上テレビ放送のデジタル化によってNHKや民放連が得られた受益についてはどのようにお考えか。

(日本放送協会)

地デジ化により、データ放送や、マルチ編成といった多様なサービスが出来るようになった点については放送局側にも受益があったと言える。

(日本民間放送連盟)

全く同じである。周波数の繰り返し利用により、周波数の効率的な使用を実現し、テレビ放送の使用する周波数幅を低減することで、無線局全体の受益になり、放送局としてはワンセグ等色々なことが出来るようになった。

(吉川構成員)

民放連の資料の14ページについて、ここだけ見ると318億円の地デジ対策費は電波開放のためだけの支出であるとも読めるが、受益と負担のバランスをどう考えているか。また、地デジ化によりどんなメリットがあったのか。

(日本民間放送連盟)

地デジ化の第1のメリットは周波数を開放すること。それから、ワンセグ、データ放送を含め色々なサービスが出来るため、われわれも国と一緒に推進し、わずか10年間

で中継局を全てデジタルに置き換えたということである。

ただし地デジ対策費については受信者のためのチューナー支援や、新たな難視の対策に電波利用料が使われており、決して放送事業者の利益になったわけではない。

（林構成員）

NHKの資料3ページについて、NHKは、受信料負担で運営され営利を目的としないことが、特性係数適用の理由として強調されているように見受けられるが、営利企業ではあるものの、同じく基幹放送事業者である他の有料放送事業者等についても、あまねく努力義務や、災害放送義務が課されているという点について、どう理解したらよいか。

（日本放送協会）

私どもは公共放送であって、あまねく放送を届ける義務と、災害時には情報を皆様にお届けする義務がある。その為に特性係数が設定されているので、引き続きお願いしたいという趣旨である。

（座長）

民放連はハード面については通信と一緒にだが、ソフト面については異なると説明していたが、災害時には通信も安否確認、インターネットによる相互の連絡等、ソフト的な機能を果たしていると思われるが、どうお考えか。

（日本民間放送連盟）

災害報道に関しては、放送局が果たすべき固有の公共的役割だと思っている。現場に行き、取材をし、映像を撮る。光回線が無くても衛星で送れるようSNG車を各放送局少なくとも1台ずつは配備している。どこであっても映像を送り、情報を伝達するということは、なかなか放送局でなければ出来ないことであり、質の面で違うのではないか。放送は津波の際に緊急避難を呼びかけるなど、生命にかかわる情報を送る。原発報道では規制ギリギリのところで取材し、実態を報じる。また、災害時だけでなく、その後の経過もフォローし、引き続き大震災の恐ろしさを訴えている。こういうことは本質的に違うものではないか。

（座長）

民放連の資料14ページに通信事業者の場合には利用者から電波利用料を回収できる部分がある一方で、放送はできないと書かれているが、NHKの場合には受信契約により利用者から受信料を徴収できるので、電波利用料の負担能力があるといえるのではないか。

（日本放送協会）

受信料は、必要な費用を原価方式で積算し、算出するものであり、もっと電波利用料を負担すべきとなれば受信料に転嫁せざるを得ないようなことが出てくるかもしれない。しかし、安い費用であまねく良質な放送を享受していただくことがNHKの設立趣旨であり、適切な負担額があると思う。

（北構成員）

NTT東西に質問したいが、民放連の資料の1ページ目に災害発生時に通信事業者が果たす公共性や通信の重要性は放送事業者とは本質的に異なる点があるが、私からは通信事業者が果たしていることと本質的に同じに思えるがどのようにお考えか。

（東日本電信電話）

ハードとソフトという言い方をしていたが、ハード面で言うと、衛星を使う形態を含めて、通信手段を確保するという意味では同じではないかと思う。

災害時において確保しなければならない手段としては、放送も通信も両方セットで確保することでトータルとして国の利益となるのではないかと思う。

（西日本電信電話）

同じ意見である。放送は1対多で情報を流すところを、通信は1対1を主としているということで、緊急事態における役割は色の違う部分もあり、お互いに補完し合いながら支えていくべきものである。

（座長）

コメントだが、災害と言っても局所的なものと全国的なものがある。例えば、被災地域がある程度限定されている場合、その内部だけ情報が伝わらなくなってしまうようなドーナツ現象が生じることがあるが、このような場合に放送と通信がどういう役割を果たしているかなど、場合分けして考える必要がある。

（林構成員）

ジャパン・モバイルキャストの資料9ページについて、新たな基幹放送事業者の募集が行われない結果、33セグメント中20セグメントは利用者がいないにも関わらず、基幹放送局提供事業者であるJ-モバには33セグメント分の電波利用料が減免することなく徴収され続けている、というのが御社の主張だったかと理解するが、そもそも、ソフト事業者が参入してこないのはどういう理由があるか。

(ジャパン・モバイルキャストینگ)

新たな事業者が参入してくる場合には、総務省が参入希望を公募して、事業者を決定するということになろうかと思う。受信端末とエリアが徐々に展開してくることもあり、今後、徐々に参入してくることがありえるだろうが、最初から免許された全ての帯域幅について電波利用料を払わなければならないことが、かなり負担である。

(関根構成員)

民放連の資料に電波利用料による研究開発等について放送関係の事例は少ないとあるが、研究開発の具体例についてもう少し具体的にお聞きしたい。

(日本民間放送連盟)

700MHz帯のFPU、ラジオマイクは、周波数帯の再編により新しい周波数帯に移行しなければならないので、そのための技術試験事務に多少の費用をかけて頂いている。しかし、全体の割合からするとあまりない。

(座長)

ケイ・オプティコムの説明の中で、電波利用を取り巻く次の環境変化を踏まえ、軽減措置の在り方について、改めて議論を深めた上で必要に応じて見直すことが望ましいとあったが、これについてもう少し説明してほしい。

(ケイ・オプティコム)

弊社は固定通信事業者であるので、弊社サービスとの関連性からの具体的な案は持ちあわせていない。ただ、本日の議論にもあるように、各システムが国民の生命・財産保護に貢献していることから、例えば、特性係数の適用対象を追加するような場合も考えられ、一般論として意見提示させていただいたもの。

(柴山総務副大臣)

特性係数の本質についてだが、公益性が高いことに鑑み、先行投資的に措置しているという考え、既存事業者が災害放送のため投下した資本を補填するという考えの二つの考え方がとれると思うが、ジャパン・モバイルキャストینگからの意見について、既存事業者としてはどのような考えか聞かせてほしい。

(日本放送協会)

NHKとしては公共性に鑑みて特性係数が設定されていると考えている。

(柴山副大臣)

既存事業者であるかどうかは関係ないか。

（日本放送協会）

関係ないと思っている。

（日本民間放送連盟）

放送法第108条の災害放送義務、第92条のあまねく放送普及の努力義務、この二つにより特性係数が設定されていると思っている。

（ジャパン・モバイルキャストینگ）

あまねく放送普及の義務と、災害放送義務は弊社にもかかっており、特性係数の適用の是非は一律に扱うべきものと考えている。また、特性係数以外でも、新規事業者の参入にあたり、電波利用料が足枷にならないよう、最初は軽減措置があった方がよいのではないかと考える。加えて、VHF帯の経済的価値は減少していると考えており、見直しして頂ければと思う。

（ケイ・オプティコム）

基本的には用途により特性係数が設定されているものと理解している。

（西日本電信電話）

主として判断すべき観点というのは公共性のところにあると思う。

（東日本電信電話）

衛星通信が、災害時に国民の生命財産の保護に著しく寄与するものとして特性係数がかかっているならば、弊社の災害時のために用意している無線に関しても同様の扱いにすべきではないかと考える。

（座長）

ジャパン・モバイルキャストینگについては、現在、参入のない帯域にどのような事業者が入ってくるのか分からないのか。

（ジャパン・モバイルキャストینگ）

有料放送や広告モデルなど、参入する事業者の形態については分からない。

（北構成員）

ケイ・オプティコムの資料2ページに関して、スマートメータやM2Mは、通信の頻度と

時間が少なく、周波数を占有する時間が少なくなる可能性があるが、そうではない場合もあるかもしれない。一定の頻度、占有時間等の基準が必要だと思うが、何か意見があれば頂きたい。

(ケイ・オプティコム)

具体的にスマートメータやM2Mの通信をイメージできているわけではないが、例えば、スマートメータであれば、30分毎に計測値を送信すると一般的に言われていることからすれば、1日に48回しか通信しないこととなり、通信する時間が短くなるため、料額を安くするといった考え方が適用できるのではないかと考えたところ。ご指摘のとおり、通信頻度等は今後のサービスやニーズから定まる機器の仕様によるものであるため、基準については今後の検討課題と考えられる。

(森川構成員)

震災の時に色々と頑張ってこられたということだが、放送事業者のソフト面での役割を果たすためにかかっているコスト負担はどの程度か。

(日本民間放送連盟)

特に具体的に計算したわけではないが、ランニングコストも含め相当の費用がかかっている。12ページに大体の放送局の概要があるが、中継のために全国的な中継回線を3系統、ヘリコプター、中継車、SNG等を用意している。また、関東広域では送信所についてもデジタルになって増えている。これはあまねく放送普及の努力義務を果たすため、アナログ放送が見えていたというお宅には、デジタル放送も届けるようにしているためである。

(森川構成員)

通信事業者も通常の運用コストにオーバーヘッドをかけて、様々な対策を施されていると思うが、それに比べて放送事業者のかけているコストはどの程度とお考えか。

(日本民間放送連盟)

それほど変わらないかもしれない。通信事業者の場合、開設指針に規定される普及率を達成するため、また、自助努力として多数の基地局を整備されており、設備投資は相当されていると思う。

(座長)

デジタル化の投資のために民放は約1兆円、NHKも5千億円お出しになっているというご説明があったが、放送局の費用とともに、放送番組の編集用のデジタル機器の

部分も含めて全体でそれだけかかったということか。

（日本放送協会）

そのとおり。

（日本民間放送連盟）

我々も同じである。

（座長）

東京キー局はだいたい千億とか二千億ぐらいということか。

（日本民間放送連盟）

確かな数字は持ち合わせていない。

（座長）

ジャパン・モバイルキャスティングについては、新たに放送局を立ち上げた時にどのくらい規模の投資が必要だったのか。

（ジャパン・モバイルキャスティング）

開設計画で出しているのが、世帯カバー率を5年で90%にするもので、約400億円というものである。

（土井構成員）

東日本大震災の時には、大変ご苦労されたと思うが、その経験を活かして、追加でどのような設備投資や改善を行われたか。

（日本放送協会）

停電対策としてバッテリーの長時間化や自家発電の燃料の増量、ロボットカメラの増設等かなり多岐に渡った投資をしている。主に電源まわりが一番の課題であった。

（土井構成員）

金額としてはどのくらいか。

（日本放送協会）

毎年100億ぐらいの数字になるかと思うが、確かな数字は持ち合わせていない。

（日本民間放送連盟）

同じように電源の増強が一番である。これは別に東日本大震災があったからというわけではなく前々から総務省と一緒にやってきていたことではあるが、特に震災の後はA重油の備蓄を各社取り組んでいると聞いている。金額はわからない。

（土井構成員）

同様なことをNTT東西で行われていれば教えて頂きたい。

（東日本電信電話）

通信ルートはもともと、災害時を想定して2ルート作っているが、東日本大震災では海沿いが軒並み被災してしまったため、内陸を通る第3ルートを新たに作り込んでいる。また、停電のための燃料タンクを用意したり、エンジンを追加で置いたり、本当に重要なビルについてはエンジンの予備を設置したりということを実施している。更に、震災の経験で必要と思われたものの中で重要なものは全国展開を図るという対応を取っている。他にも、実際に通信の利用のために災害用の対策で衛星携帯局と連携する様々な移動用の無線基地等を配備して、いざという時の通信の確保を行う配慮をしている。

（西日本電信電話）

西も同じである。通信インフラの特性として、電話局間は二重化がしやすいのでルートの二重化を進めているが、電話局とお客様の家までは二重化が難しい。このため、すぐに復旧できるよう準備をしている。

また、想定される津波の高さまでビルの壁面を強化して、ビル自体が浸水しないような対策を行うことによって、中の機械が水に浸かって止まってしまうことがないように対策するなど、もろもろ行っている。

（森川構成員）

ジャパン・モバイルキャスティングに確認したいが、新規事業者というデメリットに加えて、ハード事業者とソフト事業者が水平分離という新しい形態で参入されているから、更に厳しいという理解でよろしいか。

（ジャパン・モバイルキャスティング）

電波利用料については、ソフト事業者が料金の中に転嫁して、それをソフト事業者から我々が回収するが、ソフト事業者の参入までは時間がかかる。ソフト事業者が事業計画を立てる段階で、電波利用料のウェイトが高く、参入しづらいというのが今の状態である。

(座長)

その場合に、先行投資だからということで、起ち上げ期等の一定期間、例えば黒字になるまでは猶予が欲しいということか。

(ジャパン・モバイルキャスティング)

どのくらいがいいかというのは色んな考え方があると思うが、例えばBS放送や東経110度CSが単年度黒字になるまでに要した8年や、あるいは、電波利用料については3年毎に見直されるので、3年かける3回分の9年猶予などがあると思う。

(林構成員)

ケイ・オプティコム資料にある「オフロード促進に電波利用料を用いることは時期尚早である」という部分の意味の確認だが、これはモバイル事業者は設備投資を軽減できるが、固定通信事業者は相応の対価が得られない状況であってもオフロードトラヒックを負担し、設備投資せざるを得ないため、競争環境に歪みが生じる恐れがあるという問題解決が重要であるということで、平成25年度の電波利用料の使途として、「電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上」の追加を否定する趣旨ではないと理解してよいか。

(ケイ・オプティコム)

そのとおり。安全利用に関するリテラシーの向上というのは必要不可欠だと認識している。ただ、こういったリテラシーの向上と合わせて、その背後にある競争上の課題についても同時にご検討を進めて頂きたいという趣旨である。

(3) その他

第5回会合は平成25年5月27日(月)に開催すること、意見提出者のうち、愛媛県鬼北町、エリア放送開発委員会、全国漁業無線協会、クアルコムジャパン、情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT、全国自動車無線連合会、電気事業連合会からヒアリングを実施する旨、事務局から周知された。

以 上

電波利用料の見直しに関する検討会(第5回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年5月 27 日(月) 13 時 30 分ー15 時 30 分

2 場所

総務省7階 省議室

3 出席者(敬称略)

(1)構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、関根かをり、高田潤一、土井美和子、林秀弥、吉川尚宏

(2)意見提出者(発表順)

愛媛県鬼北町、エリア放送開発委員会、クアルコム・ジャパン株式会社、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT 株式会社、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、電気事業連合会

(3)総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官、
吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、荻原電波利用料企画室長

(4)事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

- 資料5-1 電波利用料の見直しに関する意見【愛媛県鬼北町】
- 資料5-2 電波利用料の見直しに関する意見募集について【エリア放送開発委員会】
- 資料5-3 電波利用料の見直しに関する意見【クアルコム・ジャパン株式会社】
- 資料5-4 電波有効利用と ICT 活用法の観点から【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】
- 資料5-5 次期電波利用料の見直しに関する意見【スカパーJSAT 株式会社】
- 資料5-6 電波利用料の見直しに関する意見【一般社団法人全国漁業無線協会】

- 資料5-7 電波利用料の見直しに関する検討会 ヒアリング説明資料【一般社団法人全国自動車無線連合会】
- 資料5-8 第5回 電波利用料の見直しに関する検討会提出資料【電気事業連合会】
- 参考資料 電波利用料の見直しに関する検討会(第4回)議事要旨

5 議事概要

(1) 意見提出者からのプレゼンテーション

資料5-1から資料5-8に基づき、意見提出者からプレゼンテーションが行なわれた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下の通り。

(土井構成員)

スカパーJSATの意見は、外国で使用している周波数に関しては免除してほしい、電波利用料を使用している周波数の比例配分として欲しいという意見であり、また、自動車無線連合会の意見は、使用する周波数の帯域が半分になるならば電波利用料も半分にしてほしいという意見だと理解している。今までのように公共性や安全安心で2分の1にするなどという考え方ではなく、周波数に応じて比例配分をする、という新しい考え方の提示に対して、他の方からもご意見を聞かせて頂きたい。

また、鬼北町のIP告知放送の使用について、大規模災害での訓練がどのくらいの頻度で行われているのか。また、設置は国土交通省の資金が使われているとの事だが、設置後のメンテナンスはどのような財源によって行われているのか。

(情報通信ネットワーク産業協会)

当方としては、ICT産業界として、納められた電波利用料がどのように社会に還元されるかという点に関心を持っており、直接電波利用料を納める立場にないことから、お尋ねの周波数に応じた比例配分することについての考え方はコメントを控えさせて頂きたい。

(エリア放送開発委員会)

我々の要望の中にも、災害に備え、いざという時に使用することを目的として開設するエリア放送局に対する電波利用料の配慮というものがあり、そういった目的を考慮して頂きたい。

(スカパーJSAT)

補足であるが、帯域比例でやってほしいと主張しているわけではなく、電波利用料の

趣旨というのは国内での電波利用というのが前提なのではないか、という考えを述べている。ITU に登録された周波数を全部使うという前提で免許を取得しているが、実際には、そのうちの一部は国内において一切使っていない。その部分についても利用料を払うのは如何か、というのが一つの考え方ではある。帯域に比例して電波利用料を課すべき、という一部の意見もあるが、免許制度との関連があるので、一律に帯域比例ということを主張しているわけではない。

（全国自動車無線連合会）

平成21年に成立したタクシー適正化・活性化法において、タクシーは公共交通機関として位置づけられている。少子高齢化のため、特に過疎地における高齢者の方々、交通弱者の方々にとってはタクシーしか交通手段がない状況である。また都市部においては、タクシーが深夜での唯一の公共機関として動いている。都心部におけるデジタル化の進行状況はいいところまできているが、地方において多額の費用が掛るために進んでいない。デジタル化を推進することにより、より多くの方々が周波数を受けられると考えている。このままでは平成28年の5月にアナログが終了した際に、特に地方を中心に公共輸送機関として稼働しない事態になると考える。そのためにもアナログからデジタルへの移行に対して、電波利用料を活用したインセンティブをもう少し付けてもらいたい。

（多賀谷座長）

スカパーJSAT の使っていない周波数についてお金を払うのはどうかというご意見について、基本的に免許は周波数を使う事を前提にして得ているのであり、外国向けに使っているから免除するというのは筋が通ってないと思う。例えば、土地を買って一部を使わないから税金を免除してほしいというのは、どうかと思うのと同じではないか。

（愛媛県鬼北町）

まだ計画中にはあるが、本来の訓練の頻度というのは、月一度ぐらいの頻度になると思う。電波が通るかどうかの試験は機械的に毎日確認する必要があるのではないかな。

設置後の維持管理に関しては全額町の資金で管理されることになるが、人口密度が低いので子局当たりの対象人口は約100名と少なく、一人当たりの負担が大きいことになる。

（林構成員）

公益性・公共性と電波利用料の低減との関係についておうかがいしたい。なぜ公益性・公共性があればそれが直ちに電波料用の低減に繋がるのか。公益性・公共性と

利用料の軽減との間には、もう 1 つ媒介項があるのではないか。そこで、両者の関係性について確認したい。というのも、特性係数のように、放送法等法律上の義務履行に伴って支出を余儀なくされる相応の出費に対する補償と考えられるものもあるし、あるいは、当該業務に公益性・公共性があることから、その普及促進を図るためのインセンティブ装置として、利用料の低減を図るべきである、という考え方もあり、この点、各社どのようにとらえておられるのか、主張される公共性と利用料軽減との間にあるロジックについて説明していただきたい。

(多賀谷座長)

電波の利用においては何らかの公共性がある。日本の場合には安全性は無料という観念があって、安全性にお金を払うのは筋が合わないという議論をしているが、電波を利用して結果的に安全性が確保されることに対して、コストを負担するのは当然という考えもある。それでも負担すべきでないという意見があれば伺いたい。

(森川座長代理)

同意見。公共的な周波数においても電波利用料を負担するというのは、何かしら電波を有効利用していかなければいけないという考え方で、有効利用するインセンティブになるからであると思う。国などの公共的な電波を開放していく大きな流れもあると思う。そうした中で公益性・公共性をどうやって考えていくのか、検討されるのかと思う。

漁業無線協会への質問で、全ての漁船にこの端末が設置されているものなのか。

(全国漁業無線協会)

ここに書いてあるのは中短波、短波局の無線局であり、27MHz 帯を使った漁業無線は全国に 400 カ所ある。中短波、短波を利用しているものはどうしても山の上にアンテナを立てる必要があり、そこまでの通信回線として固定の無線回線を使っているため電波利用料の負担が多く経営的に苦しいというのも一面がある。このシステムは中短波、短波局の漁業用海岸局がこのシステムで運用している。

(吉川構成員)

鬼北町の方への質問。防災行政無線に係る電波利用料について全額免除をすべきであると主張をされている。全ての自治体が該当するわけではないが、今後電波法が改正された場合、防災行政無線のデジタル化については補助金が与えられる。それに応募されるのかどうか。こういった受益があるにも関わらず全額免除してほしい、と主張される点についてはどうか。町の財政状況を拝見したところ、平成 21 年に歳入が 80 億 1800 万、歳出が 78 億 5800 万、実質は 1 億 5500 万円という黒字である。こ

という状況の中で補助金が出た場合に、申請されるかどうか。それでも全額免除にすべき、と主張されるかどうかについて、伺いたい。

(愛媛県鬼北町)

1 つ目の点であるが、既に国土交通省の社会資本整備総合交付金を使って施設を整備する準備をしており、電波利用料で施設整備を補助する制度が出来たとしても、既に施設の整備が終わっていると思う。

2 つ目の点であるが、非常時のための施設整備であり、非常時の電波利用に対して電波利用料を取るという発想そのものがおかしいのではないか。

(柴山副大臣)

事務方にまず法律の適用範囲等の正確な内容について説明させ、それを元に議論すべきである。既にアナログの防災行政無線が整備されているものについては、デジタル無線に切り替えることについて電波利用料による補助を行うことが可能である、と考えている。また、これまでアナログ無線を設置していないところには使えないことになっているが、そういうところについて補助金や何らかの手当があるのか。今回 IP 告知放送システムというものがあるという事だが、今回の法改正が一体こういった形で適用されるのかということを、まず前提として、ファクトとして抑えないとなかなか話が咬み合わないと思うので、事務局から説明をさせる。

(竹内電波政策課長)

今回、国会に提出している電波法改正案は、消防救急無線及び防災行政無線の移動系のシステムをアナログからデジタルに移行する場合に、市町村に対して施設整備費の 2 分の 1 を補助するという事業を実施するためのものである。

IP 告知放送システムは防災行政無線の同報系のシステムである為、今回の電波法改正とは重複しない別の分野の話。今回の同報系のデジタル防災行政無線を構築したとしても、これとは別に消防救急無線のデジタル化と防災行政無線の移動系のデジタルの構築することとなる。

また、現在の制度の考え方としては、消防救急無線や防衛用や警察用など、国民の生命財産を守るためだけに使うものには免除し、徴収をしていない。一方、防災行政無線については防災目的と行政目的を両方兼ね備えて、すなわち災害の無い時は一般の行政目的で使うという考え方であり、半額の免除としている。電波利用料に関する以前の国会での審議の中でも、国や地方自治体の電波利用についても一定の負担を負って利用することによって電波の有効利用のインセンティブが働くので負担すべきとの指摘もされているところであり、公的なものだからと言って全て減免ということではない。

(愛媛県鬼北町)

通常の一般行政用の町民の皆様に対する行政報告は IP 告知放送があるので、それで既に行っており、今後も行うつもりでいる。従って、今回整備しようとしている防災行政無線については非常時のみ使うために作るもの。特に子局については子局ごとに電波利用料が発生するが、通常時に子局から放送することは考えられない。災害等で集落が孤立した時に、その子局から無線を通じて対策本部に連絡をするものである。考えとしては消防・水防用と防災行政用との区分というのはどこにあるのか分からないということ。

(森川座長代理)

スカパーJSAT への質問だが、資料の2ページ目の国際競争力の観点という具体的な数値や営業的なデータを教えて頂きたい。

そして4ページ目の「周波数の利用条件は変化することとなるため、引き続きその特性を勘案し軽減いただくことを要望する」とあるが、このことは14ページ目の廃局時の電波利用料額への要望に該当するのだろうか。

(スカパーJSAT)

日本国内だけではなく海外同士の通信に使われており、そういった意味で他の事業者と競争しているわけであるが、その外国の事業者がそれぞれの電波利用料をどのように負担しているのかは国ごとに違うと思う。国内利用をしていない外国でサービスしているものについて、国内の電波利用料が課されることによる国際的な競争力が削がれるということ。

周波数調整というのは非常に難しいもの。国内的に免許を取得してこの周波数を使って良いと言われたとしても、隣接する外国の衛星との干渉問題がある。国際調整に関する規則に基づいて、各国との調整を永続的に行き、これにより通信方式を限定する、一部の帯域は利用を制限させるというように、周波数の利用や利用の仕方に制限がついてしまう。このように国内利用だけで国際調整が必要のない事業者と比較すると、非常にコストが掛かるものであり、このように制約を受けるものについて、国内利用だけの無線局と同じような電波利用料を課されるのは辛い。

後段の質問についてだが、衛星は例えば15年で寿命がきて、新しい衛星に切り替える際、古い衛星は免許を新しい衛星が稼働した後に返上することとなる。しかし、電波利用料は1年単位で支払っているので、一定の期間これが二重払いになってしまうという事態があるというものである。このため、新しい衛星の免許に伴う電波利用料については、古い衛星で支払っていた利用料をもって相殺するような形で対応頂けないか、あるいは途中でその衛星を使わなくなった時でも残りの期間分について返還

頂けないか、ということ。

(柴山副大臣)

情報通信ネットワーク産業協会から「電波リテラシーの向上にむけた取り組みへの利用」についての意見があったが、具体的なイメージについて何かあるか。

(情報通信ネットワーク産業協会)

電波利用料という共益費が国としての競争力の根幹である ICT 産業に繋がってほしいと思っている。具体的には、いつかあると思うが、露出をあげるためには、ある程度費用を掛けた上で多くの国民に告知することも必要ではないか。一部の中で議論をしても普通の方々には伝わりにくい。我々としても、今後具体的に出来る事があれば協力していきたいと考えている。

(柴山副大臣)

スマートメーターは安くすべきとの意見があるが、その根拠は、例えば電気の賢い使い方あるいは節電に繋がるという公益性に配慮するものなのか、スタートアップのために配慮するものか。

(電気事業連合会)

今回は、通信量が少ないと予想されることもあり、少しでも安くして頂ければ有り難いという観点から意見を申し上げた次第。

(情報通信ネットワーク産業協会)

M2M のインフラは十分社会性があり公益性があると思うが、それだけではなく、我が国の発展のため、成長戦略の一環として検討をお願いしたいということ。

(2) その他

第6回会合は非公開とし平成 25 年6月 17 日(月)に、また、第7回会合は公開とし平成 25 年7月1日(月)にそれぞれ開催することとし、論点整理に向けた議論を実施していく旨、事務局より周知された。

以 上

電波利用料の見直しに関する検討会(第6回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年6月 17 日(月) 17 時 10 分ー18 時 40 分

2 場所

総務省8階 共用801会議室

3 出席者(敬称略)

(1)構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、飯塚 留美、北 俊一、
土井 美和子、林 秀弥、柳川 範之、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2)総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官、
吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、荻原
電波利用料企画室長、
南大臣官房審議官

(3)事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料6ー1 電波利用料の見直しに関する検討課題 論点整理(素案)

5 議事概要

(1)論点整理

資料6ー1に基づき、事務局より検討課題ごとに論点及びこれまでの主な意見について説明が行われた。

その後、論点ごとに質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

論点①:電波利用共益事務の在り方について

ア 電波利用共益事務の新用途として現時点で具体的なものはないと思う。例えば、タクシーに公共性があるというのは分かるが、タクシー無線まで公共性があるのかという点に対して違和感がある。

イ 電波は国民の財産であり、他の免許人が良いと言っているから電波利用料を払

ってよいという性格のものではない。

ウ 鉄道無線のデジタル化についてもタクシー無線と同様ではないか。

エ 技術開発について、例えば最近の動向については、ヨーロッパでは 2015 年の WRC に合わせて第五世代移動通信の標準化を図るという議論で、英国政府はサリー大学に 50 億円ぐらい補助を出しているなど、これから活発になる可能性がある。具体的な周波数帯は検討中ではあるが、かなり高い所だと思われ、そこをヨーロッパの標準周波数帯として使われると我が国にも今後影響が出てくるのではないのか。そういう意味で技術開発については力点を置いていかないと受け身になってしまうのではないか。

オ スマートフォン時代になって電波が足りないということは明らか。技術開発によって周波数利用効率を上げていくことは当然やらなくては行けないが、ユーザー側が限られた電波を有効に使えるようなマナーとかルールづくりに力を入れていかないと、いくら技術開発をしても追いつかないという状況になってきている。また、スマートフォンが壊れて、町の修理屋さんで直すと、その時に使われる部品や修理の範囲によって扱っている人も罰せられることがある。こういったところも含めて国民に対して電波の安心・安全な利用に対する啓蒙活動を、学校教育も含めて、強めて頂きたい。

カ 将来、周波数を整理統合していかなければならないと思うが、今後長期的に考えた時に、どんな業務でどんなシステムが周波数の引越をする時に当事者間で負担するケースになるのか、あるいはその一方で、電波をみんなで広く有効に利用するために移転するという主旨で電波利用共益事務として行っていくという考え方もあり、移転対策費用として広く皆さんが使える事務を設けることも考えられる。

論点②：経済的価値の適正な反映の在り方について

ア 経済的価値そのものに見合う料額を徴収することに関して、今の受益者負担のルールというのはあくまでも無線局全体の総体としての受益と負担の関係であり、個々の無線局に料額をどうやって負担させるかというのは基本的には考え方の違い。問題は、応益原則に基づくのか応能原則に基づくのかであって、経済的価値と応能原則が結びつくとし話がややこしくなる。経済的価値は必ずしも応能原則とは結びつかないが、オークションの場合は周波数の価値はどれだけ周波数から稼ぎ出せるのかに直結する部分がある。

一方で、考えなければいけない点は、あまり安い値段を、特に混雑している帯域で取ってしまうと自発的に周波数を圧縮して使おうというインセンティブが出てこない。このため、デジタル化の推進、あるいはより効率よい技術があるのであれば、そちらに移ってもらうというインセンティブを担保する意味である程度経済的価値という、あくま

でも収益力とは違った観点で料額に差を付けておくべきなのではないか。その時に問題は 3GHz 以下、3～6GHz、6GHz 超という 3 区分に、特に第 4 世代携帯電話を導入するときに 3.4GHz～3.6GHz の帯域を使うので今までの 3.5 世代携帯電話とか第 3 世代携帯電話と比べた時に利用料額が変わってくるのが良いのかどうかについては議論が必要。

イ もし電波の経済的価値でもって利用額を徴収するのであれば、現在の 660 億円レベルではなくなるだろうと思う。ただし現実には共益事務の歳出規模分しか取っていない。そして共益費用の配分の際にそれぞれの周波数帯の経済的価値を勘案している。

ウ 高い周波数になる方が使いにくいというのが昔から言われているので、少し高い周波数への移行を促進するという意味では高い周波数の料額が安くなっていることが望ましい。

エ 共益費用と経済価値を勘案するというのは、過去の総務省の研究会、電波有効利用政策研究会で共益費用的な考え方と使用料的な考え方を統合した中で広域専用電波という考え方につながっていると理解している。こうした経緯も踏まえて今回の検討を進めていくことが適当ではないか。

オ 今後、第 4 世代の携帯電話が 3GHz を超えた周波数で導入が予定されており、更に追加周波数についても議論される予定だが、その追加周波数は 3～5GHz が有力になっている。このような状況変化を踏まえて 3GHz 以下、3～6GHz、6GHz 超という区分はどうすることが適当か。

カ 3GHz で区分している現在の周波数区分について、将来微妙かなという感じがする。また、VHF はほとんど新規参入希望者がいないので、3GHz 以下としてひとまとめで良いのかという気もする。

論点③：電波利用料の軽減措置の在り方について

ア 新規参入の話について、これは第 2 回会合でも少し言及したが、公平性を担保しつつ、競争政策の観点から、新創出市場における参入事業者の所期の負担を軽減し、競争を促進するため、新規参入事業者に対する軽減措置を入れるべきではないか。

競争機会の公平性と競争資源格差の公正化を新規参入事業者にも担保しなくてはならない。電波法は従来、競争政策とは接点がありませんでした。しかし、新規参入事業者の所期の負担を軽減し、競争を促進するための措置としてはいろいろ考えられるのであって、例えば、参入当初は従来の無線局単位の課金として、一定数以上の無線局となった場合には広域専用課金とするとか、広域専用料の適用時期を遅

らせるとか、あるいは特性係数を掛けるとか、案は色々考えられると思う。いずれにせよ、新たな項目として、新規参入の話は非常に重要ではないか。

イ 公益性があろうがなかろうが、要するに新しい事業として入ってくるのであれば競争政策としてインセンティブ税制みたいなものを導入した方がいいのではないかとのご指摘か。

ウ 公益性とは分けて考えるべきかと思う。ただし、フリーライドをもくろむ競争主体にインセンティブを与えることはないと思う。新規参入といっても、自らリスクを取ってやる場合と、フリーライドする場合とでは違うので、その区分けは必要だろう。

エ 要するに儲かる事がわかっている周波数帯に参入する場合を除いて、新しく儲かるかどうかわからないリスクな周波数帯に入る時についてだけ新規参入軽減措置を検討してはどうか。

オ 特性係数については、ヒアリングの中でも自分のところにも特性係数を適用してくれというのが結構あったが、全部に特性係数を掛けてしまうと意味がなくなる。本当に特性がある所に絞るにならざるを得ないという気がする。

カ 公益性とか公共性とかというのは非常に定義が難しい。使途との見合いで、片一方で公益性とか言いながらこっちでは緩和されてないというアンバランスがあってはならない。その意味で、あくまでも公益性とか公共性という言葉を出すのではなくて、あくまでも電波の特性や経済的価値による、という形に持っていけないと、何でも公益性という話になってきてしまう可能性がある。

キ こういう問題については引き続き、十分に議論してその中で方向性を固めていく話だと思う。

ク 電波利用料は負担金という性格を持つ制度だが、その中で政策誘導はどこまで許容されるのか。免許人は、公益性とか公共性といったものがあるからこそ有限希少な電波が割り当てられ、特権的な地位が与えられているが、更に費用負担を減免するところまで優遇をすべきか。政策誘導は税制、金融など様々な支援措置がある中で、負担金の減免によって新規参入者を育成することが他の免許人にも裨益すると考えられるのかどうか、十分な検討が必要。

ケ 特性係数の「国民の生命・財産に著しく寄与するもの」は、そもそも災害の時に放送として使えるのが限られていた時代の考え方のようにも思える。時代に合わせた見直しも必要ではないか。

コ 特性係数は経緯の中で積み上がったものであり、論理的に積み上がったものではない。

サ 例えば、エリア放送は、特性係数のア(周波数を共同利用する形態)を適用しても良いのではないか。

論点④:新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方について

ア M2M システムの市場は平成 26～28 年度の間はそれほど拡大せず、それ以降に急速に伸びることが予測される。

イ M2M システムは将来どうなるか分からないので予測が難しいが、後押しするようにはしたい。

ウ IEEE 802.11 系の技術革新も著しく、伝送速度は 1Gbps を超えるものもまもなく標準化される。米国のリパブリックワイヤレスというキャリアは、基本的には WiFi を利用して、WiFi のアクセスポイントが無い場合に携帯電話網をMVNOとして使用するという新しいビジネスモデルを取っている。

その他の論点について

ア 技術革新があったときに、基本的に今までの構図を一から見直すことをきちっと明言しておくことが必要。例えば、特性係数についても、今違うというものがあっても、白紙に戻していいか悩んでしまう。いつか全面的に見直すことが出来るよう、サンセット条項のような仕掛けを用意しておく必要があるのではないか。

イ サンセット条項を入れるとしても、本検討会での結論が3年間生き残っていくことを考慮して、検討を進める必要がある。

ウ 基本プリンスiplをきちんと決めていく必要がある。それがないと変わった時に条件が変わったどうか分からないことになる。

これらの意見を踏まえて資料6－1を修正し、事務局において論点ごとに考え方(素案)を作成して、次回会合において検討することとなった。

(2)その他

第7回会合は平成 25 年7月1日(月)に開催する旨が周知された。

以 上

電波利用料の見直しに関する検討会(第7回会合)議事要旨

1 日時

平成25年7月1日(月) 10時00分～12時00分

2 場所

総務省8階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、吉川 尚宏、柳川範之、林 秀弥、
高田 潤一、関根 かをり、北 俊一、飯塚 留美

(2) 総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、菊池総務課長、竹内電波政策課長、
南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料7-1	電波利用料の見直しに関する基本方針 論点と考え方(素案)
参考資料7-1	電波利用料の見直しに関する検討会(第5回)議事概要
参考資料7-2	電波利用料の見直しに関する検討会(第6回)議事概要

5 議事概要

(1) 論点と考え方について

資料7-1に基づき、事務局より検討課題ごとに論点及びこれまでの主な意見について説明が行われた。

その後、論点ごとに質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

【はじめに】

(高田構成員)

スマートメーターまたはM2Mについて、携帯電話システムを使ったものに限られた議論であると理解しているが、そもそも免許不要のシステムも提案されているが、そうい

ったものについては議論の対象ではないのか、確認したい。

(竹内電波政策課長)

M2Mについては、免許が必要な携帯電話や BWA を使うシステム以外に、PHS や IEEE 規格のマルチホップ方式といった免許不要のシステムを使ったものについても、現在、電力会社やガス会社で検討されている。その違いを考えたときに、免許不要システムはそもそも電波利用料の負担がない。一方で、携帯電話や BWA を使うものについては現在の制度でいくと 1 台あたり年間 200 円かかり、これが料金に反映されると普及の足かせになる指摘がある。この懸念を払しょくすることによってさまざまな無線、システムの選択肢を広げていこうというもの。

(高田構成員)

ということであれば、もう少し限定的な書き方のほうが、むしろ適切なのではないか。

(多賀谷座長)

現在の書きぶりでは確かに無線局、免許が要らない場合についてもお金をとるのではないかという誤解があるので修正した方がよい。

(北構成員)

免許不要局も含めて無線局数が今後増大した場合、電波の監視や総合無線局管理システムの構築運用にかかるコストのうち無線局数に比例して増えていく部分はどのくらいの割合か。

(竹内電波政策課長)

携帯電話の端末は現在、包括免許であり、他の固定通信システムなどのように、細かな管理を常に行っているものとは若干特性が異なっている。そういった前提に立ち、局数が増えたときに、必ずしも今後とも比例して増え続けることにはならないと思っている。係数がどれくらい変わるのかについては、業務の実施の方法と連動するものであり、より効率的な電波監視やデータベースの管理運用をどうするかに依存してくると思う。

(多賀谷座長)

電波監視のシステムを行政に任せてしまうと、比例的に上がっていくというものであるため、免許人自体が自らコントロールするという仕組みで、ある種のデータベースを免許人自体持ってコントロールするという話と、行政がコントロールする、その両方をどの程度分配するかという話になるだろう。

(吉川構成員)

2 ページ目の論点の 3 番で、今後の歳出規模として年間 710 億円とあるが、歳出は平成 25 年度では 666 億円と防災行政無線のデジタル化でかかる歳出 25 億円と考えると、平成 25 年度に比較して 20 億円ぐらい差があるように見える。

(竹内電波政策課長)

今年度については初年度で市町村の準備も必ずしも整っていないこともあり、25 億円規模でスタートしたが、平成 26 年度から平成 28 年度については年間 100 億円程度かかる見込みである。

(吉川構成員)

本来、防災行政無線のデジタル化は地方自治体が行うべきで、既に自分たちで整備していると自治体もある中で、これから国が 100 億円単位でお金を付けるという議論は、去年にはなかったと思う。地方自治体がまず一次的に努力し、支援の水準が適当かっていうのを毎年きちっと議論していく必要があるのではないか。今ここで 710 億円とフィックスするには論拠が乏しい。

(多賀谷座長)

過疎地では恐らくほとんどやりようがなく、こういった措置がないとデジタル化できない。

(竹内電波政策課長)

総事業費ベースで 4,000 億円を越える規模の中、支援対象として財政力の弱い自治体に限定をしており、100 未満程度の自治体を想定している。

(吉川構成員)

4,000 億円のうちどれくらいを、電波利用料から捻出するという見通しでいるか。

(竹内電波政策課長)

200 億円から 300 億円の間。

(多賀谷座長)

金額について議論があったが、歳出規模については今のところ議論が固まっていない。タクシー無線とか二次利用の無線システムまで財政支援するのは困難であるという話もある。論点5にあるように、見直しを必要とする考える。

(柳川構成員)

歳出については、どうかたちで事務の効率化や必要性の検証をやっていくのかということが見えるようにすることが必要。

【経済的価値の適正な反映の在り方について】

(森川座長代理)

まず経済的価値がVHF帯とUHF帯ではかなり異なるように思うので、検討することが必要。検討対象は平成 26 年度から 3 年間であり、その間に 3GHz 以上の周波数帯を使う第4世代携帯電話などが爆発的に普及するというのは恐らく無いように思うので、UHF 帯についてはまだこのままでいいのかなと思っている。

(飯塚構成員)

海外のオークション結果が必ずしも日本の経済的価値に相当するということではないが、1GHz 以下とそれ以上の帯域に関し、1GHz 以下の 700MHz から 800MHz 帯と 2GHz 帯のオークションの落札額を比較してみると 10 対 1 ぐらいの価値の開きがあることを踏まえると、1GHz 以下について区分をするかという考え方について検討が必要かと思う。

(多賀谷座長)

②-1について、基本的に広域専用電波に指定される周波数帯では、無線局単位での課金をした場合には、まだその免許数に比例して料金が設定されるわけだが、成熟している利用分野もあり、帯域課金ということで良いと思う。今後は、帯域課金的な仕組みと無線局単位で課金するという二つの仕組みとなり、現在の広域専用電波についてはこういう方向で良いということでこの検討会では合意されたと考えていきたい。また、3GHz 以下については VHF 帯の特殊性、1GHz 以下について、現在包括的に捉えているのを見直すという事について議論が必要。

【電波利用料の軽減措置の在り方について】

(林構成員)

『公正競争』という言葉は、総務省の過去の文書を見ても、明確に定義されていないと思う。『公正競争』という非常に幅のある概念をどう捉えるのかは、議論があると思う。競争条件の公正で考えるのか、あるいは競争行為の公正で考えるのかで、変わってくる。この言葉が、具体的にどういうことを念頭におかれているのか確認したい。

(竹内電波政策課長)

広域専用電波の電波利用料については、これまでは減免を受けずに自らのリスクで資金調達して事業が展開されてきた。これから新規参入者に対して軽減がされるとなると、既存事業者と新規事業者間で条件の差異が出てくるということで記載している。

(多賀谷座長)

広域専用電波については帯域課金にするといった場合に、最初から帯域課金では新規にはなかなか入りにくい。広域専用電波を帯域課金とするためには、そこは十分に成熟した周波数帯であるという確認が必要である。

【新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方について】

(高田構成員)

②に関して、「他の無線システムと比較して電波の利用頻度やデータ量が少ないことなどを踏まえ、電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である」という書き方に違和感があった。なぜ大幅でないといけないのかがわかりにくいような感じがする。

(多賀谷座長)

人が使うような無線システムとは利用形態が違うという趣旨だろう。

(竹内電波政策課長)

システムの利用形態が違うという点が一つある。また、スマートメーターについて考えたときに、現在の検針料が月 40 円から 50 円に対して、端末あたり年額 200 円の電波利用料がそのまま維持された場合には月額 17 円に相当するのでコスト増要因になってしまい、成長戦略の一環で図るためには、大幅な引き下げが必要だというご意見もある。

(高田構成員)

そうした趣旨であるならば、少し、『戦略的に』大幅に下げるという意図が伝わるような書き方のほうがよい。

(柳川構成員)

戦略的に普及を促進するために電波利用料負担を引き下げるというポイントと、他の無線システムと利用形態を比較して引き下げるというポイントがあるが、後者についてのみ言及したような書き方にも見える。

(北構成員)

無線局単位で課金をしていることについて、スマートメーターを例にとった場合、スマートメーターにかかる電波利用料というのは、どうやって算出するのか。

(竹内電波政策課長)

スマートメーターを携帯電話等と区分して管理するとなると事業者に大きな負担になる上、実際のトラフィック量を検証しようとするさらには大変。したがって、これらの区分を考えないというのも一つの考え方ではないか。極力簡素化をするという観点では、この広域専用電波を使う携帯電話や BWA については、端末台数をスマホ的なものと M2M 的なものに分けるのではなく、端末としてひとまとまりに考えるのが一つの在り方ではないかと考えている。

(多賀谷座長)

広域専用電波として使う場合には、無線局の数について、スマートメーターは膨大な数であるため、それを調べるコストのほうが高くなってしまう。適正な料金がいくらかということも、計算しにくいところがあるだろう。

(高田構成員)

③の一次業務、二次業務の言葉の使い方は修正が必要ではないかと思う。

【その他】

(森川座長代理)

「現状において電波利用料を課金することは時期尚早である」という文言は将来的には課金されるという雰囲気があるので、修正した方がよいと思う

【特性係数について】

(林構成員)

特性係数で問題になっている「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」という意味での公共性について発言したい。この点について、放送には放送の固有の公共性があり、一方、通信にも通信の固有の公共性がある。それぞれの公共性は、あえてエモーショナルな言葉を使わせていただければ、突き詰めていうと、矜持とでも形容すべきものであるような気がする。矜持であるならば、そもそも他者にひけらかすものではなく、ましてや他者の矜持と比較することは出来ないのではないか。他者の役務の公共性と比較して自らの公共性の優劣を比較することが難しい以上、特性係数におけるこの意味での公共性は、量的な程度差ではなく、質的な差異があるかどうか、の検証に基づいて勘案すべきなのではないかと思われる。また、関係者等から提示された個別の主張やその論拠に対して一つ一つ丁寧かつ論理的に応答していくことがきわめて重要である。加えて、今、この時期に特性係数の見直しをする必要性についてあらためて整理する必要はないか。というのも、次の次の3年間には、300億円規模の地デジ対策経費のための歳出がなくなることを考えると、3年後にあらためて制度全体を見直すこととしてもよいのではないか。

(森川座長代理)

特性係数については、一旦決めたことを将来にわたってそのまま適用していくのではなくて、将来的にはきちんと見直していかないといけない。「国民の生命、財産の保護」の特性について考えると、ここ3年間の時代変化において携帯電話事業者についてもかなり公共性を帯びてきた。それを踏まえると公共性の観点に於いて携帯と放送の扱いを異なるものにするのは難しくなっているのではないか。ソフトに対して放送事業者は責任を負っているのでコストがかかるという一方、国民は携帯電話事業者についても非常時対応に非常に多くのコストがかかっているという認識であろう。放送事業者から特性係数をはずすという議論と、携帯電話事業者に特性係数をかけるという議論があるが、そこは携帯電話事業者に特性係数を適用するというほうが、きれいに整理がつくのかなと思う。

(北構成員)

災害対策基本法において、指定公共機関として指定された機関は発災時にそれぞれの職域における責任を果たす義務を負っている。情報通信市場におけるプレイヤーとしてはNTT東西、コム、ドコモ、KDDIというところが指定されていて、放送業界はNHKのみ指定されている。

(秋本放送政策課長)

補足ではあるが、民間放送事業者については、指定地方公共機関として指定されていることを申し添える。

(高田構成員)

そういった法律で決まっているなどを基準に考えた方がスムーズではないか。

(多賀谷座長)

「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」という特性係数に関して、放送においては、災害時においても放送波を確実に放送するというハードと、ニュースなどのコンテンツを作成する情報メディアというソフトの2つの面があるという主張であった。

(森川構成員)

「国民への電波利用の普及に係る責務等」については、考え方1にあるとおり、放送事業者は放送法であまねく普及努力義務、責務が定められている一方、携帯電話事業者には規定がないということや、人口カバー率と世帯カバー率という、普及目標について差がある。やはり法律で規定されているか否かというのは非常に大きいと思う。ユニバーサルサービス義務が適用されるといった制度変更があった場合は別として、少なくとも現時点においては引き続き、携帯電話には当該特性係数を適用すべきではないのではないか。

(多賀谷座長)

特性係数というのは過去から積み上げられたものであって、その積み上げの経緯は尊重しなければならないが、3年待てばいいとすると3年後また同じ話になると思う。

(飯塚構成員)

今後、特性係数の「同一システム内で複数の免許人による共用を行う利用形態」のケースがこれからどんどん増えていくと思う。恐らく既存の現行のシステム以外にも、同じ周波数を異なるシステムで使っていく利用形態が進んでいくと思う。

(吉川構成員)

特性係数 $1/2$ が二つ当てはまると $1/4$ にして算定されているが、公平性の観点からこれで良いのか、複数の係数が該当する場合に合計に上限を設けるなど、整理したほうが良いと思う。

(多賀谷座長)

レーダーやルール無線については、他の一般的なシステムとは異なると思うが、よく違いを検討すべきだと思う。

(吉川構成員)

FPU やラジオマイクなどの周波数移行で、周波数幅が一時的に増加することがあって、それに対して何らかの措置を講じることが適当であるという表現がある。いわゆる立ち退きの費用を次に周波数を使用する者が負担するスキームが、去年の電波法改正で作られたと理解している。こういった費用を補填するために電波利用料を追加徴収するような仕組みにはなっていないのか。

(竹内電波政策課長)

700/900MHz 帯の周波数再編において携帯事業者が負担するのは、新しい周波数帯に移る無線設備、付帯施設、工事費用に限定されている。ご指摘のように応分の電

波利用料分を負担させるという考え方もあると思うが、そうはなっていない。このため、「過度な負担が生じないよう、何らかの措置を講じることが適当」としている。

(林構成員)

今回の電波利用料制度の在り方については、経済的価値の範囲を、これまで以上に広げるという方向と承知しているが、そもそもの電波利用料の性格である共益費用という主旨から外れないか。

(多賀谷座長)

「はじめに」で共益費用であるという前提とする旨が記載されている。また、今回の見直しで経済的価値を著しく高めるとはなっていないと思う。

(竹内電波政策課長)

4 ページの論点と考え方の①のところで、a 群とb 群の考え方については現状通りとするのが適当であると記載している。

(多賀谷座長)

広域専用電波について、a 群 b 群両方とも帯域課金にすることによって、a 群 b 群のバランスはどうなのかということが一番の問題だと思う。b 群について無線局単位でどんどん取っていくと、それはある意味、経済的価値を強めることになる気もする。

(2) その他

第 8 回会合は平成 25 年 7 月 12 日(金)に開催する旨が事務局より周知された。

以上

電波利用料の見直しに関する検討会(第8回会合)議事要旨

1 日時

平成25年7月12日(金) 16時00分ー17時45分

2 場所

総務省8階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、飯塚 留美、北 俊一、関根かをり、
林 秀弥、柳川 範之、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2) 総務省

橘総務大臣政務官

吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、菊池総務課長、竹内電波政策課長、
越後電波利用料企画室長

南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料8-1 電波利用料の見直しに関する基本方針 論点と考え方(案)

参考資料8-1 電波利用料の見直しに関する検討会(第7回)議事要旨

5 議事概要

(1) 論点と考え方について

事務局より資料8-1に基づき、電波利用料の見直しに関する基本方針の論点と考え方(案)について説明が行われた。

その後、論点ごとに質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

【電波利用共益事務の在り方について】

(飯塚構成員)

米国において周波数の逼迫対策として、政府が使用している周波数を民間で

も使用できるよう、周波数共用に向けた技術開発が進んでおり、国防総省が予算をつけて研究開発を進めている事例もある。今後、用途を検討する際の物差しとなるのではないか。

(林構成員)

参考資料の3ページのグラフは、受益と負担のアンバランスを示すものと一般に理解されているが、歳入及び歳出の内訳について暦年変化を把握しておく必要がある。各年度の状況を数量的に把握した上で、顕著な変化が起きた年度についてその原因を明らかにし、その際取られた措置があれば、その効果を整理しておく必要がある。

(湧口構成員)

2ページの論点1に関し、総務省では均衡予算を取ることを前提とされているのか。あるいは、3年単位で幅を持たせて均衡させるということか。

(竹内電波政策課長)

基本的には料額を算定する際に3年分の歳出見合いで料額を決めるが、端末の数や割り当てをしている帯域の増減などで、2年目、3年目と歳入は変化をしていくもの。可能な限り各年度で歳入、歳出を一致させる必要があると考えているが、参考資料の3ページにあるように、今年度予算では80億円弱の乖離があるのが実態である。

(吉川構成員)

論点2で防災無線のデジタル化をする費用がこれから増えることについて書かれているが、昨年の電波有効利用促進に関する検討会資料において、事務局が試算した推定の整備事業費が4,200億円、そのうち財政力指数の低いところに補助して年間あたり180から260億円がかかるとなっていたと認識している。防災無線のデジタル化に反対するわけではないが、一義的には自治体で整備するべきであると考えている。更に、例えば消防防災通信基盤整備費といったスキームがある中、電波利用料による補助でどれぐらい見込んでいるのか。次期の歳出規模について、最初から歳出増ありきというのは、どうかと思う。

(竹内電波政策課長)

電波利用料による歳出の見通しとして、平成28年度までの額として200から300億円ということを、前回会合では申し上げた。本年度、25億円でスタートしているが、今後も25億円、あるいはそれよりも小さな予算額とすれば、財政力の低い自治体すら支援できないこととなるので、26年度以降、一定の歳出増は見込まれると考えている。

(多賀谷座長)

どの程度の予算を当てていくかは、この報告書で決まるのではなく、国として、消防救急無線のデジタル化をどの程度、推進していくかという中で決まる。一定

程度、消防防災無線に使うこと自体は、電波法改正で決まっている中で、無駄遣いにならないか危惧されているのだと思うが。

(吉川構成員)

消防庁や地方交付税交付金から出したらいいと思うが、電波利用料から 4,200 億円のうちの 1,050 億円も出すのは弾んでいるという印象。

(竹内電波政策課長)

地方事務なので市町村が行うのが大前提ではあるが、共通波の部分については消防庁の補助があるが、それではやり切らない部分もたくさんあるため、平成 28 年までに確実に移行を完了させるために必要だということで国会にお認め頂いたもの。

(吉川構成員)

規模を検討することが必要であると後ろで書いてあるので、このままの記述は了解した。

【経済的価値の適正な反映の在り方について】

(飯塚構成員)

前回発言をした②－3 について、VHF と UHF を分けることにプラスアルファとしてさらに UHF 帯においても、いわゆるプラチナバンドといわれる 1GHz 以下の UHF と 1GHz 以上の経済的価値について、例示として 10 分の 1 の差があると言ったものであり、これがそのまま電波利用料に反映されるという主旨ではない。

また、今後の周波数需要を考えたときに、いわゆるプラチナバンドの需要が拡大してきており、ヨーロッパ、アフリカ、中東の地域においては、今現在、放送に使われている 700MHz 帯を通信に使うということで 2015 年以降にその配分を決める方針になっている。また一方でアメリカにおいても今現在放送に使われている 600MHz 帯を将来的にモバイルに配分することで、検討が進められている。こういった需要を考えると、配分比率を VHF、プラチナバンド、1GHz から 3GHz というかたちで配分比率を考えることも一つの考え方としてあるのかなということで意見した。

(林構成員)

②－3 の考え方①の VHF 帯と UHF 帯の違いとして上げられている項目について、VHF 帯の電波特性を、都市ノイズといった点だけをアприオリに取り出すのではなくて、もっと丁寧に記載した方が良い。例えば、携帯電話やテレビ放送に使われる UHF 帯に比べて、マルチメディア放送や FM 放送・コミュニティ放送に使われる VHF 帯は圧倒的に市場規模が小さいといった経済的市場規模の相違であるとか、伝送できる情報量や周波数の伝搬特性の違い、さらには、送信設備の設置コストの違いやアンテナ・装置のサイズの違い、繰り返し利用効率の違いといった、VHF 帯の電波特性について、もっと記載を充実して書き入れるべきである。もう少し丁寧に記載した方が良い。

(湧口構成員)

1GHz を境に区分するという記載の中で、電波利用料が手数料的性格であることを考えると、周波数オークションの落札額は根拠として難しい。その意味で周波数特性の違いで、特定の周波数に対する混雑が出てくるので、その混雑をどう解消していくか、という側面を前面に出すようにしたほうが良い。方向性として差をつけていくこと自体は私も賛成である。

(多賀谷座長)

VHF 帯と UHF 帯に区分するということは適当であるという意見については、異論はないので、そのままとする。1GHz で UHF 帯の中を分ける話については、周波数オークションという表現を避け、また、今回の見直しではなく、3 年後以降に検討すると書いたほうが良いだろう。

また、UHF 帯と VHF 帯を分ける場合に、敷居値をどうするかについてご意見等あるか。

(森川座長代理)

周波数は連続であり、ここを境に違うということがない。そこは、どうしてもえいやになると思う。例えば 301MHz と 300MHz ではほぼ同一であるので悩ましい。

【新たな電波利用システムに関する料額設定の在り方について】

(林構成員)

15 ページの②について、今回加わった『戦略的に』は、具体的に何を指すのか。11 ページの②にある新規事業の拡大や立ち上げ支援は困難であるとなっており、これは M2M についても共通する部分もあると思うが、どのような切り分けなのか。

(竹内電波政策課長)

無線局単位で課金しているb群について帯域当たりの負担として、例えば 1MHz 当たり何台という上限を設け、それで必要な電波共益費用はカバーできるということであれば、負担金の負担の考え方としては説明が可能だと考える。一方で、新規参入という理由だけで特定の特性係数をかけるというのは必要な負担をしていないということになるのではないか。

(多賀谷座長)

ホワイトスペースについては、あまり議論がなかったが、既存の料金設定はどうなっているのか。

(竹内電波政策課長)

ホワイトスペースを使うエリア放送の無線局の場合には、電波利用料は 31,800 円である。問題意識として、例えば、同一システム内で同じステータスで周波数を共用する場合に自由度が低いということで特性係数により2分の1としているが、

ホワイトスペースのように優先順位の低い無線局については、これより価値が低いことをどう考慮すべきか、ご意見をいただければと考えている。

(湧口構成員)

電波利用料の性質は、混信等の規制費用を前提としていることを考えると、例示されている狭小なエリアとか閉空間では、それほど費用がかかるものではないというよう整理もできるのではないかな。また、エリア的にもごく数十メートルといったものであれば、2分の1という数字よりは、もう少し低くてもいいというような感覚は出てくるのではないかなと思う。私はエンジニアではないので、エンジニアの先生方のご意見がないと何とも言えないが、あくまでも空いているところで使わせる、と考えれば額を高くする必要性はない。

(森川座長代理)

ホワイトスペースの二次利用者は苦労しながら入り込んでくるので、料額を下げるというのは、一般的に納得されると思う。

【その他】

(飯塚構成員)

免許不要局に対する電波利用料の課金について、世界的に見ても課金をしているケースというのは多分ないと思われる。逆に免許不要の帯域をさらに拡大していこうという政策方針が打ち出されるケース、特にアメリカなど需要があればそれに対して必要な帯域を増やしていく方向性が出されている。電波利用料を取るというのではなく、免許不要で使えるような帯域を増やしていくような政策的な方向があっても良いと思う。

【電波利用料の軽減措置の在り方について】

(北構成員)

特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に関しては、携帯電話にはソフトの責任はないものの、3.11以降の携帯電話事業者各社の多大な設備投資と、いつ災害が起こっても迅速に応急復旧できるような体制作りを鑑みた場合に、携帯電話事業者にもこの係数をかけるべきであると思う。2番目に特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」については、法律に定められた義務がないことや、また、携帯電話事業者の人口カバー率として、各社さんが言っている90%とか100%という数字について、ICT諸問題研のほうでも議論されているとおり、人口カバー率や実人口カバー率の実状がよくわからないため統一しようという話があるような状況であることから、考え方①のほうに賛同する。3番目にV-Highマルチメディア放送に関しては二つの特性係数を適用すべきであると考えている。そして、特性係数の算定方法については、参考資料の8ページのア～カの一つ一つの特性係数が独立であるならば、これを掛けることには問題がない。これらに加えてさらに特性係数を増やすとすれば、それはまた別の話になるが、現在のこのレベルであれば、考え方①のほうを支持する。

(吉川構成員)

特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に関しては、携帯電話にも適用すべき。放送はソフトについて責任を負っている一方で、携帯電話のオペレーションも大変であることを考えると、同じくらいウェイトはあるのかなと思う。また、Radikoのようなものが増えていき、放送のコンテンツを携帯電話の電波で流すことも可能になるなど、携帯電話も放送コンテンツの流通に貢献しているという見方もできると思う。したがって、ハード、ソフトの分離論というのは、あまりふさわしくないと思っている。(2)の国民の電波利用の普及にかかる責務について、非常に判断難しいところだが、外形的にきちっと基準があったほうがいいと思う。そうした中で、エリアカバー率については先ほど北構成員がおっしゃったようにやはりユニバーサルサービスという法的な義務があるかどうかで、判断するほうがいいと思う。(4)については、前回私が申し上げた論点である。そもそも参考資料の8ページにある2分の1や5分の1という係数が、何故なのかが、よくわからないところがある。しかし一方で、今回、議論の時間的な制約がある中で、主に議論している特性係数の「ウ」と「エ」についてはある程度、考え方と該当無線システムのロジックは、はっきりさせておきたいという思いがある。したがって、私から問題提起したものの、特性係数に関する他の論点等については、次の3年の間にはロジックを作りたいと考える。以上を考慮すると、今のところは考え方①である。

(多賀谷座長)

現実には特性係数を複数掛け合わせて、かなり低額の電波利用料しか払っていない具体的な例を事務局のほうでいくつか挙げてみていただけないか。

(竹内電波政策課)

参考資料の8ページにあるように、ルール加入者無線については、「ウ」と「カ」が適用になるので、 $1/2 \times 1/5$ で $1/10$ となっている。衛星携帯電話につきましては、「イ」、「エ」、「オ」、「カ」の4つが該当するため、 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 \times 1/5$ で合計 $1/40$ という算定になる。

(湧口構成員)

(1)のところは意見が違う。特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に関して、携帯電話の公共性は認識している。しかし、参考資料の12、13ページにあるように指定公共機関、指定地方公共機関としては他の事業も挙げられている中で、携帯電話だけに拡大するというのが良いか。どこまで拡大すれば良いのかをある程度議論しないとまずいのではないかと考えると、考え方①で良いのではないか。(2)については、携帯電話事業者が努力しているという点は評価しなければならない一方で、線引きが必要であり、考え方①が適当であると考え。また、(3)については、混雑、利用条件等を見た時にUHF帯とVHF帯の経済的価値の違いである程度勘案されるのであれば、それで十分対応出来るのかなという印象を持っており、考え方③に近いと考えている。(4)については、 $1/2$ と $1/2$ を足すと1になって全免になってしまうのでかけ算しか選択できないのではない

か。なぜ係数が $1/2$ なのか、 $1/5$ なのかというと明白な根拠はなかなか出てこないと思うので、さしあたっては考え方①で良いと思う。

(多賀谷座長)

最初のご意見について、国民の生命、財産の保護に寄与するという点では、携帯事業者も放送に非常に近いけれども、他方において医療とか電気とかは同じではないかということか。その場合に、放送だけなぜ 2 分の 1 にしているかという理屈も通らないと思うので、全部 2 分の 1 にするというご意見と理解して良いか。

(湧口構成員)

そのとおりであり、差し当たっての議論の時間を考えると現行制度を維持するしかないのではないかと考えている。

(林構成員)

(3) の V-HIGH マルチメディア放送に関する特性係数の扱いで、考え方の①、②、③ともに、「地デジ移行対策の受益に対する負担を行うことが適当である」との表現があるが、電波利用料によってまかなわれる費用は、電波法第 103 条の 2 第 4 項の電波利用料の定義において明らかなように、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に対するものとされており、受益は、免許人及び登録人全体に等しく及ぶものである。しかし、この表現は、全体の受益ではなく、特定の免許人等の受益と受け止められるおそれのある言い方である。

(多賀谷座長)

要するにこれだけ多大なコストと手間をかけて空けた周波数は有効に使ってほしいということあると思う。

(林構成員)

電波利用料によって賄われる費用は、電波法第 103 条の 2 第 4 項の電波利用料の定義において明らかなように、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に対するものであり、受益は、免許人及び登録人全体に等しく及ぶものであるということが、電波利用料制度の大前提であるということを、あらためて強調しておきたい。結論的には、V-HIGH マルチメディア放送も基幹放送として、災害放送義務やあまねく普及努力義務を負っているということに鑑みて、(3) については考え方③が適当と考える。

(柳川構成員)

基本的には森川座長代理が前回示されたご意見に賛成である。(1) に関して、この電波利用の軽減のところは論理的にすべて片付くという話ではないが、今回の一番大きな変化というのは、携帯電話事業者の災害対応への寄与が大きくなってきたということであり、②で整理するのが妥当ではないか。(2) に関しては、制度的な違いを今回は整理のきっかけとすることで、考え方①が適当ではない

かと思う。(3)に関しては、自然な流れでいくと考え方③となると思う。(4)については、本来であればきちっとロジックを尽くして考えるべきではあるが、負担の割合なのでなかなか難しい。このため、現状では考え方①が適当では無いかと思う。ただ、考えておくべき点は、事業者の方々にとっては、今までの歴史を踏まえた継続性は必要なことだと思っているが、ただそうは言ってもこれから先は技術や色々なことが相当変わる。技術の変化を踏まえて、状況が大きく変わってきたところを捕まえて、見直していくというのが、比較的現実的なことではないか。

(北構成員)

指定公共機関で通信事業者、放送事業者以外、医療、電気、ガス、鉄道と書いてあるところについて、例えば東京電力、東京ガス、JR 東日本は独自に周波数を割り当てられているのか。また、それに対する減免はないのか。

(竹内電波政策課長)

公共的な企業体に対し、必要と認められる範囲で電波の割り当てを行っている。利用料の減免はない。特性係数の掛かっているシステムを使用している場合には、結果として減免がなされている。

(多賀谷座長)

先ほどの湧口構成員の意見についてだが、放送、通信における指定公共機関の公共性というのは、電波を使ってサービスを行っているという点で公共性が認められている。これに対してエネルギーやガスの供給といった公共性については、電波をたまたま使っているのであって、筋が違う。

(湧口構成員)

例えば、東日本大震災のときに、鉄道無線で逃げろというような指示があったりした中で、鉄道無線は公共性がないとは言えない。また、飛行機の離発着に関しても無線でコントロールしている訳で、こういったものに公共性がないとなると今後問題になってくると思うので、記載ぶりを考えた方が良いと思う。

(森川座長代理)

地デジの跡地利用について、これからいろいろなシステムが入ってくる中、今回の皆さま方のご意見を踏まえると、携帯電話も周波数帯によって、特性係数が掛かるものと掛からないものが出てくるということになるのか。

(林構成員)

それは違うと思う。

(湧口構成員)

少し全般的な話になるが、混雑しているところで非効率な利用は排除しなければならないというのが大前提としてある。一方で、電波利用料が手数料であることを考えると、料額を取ったがゆえに、あるシステムは全く電波が使えなくなって

しまうことではまずい。決して、特定の無線を電波の利用から排除させようというつもりではない事を念頭にいれておくべきである。

(多賀谷座長)

これまでのご意見をまとめると、特性係数「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」については、多くの構成員の方は通信事業者にも特性係数を認めるべきではないかという意見であった。ただ、一部の方から、ほかの医療・電気・ガス等との区分けを明確にすることについて意見があった。次に特性係数「国民の電波利用の普及に関わる責務」については、放送のみ特性係数を適用すべきという意見が大部分であった。第3のV-High マルチメディア放送に関する特性係数の取り扱いについては、概ね考え方③を採用すべきとの意見であったが、地デジの跡地利用に係る特別な受益を電波利用料において勘案するのはおかしいというご意見もあった。最後の特性係数の算定方法については、現在の特性係数についてあまり論理的な説明がないということで疑念はあったが、考え方②については他の無線局への影響もあるので直ちにとるべきではなく、差し当たり考え方①が適当であるが、今後見直しを行うべきであろう。

私の意見ではあるが、ルーラルの特性係数についてはそれなりの合理性はあると思うし、特性係数を考える際に大口な利用者と小口な限定的な利用者では区別して考えるべきであろうと思う。

(林構成員)

a群とb群について、本体資料の4ページと参考資料の7ページで表記に揺れが見られるので、表現を修正頂きたい。具体的には素案の4頁における「論点と考え方(素案)」の①では、a群を「電波の経済的価値の向上につながる事務(研究開発、携帯電話のエリア整備など)」と説明され、素案の参考資料7頁の図中でも同じく説明されているが、同頁上部では、a群を「使用帯域幅に応じた負担部分」と説明している。「a群」も「b群」も法律上の概念ではなく、計算過程において用いられている概念ではあるが、計算の基礎として機能する以上は、明確に概念が規定されなければならない。

(北構成員)

4ページの②-2について、増額率を一定の水準に収める措置を前回と同様に適用すべきであると思うが、20%という数字は、今回は当検討会としては決めていないということで良いのか。

(竹内電波政策課長)

今後、検討会の方針を受け、具体的な数字は意見募集をしながら、検討していくことになる。

特性係数の中で、(3)のV-High マルチメディア放送について、地デジ跡地を使う携帯電話とその他で差が出てくことに違和感があるという意見もある中で、考え方②と③のいずれかといった書き方も事務局としては考えられると思うがいかがか。

(多賀谷座長)

それでは今の事務局のご意見のようなかたちで最終案に盛り込むこととした
い。

(2) その他

第9回会合は平成25年7月26日(金)に開催する旨が事務局より周知され
た。

以上